

289

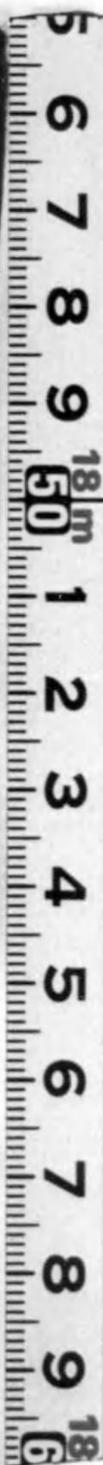
289-Sh96-127



1200500732437

子 太 德 聖

著 峰 米 嶋 高



始



119

289
SH 96
12



子 太 德 聖

著 峰 米 嶋 高





子太宮上の時の歳七

聖徳太子

高麗米糶



954
268

序 言

次代の大日本帝國を、背負うて起つべく運命づけられて居る、現代の青少年諸君に對して、茲に、御年僅に二十歳の御若さを以て、推古天皇の皇太子攝政として、萬機を總攬遊ばされ、内は憲法を發布して、東方君子國の實を擧げ、外は支那と交つて、日出處天子の尊を示し、軍事に政治に外交に文化に、その遺し給ひし偉徳と鴻業とは、全く前代未聞の盛事であつて、時の人達が、不世出の大聖と讃へ、後の人達が、理想的哲人政治家と仰ぐところの、聖德太子の、聖業の一端を傳へ奉ることは、私の最も光榮とするところである。昔に、聖業の跡を讚嘆するだけでなく、今この大躍進途上に於ける日本の現在及び將來に、聖德太子の御精神に隨順し、御理想を具現することが、否、聖德太子の御精神を精神として、現代に處し、聖德太子の御理想を理想して、これを實現することが、如何に時期相應であるかに想ひ及ぶ時、本書の任務は、決して小さいものではないことを、喜ぶのである。

東亞共榮圈の確保とか、八紘爲宇の理想實現とか、事もなげに言ひ放てども、眞にこれを具現すること、單に軍事的占領といふだけでもなく、又、單なる經濟的握手提掣といふのみでもない。圈内諸民族の精神的結合を、永遠ならしめるに依るにあらずんば、到底不可能だと言はなければならぬ。然らば、

その謂はゆる諸民族の精神的結合は、どうしたら出来るか。それは何としても、文化の惠澤に待たなければならぬ。こゝに文化といふは、精神力、科學力、物質力の統合總和を意味するのであるが、更に切實にこれを言へば、その根本基調として、宗教の信仰を同じうすることを、最大の要件とすべきである。何の幸か、圈内諸民族中、佛教を信奉するもの甚だ多く、佛教が世に生れてからこの方、約二千五百年、印度は言ふまでもなくその中心地であるが、西北はアフガニスタン、ベルシヤから、東はニポール、チベット、支那、蒙古、滿洲、朝鮮、日本の内地に傳播し、南はシーロン、ビルマ、泰、安南、マレー半島から、スマトラ、ジャワ等の南洋諸島に到つて、殆ど亞細亞全土に亘つて居るのである。勿論、印度に於ける印度教及び回教、フィリッピンに於けるカトリックの勢力、東亞各地に於けるプロテスタントや、回教も、汎く強く扶植せられて居るし、又、南方諸民族特有の民間信仰ともいふべき、雑多な宗教もある。これ等を、頭ごなしに押へつけたり、排斥するような、急激な宗教政策でも執らうものならば、それこそ臺灣に於ける宗教政策が、決して成功して居るとは言へない状態であるのに比べて、寧ろ却つて深刻なる擾亂をさへ來す結果になるかも知れない。それ等の諸宗教、諸信仰を、尊重もし包容もし、或ものに對しては、徐々にこれを育成し醇化して、謂はゆる共榮圈内諸民族の、精神的結合の鎖となり、セメントとなつてやらねばならない。そこに日本佛教の特異な任務があり使命がある。

然るに佛教は、日本に於てのみでも、十三宗二十七派の多きに及んで居る。他力教あり、自力教あり、

阿彌陀如來あり、大日如來あり、觀世音菩薩あり、不動明王あり、何を以て、共榮圈内の人心を統べ、その精神的結合を鞏固ならしめることが出来るのであるか。これ等の諸宗派を超越したる、一大乗佛教の主張は、實に聖德太子に依つて成されたのである。この聖德太子の佛教は、宗派未分以前の佛教であり、従つて無宗派佛教であり、全一佛教であり、強ひてこれを言へば、釋迦宗であり、非僧非俗宗であり、或は比丘比丘尼宗でなくて、優婆塞優婆夷宗といふべきである。由來、南方佛教は、戒律重點主義の佛教であつて、その點、日本佛教の現状と相容れないものがあるけれども、彼も釋迦宗であり、此も釋迦宗であるといふ一點に於て、その根本立脚地を同じうして居る。こゝに何としても、切つても切れない不思議の因縁あることを、見忘れてはならない。これこそ、東亞共榮圈内の人心を歸一せしめ、その精神的結合を確保すべき、根本力であると確信する。

かく言へばとて、たゞ佛教さへ持つて行けば、それでよいといふのではない。畫像木像、黃卷赤軸以外に出ない佛教や、葬式法事以外に、能の無い僧侶なんかは、却つて足手まといである。少くとも、聖德太子が、惟神の大道に隨順し、大乘佛教の精神に立脚し、一體三寶の理念を中核とし、儒教の所説を包容して、政治を行ひ、教化を施し、産業を興し、文化を進め給ひし芳躅を辿つて、以て共榮圈内諸民族の物的生活、心的生活の兩面に亘つて、安定を興へ、向上を興へ、歡喜を興へること、推古の新政の如くなれと言ふのである。

昭和十六年十二月八日、米英兩國に對して、宣戰の大詔渙發せられ、我國圖南の大計は、いよいよこゝに、その具現の第一步を踏み出すことゝなつたのであつて、爾來、戰果の赫々たる、萬邦等しく驚心駭目しつゝあるところである。然るにこの十二月八日は、釋尊成道の佳日である。これもとより偶然のことではあるが、我等佛教徒は、そこに、何とも言へない歡喜を感じるものである。

惟ふに、成道日とは、釋尊十二年の忍苦（六年といふ説もあるが、私は取らない。）の結果、世界人類の魂を救ふべき、大覺を成就せられた日であるが、今次の宣戰の布告は、大日本帝國本來の使命たる、八紘爲宇の理想實現の第一步の踏み出しであつて、米英兩國多年の迷夢を覺醒（轉迷開悟）せしめんとする大慈大悲の聖戰である。それがこの釋尊成道の日、第一步を踏み出したのであるから、必ず決勝線に入ること、期して待つべきものがある。現に、二月十五日釋尊涅槃の忌日には、シンガポールは寂滅して、昭南島が現出した。この分に進むとすると、明年の釋尊降誕の四月八日、花笑ひ鳥歌ふ頃には、印度も濠洲も、問題はすべて片づいて、眞の大東亞共榮圈が、雄々しい産聲を揚げるであらうことを信じた。い。（シンガポールは、今から約千六十餘年前、嵯峨天皇の皇太子、後の眞如法親王が、入竺求法の途次、薨去遊ばされたといふ、因縁深き土地であるとも言はれて居る。）

しかし、米英兩國が、完全に屈服して、ワシントンに於て、ロンドンに於て、城下の誓ひをなし、その他の敵性諸國も、悉く日本に歸順して、茲に肇國の理想が實現せられ、世界の地圖が、平和一色に塗

りつゞされるまでには、少くとも、釋尊成道までの、忍苦十二年を経験しなければならぬ。それでもよい、遂に全世界が、一つ屋根に蔽はれて、總ての人類が、親子夫婦兄弟のように、愛して愛されて、親しんで親しまれて、共存共榮することの出来る、娑婆即ち寂光淨土が、建設せられるを思へば、十二年の忍苦何するものぞ。二十年三十年と雖も、敢て辭するところではない。釋尊成道以後、五十年の説法が、佛教をして、全世界を光被せしむるに至つたことを思へば、前途は遼遠ではあるが、希望は實に洋洋たるものがある。

この時に當り、來るべき日本の中堅たるべき、現在の青少年諸君は、我等と共に、まづ日本の産みたる、不世出の大聖、理想的哲人政治家たる、聖德太子の御聖業を讃仰し奉るの、光榮と歡喜とを、分たんことを切望する次第である。

昭和十七年四月十一日、東京美術學校に於ける、聖德太子、千三百二十一年御忌法用を了へて。

高嶋米峰識す

附記

一、大正十年四月十一日、聖德太子千三百年御忌大法用が、大和法隆寺に於て、嚴修せらるゝに當り、先輩諸氏と謀つて、奉賛會を組織し、畏くも、故元帥久邇宮邦彦王を總裁に戴き、豫期以上

の盛儀を、拜することを得て、眞に慶喜に堪へなかつた。その時私は、記念のため、『聖徳太子傳』と、『維摩經講話』とを著作出版したいと考へて居たのであつたが、俗事多端のため、これを果すことが出来ず、たゞ僅に、『聖徳皇太子』、『十七條憲法略解』、『聖徳太子と逆臣馬子』と題する、三小冊子を世に送つたに過ぎなかつた。

一、その後、『維摩經講話』は脱稿したのであるが、因縁熟さず、今もそのまゝ篋底に死蔵されて居る。『聖徳太子傳』の方は、材料も蒐め、順序も立て、且つ、その中の或る部分は、東洋大學、東京美術學校、共立女子藥學專門學校、東京女子醫學專門學校に於て、『日本文化史、特に聖徳太子を中心として』と題し、各一ヶ年の課程に於て、講述したのであるが、さてこれを一卷に書き上げるとなると、なか／＼容易でないのと、段々慾が出て、あれもこれもと、考へれば考へるほど、纏りがつかなくなり、そのうちに／＼が、遂に今日に至つてしまつたのである。

三、ところが、昨年、潮文閣主人が、『新偉人傳全集』の第一巻として、何としても、聖徳太子の御傳を戴きたいといふ。これは、通俗に平明に、少青年向きに、書いて欲しいといふ注文なのであるから、何だか容易に出来そうに思つて、引受けては見たが、さて、それは又それで、容易どころではない。幸に、學友清泉芳巖君の助力に依つて、どうやら、潮文閣主人の期待に添ひ得るものになつたかと思ふが、果してどうであらうか。

四、既に、本書の讀者層を、一般少青年と定め、中等學校生徒程度の、理解を目標としたのであつて、議論、考證等、苟も學者研究の領域には、一步も足を踏み入れないつもりで、書き始めたのであるが、必ずしも、そうばかりも出来ないことが多くなつてしまつた。しかし大體、先人研究の結果にして、定説を價すると考へたものを、素直に記述したまでである。従つて、古文献や先人の著作から、教を受けたことは多大である。成るべくその名を擧げて、功を私しないように努めたが、或は洩れたこともあるかも知れない。こゝに謹みて、感謝の誠を表す。

五、崇峻天皇崩御前後の實情を明にし、殊に、皇位繼承の問題を究めなければ、徳川時代以後の、儒者、國學者達の、聖徳太子に對し奉る非議を、眞向から擊破することも困難であるし、又、上官王家慘禍の真相も、明瞭にすることは出来ないものであるが、本書に於ては、思ふところあつて、全くこれに觸れないことにした。縱令、聖徳太子の盛徳を蔽ひ奉るものがあつたとしても、それは、我々如きものゝ力を借ることなくしては、拂ひ除けることが出来ないといふが如き底のものではない。本地の風光は、常に清明である。

六、聖徳太子と、蘇我馬子との關係については、別に『聖徳太子と逆臣馬子』と題する小著がある。志ある人は、それを参照せられたい。

七、本書の口繪及び挿畫として、太子關係の御物、國寶の寫眞、約二十種ほど掲載する意圖を以て、

その選擇を、文學博士石田茂作君に依頼したのであつたが、結局、合議の上、聖德太子七歳の御影だけを、卷頭に掲げることとした。茲に、同君に對し、深く謝意を表す。

八、卷頭掲げるところの、上官太子七歳の御像は、大和法隆寺の東院、繪殿（夢殿の後）に安置してあつて、古來、年一回の聖靈會（太子の御忌辰に、太子を供養する法用）にこの御像を厨子のまゝ講堂に遷し參らせて、法用が嚴修せられるのである。胎内に、銘文が記（墨書）されて居るが、それに依ると、治曆五年（治曆は、後冷泉天皇の御宇で、その五年は、後三條天皇の延久元年であつて、昭和十七年から、八百六十五年前である。）佛師僧圓快これを刻み、繪師秦致貞彩色すとあつて、正に藤原時代の遺品である。彫刻も巧みであり、彩色も立派で、しかも聊かも破損して居ない。（後、永徳二年、佛師舜慶等が修繕したとはあるが、）のみならず造像年代と作者とが、明確に知れて居るのは、特に貴重度を増して居る。御袍は赤の闕腋で、上に華やかな文様が書いてあり、石帶を締めて、その上を平緒で前に結ばれ、髪はみづらに結び、左手に屨尾（華團扇の如き）を持たれた様は、けだかき中にも愛でたくましまして、誠に無二の尊像と拜し奉る。あなかしこ。

目次

序言……………(卷頭)……………三

第一章 聖德太子の新體制……………三

第二章 聖德太子以前の國情……………一〇

第三章 聖德太子の御生涯……………一七

 第一節 不世出の聖者……………一七

 第二節 靈異的事蹟……………一九

 第三節 御傳記に就いて……………二七

 第四節 御血統……………三三

 第五節 御降誕の年時……………三五

 第六節 御名……………四三

 第七節 御遺蹟……………五〇

 一、藥師像光背銘……………五〇

 二、釋迦像光背銘……………五三

 三、天壽國曼荼羅……………五九

 四、夢殿……………六三

| | |
|--------------------|-----|
| 五、磯長廟 | 六 |
| 六、本願の七寺 | 七〇 |
| イ、元興寺 | 七二 |
| ロ、四天王寺 | 七三 |
| ハ、法隆寺 | 七七 |
| ニ、中宮寺其他 | 八四 |
| 第四章 内政上の御功績 | 八八 |
| 第一節 皇太子攝政 | 八八 |
| 第二節 肇國精神の發揚 | 九四 |
| 第三節 官位の創制 | 九九 |
| 第四節 憲法の發布 | 一〇四 |
| 第五節 新政と其の影響 | 一二九 |
| 第五章 外交上の御功績 | 一三三 |
| 第一節 太子以前の三韓關係 | 一三三 |
| 第二節 新羅征伐と任那の復興 | 一三九 |
| 第三節 對支外交の成功 | 一四三 |
| 第四節 遣隋使 | 一四五 |
| 第五節 千古不滅の國粹 | 一四九 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第六章 文化上の御功績 | 一四九 |
| 第一節 外國文明の攝取 | 一四九 |
| 第二節 美術工藝 | 一五三 |
| 第三節 産業交通 | 一五九 |
| 第四節 曆と國史 | 一六二 |
| 第五節 感化救濟 | 一六七 |
| 第七章 宗教學術上の御造詣 | 一六九 |
| 第一節 太子以前の佛教 | 一六九 |
| 第二節 三寶の興隆 | 一八三 |
| 第三節 二經の講讚 | 一九〇 |
| 第四節 三經の製疏 | 一九三 |
| イ、勝鬘經義疏 | 一九六 |
| ロ、維摩經義疏 | 一九八 |
| ハ、法華經義疏 | 二〇〇 |
| 第五節 神祇の祭拜 | 二〇三 |
| 第六節 儒教の活用 | 二〇五 |
| 第七節 御理想御信念 | 二〇八 |
| 第八章 太子に關する世論と上宮王家の慘禍 | 二一五 |

聖德太子

| | | |
|---------|---------------------|------|
| 第一節 | 眼花するもの多し…………… | 二二五 |
| 第二節 | 虎頭に騎り虎尾を執る…………… | 二三三 |
| 第三節 | 馬子の新政翼賛は擬装…………… | 二三六 |
| 第四節 | 山背大兄王一身を入鹿に賜ふ…………… | 二三三 |
| 第五節 | 太子『諸惡莫作』と遺訓し給ふ…………… | 二四〇 |
| 第九章 | 太子の流澤…………… | 二四七 |
| 第一節 | 第二の聖德太子…………… | 二四七 |
| 第二節 | 日本佛教の祖…………… | 二五三 |
| 第三節 | 日本文化の母…………… | 二六三 |
| 第十章 | 明治天皇と聖德太子…………… | 二六六 |
| 結語…………… | | 二七七 |
| 書後…………… | | (卷尾) |

第一章 聖徳太子の新體制

新體制といふ言葉は、既に餘りにも國民の耳に馴れ過ぎたが、國民の實際生活が、どれだけ謂はゆる新體制なるものに依つて、規正せられたか。否、今や既に、新體制から臨戰體制となり、決戰體制となり、將に世界最終戰體制にも、なり兼ねまじき状態にさへなつて居るのであるが、國民の誠心と熱意とが、果してそれに即應して居るかどうか、

惟ふに、支那事變勃發以來六年にも及んで居るのであるが、その間、内閣の更迭するもの實に六回、事變處理のための官民協力の機關としては、曩には

國民精神總動員運動が、花々しく旗を揚げたのに、改組又改組して遂に解消し、これに代つて生れたものが、大政翼賛會であるが、これ亦青年ならずして、改組の已むなきに至り、その後關係者の努力により、漸く國民の期待に添はんとするようになって來た。

新體制の母胎は必ずしも健全であるとは言へないから、生れ出づる新體制にだけ、健康兒であれと要求しても、それは勿論無理である。しかし我等國民は、その新體制が如何に虛弱兒であるとしても、苟も生れ出でた限り、これを健康體に育て上げなければならぬのであつて、それは正に、國民必至の義務である。不平を鳴らすことを止めてたゞ忍べ、不満を訴ふることを抑へてたゞ耐へよ、我等國民の義務は、致々營々として、國家目的に合致すべく、

實踐躬行するのみである。かくて謂はゆる新體制もすく／＼と生長し、次第に板に着き軌道に乗り、安全に前進するに至るであらう。そうすることその事が即ち臣道の實踐である。

新體制といふ言葉は、最近兩三年來の新しい造語であるが、新體制の樹立せられたことは、二千六百年間、必ずしも希有のことでは無くて、寧ろ、しばしば繰返された事實なのである。遠く、神武天皇が橿原の宮に御位に即かせ給ひしより以來の御政事は悉く新體制であつたことは申すも畏し。降つて、推古の新政といふも、大化の改新といふも、天智の偉業といふも、はた又平安の奠都も、建武の中興も、明治の維新も、皆これその時代に於ける新體制であつて、賴朝が鎌倉幕府を創立して以來の政治も、一種の新體制ではあるが、これは、肇國の精神から言へ

ば、正に變體制といふべきであつて、それが建武中興の新體制を必要とし、更に室町幕府の變體制を経て、江戸幕府の變體制に至り、遂に明治維新の新體制を餘儀なからしめたのである。

此くの如く、しば／＼繰返された新體制の樹立が、いつもこれを内にしては、國體が不明徴になつた場合、これを明徴ならしめんが爲めに、これを外にしては、外國が日本の國威を傷つけんとするか、或は我が國に壓迫を加へんとするかの場合、これに善處せんが爲めに、爲されたことが、殆どその規を一にして居るのを、見通す譯にはゆかない。勿論、今次の新體制樹立も、亦内外の情勢の然らしむるところであつて、それは寧ろ、歴史的必然であると言へるかも知れない。

推古天皇以前、即ち、聖德太子攝政以前の我が國

の國內の政治が、中央地方を通じて、如何に肇國の精神に悖り、國體を不明徴なものにして居たか、又、三韓及び支那が、如何に日本へ（當時まだ、日本といふ國號は定まつて居らず、支那からは、倭と呼はれて居た）を輕侮して居たか、そこに推古の新政、即ち聖德太子の新體制の樹立を、餘儀なくせしめられたのであつたことは、此書の重要な一題目として、後にこれを詳述せんとするところである。降つて、大化の改新、それは當然、獨自の新體制ではあるが、甚だ多く、推古の新政の延長であつて、聖德太子の樹て給ひし、新體制企畫のうち、太子が、不幸僅に四十九歳といふ短命で、薨去遊ばされたために、十分實現し給ふこと能はざりし部分を繼承遊ばされ、更にこれに、若干の増補訂正を加へて、實現遊ばされたのであつて、殊に、内政に於て

は、聖德太子の最も心を痛め力を用ひ給ひし、閥族の討滅（蘇我氏の誅戮）を成就し、朝廷の大官たる大臣、大連等や、地方の豪族等が、私有して居た土地と人民とを返上せしめ、官職の世襲を廢して、人材登用の門を開き、班田收授、（人民を授けて、戸籍を作り、天下の公民には、男女共に一定の田地を班ち授け、その人死すれば之を朝廷に收める規定。）税制の設定、（祖庸調の法で、田畑の收穫中から、一定の稻を納めしめるを租といひ、公役に人民を使役し、又はその代りに米、布を納めしめるを庸といひ、戸毎にその地の産物を貢がしめるを調といふ。）等、頗る目覺しいものがあつた。そうして、その中心として活躍遊ばされたのが、孝德天皇の皇太子、中大兄皇子であり、これをお助け申上げたのは、中臣鎌足を始め、曾て、聖德太子が、支那へ留學せし

められた南淵請安、高向玄理、僧旻などいふ人物であつた。

この中大兄皇子は、後に齊明天皇の御代に、再び皇太子としてお立ちになり、同時に攝政として、萬機を總攬遊ばされたこと、恰も、聖德太子の推古天皇に於けるが如くであつたのであるが、更に親しく御位に即かせ給ひて、天智天皇と申上げるのである。この頃支那は、隋から唐となり、國內の統一倍々堅く、支那空前の大版圖を有し、新羅と手を握つて、我が國を侵さんとするが如き、様子も看取せられたので、これに備へて、國防を嚴にしなければならなくなつて來た。そこで、天智天皇三年に、對馬、壹岐、筑紫に防人と烽火とを置いて警戒し、又筑紫には、水城を築いて、筑紫都督府（後の太宰府）を固め、翌四年には、更に水城の附近に、大野、及椽の

二城を築き、瀬戸内海の關門を固めるために、長門に一城を築き、爾來毎歲、各地に一城二城を築き、或は天皇親しく大閱（兵の大檢閲）を行ふなど、唐に備へて、萬遺漏なきを期し給うたのであるが、遂に、都を、近江大津に奠め給ふにさへ至つたのである。

滋賀大津宮奠都の理由は、必ずしも二三にして足らないであらうが、その中最も重大なるものとしては何と言つても、唐の軍勢來襲に備へ給ひしと見ることが出来るのである。といふのは、若し唐兵來襲するとせば、當然難波に上陸するであらう。難波から大和までは大和平野、それをひた押しに押し寄せられては、防戦頗る困難であることは言ふまでもない。滋賀に遷れば、自然の防備大に我に利があるからである。

要するに、大化の改新から滋賀奠都に至るまでの新體制は、即ち國內的には、國體を明徴ならしめ、對外的には、外國の壓迫に備へんがためであつたと言ふまでもない。

平安奠都と、建武の中興とは、主として國內體制の強化、即ち國體明徴に重點を置いての新體制であつたが、降つて明治の維新は、推古の新政と、殆ど全く同意義の新體制であつて、國內的には、國體が不明徴であり、對外的には、外國の壓迫が次第に強く、到底、舊體制のまゝにては、國運の進展期して待つことが出来なくなつて來たのである。この間の消息は、後に「明治天皇と聖德太子」の條に於て、若干觸れることとして、さて然らば、今次の新體制は、果して何の理由に基いて樹立せられんとするのであるか。これ亦、國內的には、國體の明徴を必要

とし、對外的には、變轉極りなき國際情勢に、善處するに在ること勿論である。

明治維新以來、我が國は、汎く知識を世界に求むるに急にして、歐米の思想を、十分に咀嚼玩味して取るべきは取り、捨つべきは捨てるといふ選擇の餘裕を失ひ、清濁併せ呑むと言へば、如何にも豪快のようだが、實は、無我夢中になつて、手當り次第にこれに食ひついたのである。従つて、若干腸胃の強いものだけが、これを消化し、吸収したかも知れないが、大部分のものは、思想的に、腸胃の疾患に悩まざるを得なくなつたのである。凡そ、外來の思想を取り入れるといふ時には、何はさて置き、まづ批判である檢討である。無批判無檢討に、何でもござれの態度では、必ずいつかは、その弊害のために身を亡ぼし、國を危くするに至ることを忘れてはな

らない。果然、我が國は、この外來の思想中、我が國の歴史と相容れず、國民性と背反するものを、無條件に取り入れたために、従つて、我が國古來の醇風良俗を破壊し、國體と密接不離の關係に在る、家族制度に龜裂を生ずるにさへ到つたのである。

幸にして、滿洲事變は、我が國をして、國際協調主義から、自主獨往の本然の姿に立ち還らしめ、日本精神の昂揚に、全力を傾倒することになつたことは、國運の進展のために、眞に慶賀すべきことである。しかし、明治維新以來數十年間、熾し來つた個人主義、自由主義、功利主義の曇りは、容易に拂拭し難いのである。今にして、一億國民が、敢然として、この自我功利の念をかなぐり捨て、一言一行、一舉一動、悉くこれを君國に捧げることが、無上の光榮とし、無限の歡喜とするに至らなければ、いづ

り、蔣介石政權に對して、徹底的打撃を加へて居るのもそのためであり、中華民國國民政府を育成しつゝあるのもそのためであり、獨伊と軍事同盟を締結したのもそのためであり、東亞共榮圈確保のために、力を致して居るのもそのためである。かくて、我が國の力に依つて、世界の新秩序が建設せられ、世界恒久の平和が將來せられるに至らんことを、使命とし、理想として、その達成その實現のために、勇往邁進して居るのである。今次の新體制の樹立は正にその基礎的事業であり、準備工作であると見ることが出来るのである。

こゝに注意すべきことは、推古の新體制は、佛教の理念をその中核として、樹立せられたのであるに對し、明治の新體制は、廢佛毀釋といふ反佛教的思想に重要な役割を演ぜしめたのである。そこで今次

八
れの時にか、國體を明徴にすることが出来よう。即ちこれ、新體制樹立の切要なる所以の一つである。

依存するものは亡ぶ、我が國も、明治維新以來、永く歐米に依存し、歐米に追隨して來たのであつたが、第一次世界大戰の後、國際聯盟の成立と共に、我が國はこれが育成補強のために、約十三年間も努力して、國際協調の實を擧げて來たのであつた。然るに、滿洲事變が起るや、これに對する列強の認識不足から、遂に我が國は、聯盟から脱退し、國際協調主義から一轉して、日本精神を基礎としての、自主獨往主義を堅持し、國威を傷つけんとするもの、國運隆昌を阻まんとするものに對しては、飽くまでこれを懲らし、これと争ふを止むを得ずとするも、然らざるものには、喜んで親善の手を延べるに吝かでない。滿洲國を、獨立せしめたのもそのためであ

九
の新體制は、宗教に對して果して、如何の地位を與へんとするのであるか。又、上代の新體制は、東洋文化に依つて、莊嚴せられたのであつたが、明治の新體制は徹底的に、西洋文化に裏づけられて居る。そこで、今次の新體制は、果して、如何なる文化から營養を攝取せんとするのであるか。敢て、千三百年前の事を以て、現在を律せんと欲するが如き、昧者はあるまい。しかし、新體制樹立の根本精神に於て、聖德太子の偉大にして、透徹せる御理想に學ぶところあれと要望することは、必ずしも、迂愚の沙汰として、一顧を價しない譯ではあるまい。これより、かうした意圖の下に、聖德太子の聖業の一端を語らんとするのである。

第二章 聖德太子以前の國情

中央政界は、氏族制度の病弊、既に膏肓に入り政權は、少數閥族の手に壟斷せられ、從つて、國政は、私黨私闘の勢力擴張の用か、さては黨同伐異の具に供せられ、國家の要職は世襲となり、門閥家柄といふ背景を有せざるものは、如何なる英才も、時を得ずして、一生を不遇に了り、蘇我氏、物部氏、中臣氏、大伴氏等の名門の出は、何の憚るところなく、その職を世々にし、大臣の家、大連の家と、その家に生れたといふだけのことで、材の適不適を問はないで、その職に就くのである。是を以て、政治は固

は、寧ろ横暴専恣が、次第に増長して、遂に朝廷でも、手のつけようが無くなり、どうしても、誰か偉大なる人が出て、宇内を清掃して呉れなければならぬといふ必要が、ひし／＼と、迫つて來たのである。

眼を放つて海外を眺めて見るに、三韓の文明が我が國に來たのは、随分古いことであつて、その三韓が、神功皇后の御征伐から内屬して、度々貢をして來て居たのである。殊に 應神天皇の十五年、百濟から阿直岐が來貢し、尋いで十六年、王仁が來て、『論語』『千字文』(この時の千字文は現存のものとは違ふ)を上つてから以來、韓土の文明は、非常な勢で、我が國に流れ込んで來るようになった。

應神天皇の頃は、支那は東晉の世で、尋いで南北朝となつたのであるが、この頃、佛教は支那に榮え

定し、國運は進展しないのみならず、腐敗もし墮落もする。

地方は、殆ど封建制度の形態が、牢固として抜くべからざるに至り、國造、伴造が、割據して、氏が傳統的に私有して來た土地と人民とを擴大し、天皇に直屬の土地と人民とは、次第に縮少せらるゝにさへ至つたのである。從つて、直屬以外の人民は、閥族あるを知つて、皇室あるを知らず、國造、伴造を畏敬することを知つて、天皇の御稜威が、國の津々浦々にまで、徹底して居なかつたのではないかとさへ、恐察せられるほどの状態であつた。

しかも、この閥族が、互に政權爭奪のための勢力争ひをしたばかりでなく、自己の勢力に依つて、皇室をも左右し奉らんとするが如き、不逞を敢てするものもあつたのである。この閥族の勢力といふより

て、その勢は韓土にも及び、我が國にも、自然佛教が行はれるようになったことは、韓人の移住するもの、次第に多きを加へて來たのみならず、支那人の移住も少くなかつたことからも、想像することは出来る。繼體天皇の十六年には、梁人司馬達等が歸化し、高市の坂田原に草堂を建て、佛像を安置して、禮拜して居たとも傳へられて居り、降つて、欽明天皇七年(『日本書紀』には十三年とある)に、百濟の聖明王が、佛像經論、旃蓋等を獻じたといふのが、佛教が我が國の表支關から、國際的に、堂々と乗り込んで來た最初であると言つてよい。この時、聖明王が、欽明天皇に奉つた表文には、大體こういふことが記されてあつた。「此法は、諸法中、最も殊勝な法であるが、解し難く入り難いので、周公孔子も、なほ知り得ないところのものである。よく無量無邊

の福徳果報を生じて、祈願するところは、情のまゝに、必すかなへられないことはない。今は天竺から三韓に至るまで、この教を信せざるどころなく、又尊敬しないものもない。願はくば帝國に奉りて、幾内に流傳して、我が法東に流と記し給へる、佛の御志を果し奉らん」(取意)

天皇は此の表文と共に、佛像の容貌端嚴なるを見そなはせられ朕は、未だかゝる妙法を聞いたことはない、これを禮拜すべきかどうか、自ら決することが出来ないと仰せになつて、これを群臣に諮らせ給うたのである。大臣蘇我稻目は、「西の國々が皆禮拜するに、我が國のみ、獨り背くわけには参りませぬ、禮拜するがよろしうございます。」と奉答し、大連、物部尾興、中臣連鎌子は「我が國は、元より天神地祇、百八十神を祭つて居りますのに、今改めて、蕃

神を祭るのは、恐らく國神の怒りを招くでありましよう。」と奉答した。蘇我氏は、武内宿禰以來、三韓とは、特別の關係を有し、外交の要路に當つて居たので、謂はゆる世界の大勢に通じた進歩主義の人物である。そうした立場から、この新來の佛教を眺めると、世界の各國、皆これを信奉して居るのに、我が國だけがこれ信奉しないといふのは、即ち世界の大勢に順應しないものだとも、考へたのであらう。又これに反對した物部氏は、代々軍事に従つて、内の護りに専念して居るので、海外の事情に疎いし、中臣氏は、歴代祭祀を司つて來た家柄であるだけに、新に外國の神様など迎へようといふ氣持には、なれなかつたであらうことに無理はない。即ちこの物部、中臣兩氏は、蘇我氏の進歩主義者たるに對しては、勿論保守主義者である。何時の世にも、進歩思

想と保守思想とは對立抗争すること、一向以て珍と

するに足らないのであるが、たゞ遺憾なことは、この禮拜を賛成したのも、反對したのも、共に、毫も佛教を研究したのでもなければ、批判したのでもない。一は世界各國皆信奉するのだから、我が國もこれを信奉せよと主張し、一は我が國には、我が國の神々がましますのだから、外國の神様なんか無用だといふ、その實質本體について、何等認識するところのない、まるで、子供の喧嘩見たようなことで、對立抗争したのであるから、双方共に、誠に笑ふべく、慙むべき態度と言はなければならぬ。

この佛教を間に挟んでの、蘇我、物部兩氏の抗争は次第に激化して、政治上の權力争ひの道具に使はれ、蘇我馬子、物部守屋の代に至つて、その頂點に達し、それが遂に、物部氏滅亡の一因となつたと言

つてよい。

我が國に關する限り、二つの思想が對立して、抗争するといふことは、決して珍らしいことではない。昔は吉野時代には、臣下が南北に分れて、對立抗争したこともあり、明治維新當時には、勤皇攘夷論と、佐幕開港論との對立抗争があり、日露戦争直前に於ては、開戦論、非戦論の對立抗争があり、大正昭和の時代には、左傾思想と、右傾思想との對立抗争があり、最近では、親英米派と、反英米派との對立抗争があり、等々數へ来れば、なほ多くを擧げることが出来る。そうして、その兩極端な對立抗争は、いつともなしに落ちつくところへ落ちついて、中正の立場に安定してしまふ。しかも、その安定する毎に、我が國運が、一段と發展し、國家が一層躍進することに、寧ろ驚きをさへ感ずるのである。

卑近の比喩ではあるが、起上り小法師、即ち張子の達磨、あの張子の達磨位、よく傾くものはあるまい、右に傾き左に傾き、前に傾き後に傾く、しかしいつともなしに、中正の立場にビタリと安定する。あれほどよく傾くものが、何故に中正の立場に安定するかといふに、それは彼のお尻に、重りがついて居る、彼一たびこのお尻の重りを自覺した時、即ち與へられたる重力の中心に目覺めた時、どうして、中正の立場に、安定せずに居れなくなるのである、それと同じように、我が國民も、時に相反する二つの思想の對立抗争に、血眼になることはあつても、いつともなしに中正の立場に安定するのは、即ちこの、與へられたる重力の中心に、目覺めた時である。謂はゆる與へられたる重力の中心とは何であるか、それは即ち、國體の尊嚴そのものである。苟も

日本人として、日本國に生れ出でたるものが、この國體の尊嚴を自覺した時、何として、別々の思想を懷いて、對立抗争などして居られる筈はない。必ず敵も味方も手を把つて、國體の尊嚴の前に、跪かずには居れなくなるのである。

蘇我、物部等、閥族の崇佛排佛の争ひも、推古天皇の二年には、三寶興隆の御詔勅が發せられてこゝに安定し、却つて、佛教の理念を中核としての、新政、新體制が樹立せられて、内治に外交に、國家は一大躍進を遂げたのである。明治維新の新體制も、新舊思想の對立抗争が、遂に中正の立場に安定し、皇政は復古し、開國進取の國是が定まつて、國家は一大躍進を遂げたのである。日露戦争直前に於ける戦開非戦の抗争も、國論、ロシア討つべしと歸一して、大勝利を博し、日本は遂に世界の一等國となる

に至つたのである。それ故に、大正以來、左傾右傾の思想的抗争激甚であつた時にも、過去の歴史的事實から歸納して、早晚必ず、正の立場に安定する時が来るにきまつても居るし、その安定の後には、國運の目覺ましい發展があるといふことを、豫言して置いたのであるが、現在の内外の情勢は、正にこの豫言の適中を示して居るではないか。更に又、反英、米派親英米派の對立も、日獨伊三國樞軸の強化に基づく、帝國不動の國策に統合せられて、今や一億一心、世界新秩序の建設に向つて邁進し、やがて八紘爲宇の理想の實現も、遠くはあるまいとさへ思はれるほどになつて來た。そうして、天壤無窮の神勅は過去二千六百年の歴史が、明確にこれを實證し、未來永遠に必ず然るべきことを教へて居る。誠に大日本は神國である。

翻つて、聖德太子以前の日本國民の生活状態は、どんなものであつたかといふに、衣服は素樸、家屋は隘陋で、勿論、瓦などはまだ無かつたであらうから、建築様式など、無論太古のまゝの、底津岩根に宮柱と言つたようなものが多かつたであらう。文字は、役人達の間こそ、少しは用ゐるものもあつたであらうが、一般國民は、全くこれを知らなかつたであらう。従つて、世界の狀態など知つて居るものは特殊の役に就いて居るもの以外、殆ど無かつたであらう。織物、染物、繪畫、彫刻、音樂等の技藝、何一つとして、これはといふほどのものはなかつたであらう。その上に、人民はたゞ、豪族に左右せられ、豪族は、皇室を中心として、専恣の振舞少くなく、官吏は賄賂を貪つて、中には國を賣るような、不埒なものも居なかつた譯ではないらしい。

こんな有様で、對内的にも、對外的にも誰か出て
 一大廓清を斷行しなければ、日本の國家は、危いと
 いふところまで来て居る。時なるかな、聖德皇太子、
 この時に當りて出現まし、その偉大な徳性と、
 卓越した識見と、非凡な手腕とを以て、内、豪族の
 専恣を抑へ、外、支那と對等の國交を締結し、依つ
 て以て、皇室の基礎を、磐石上に安定し、邦家萬年
 の祚を起し給うたのである。讚すべく、仰ぐべき
 である。

佛智不思議ノ誓願ヲ
 聖德皇ノメグミニテ
 正定聚ニ歸入シテ
 補處ノ彌勒ノゴトクナリ

大慈救世聖德皇
 父ノゴトイニオハシマス
 大悲救世觀世音
 母ノゴトクニオハシマス

(親鸞上人和讃)

第三章 太子の御生涯

第一節 不世出の聖者

「日本國に聖人まします。上宮豐聰耳皇子と曰す。
 固に天に縦されたり。玄聖の徳を以て、日本の國
 に生れませり。三統を苞貫きて、先聖の宏猷を纂
 ぎ、三寶を恭敬して、黎元の厄を救ひたまふ。是
 れ實に大聖なり。」(原漢文)

これは、聖德太子の師として、太子の佛教々學御
 研究を御指導申上げたる、高麗の僧慧慈が、遙に太
 子の薨去を聞いて、悲歎の餘り、僧を請じ齋を設け

て、誓願した言葉の一節であるが、聖德太子を讃嘆
 し奉る文辭、古來甚だ多しと雖も、最も古くして且
 つ最も至れるもの、これに過ぎたるはあるまい。洵
 に、聖德太子は、天縱の資を以て、玄聖の徳を備へ
 給ふ。これを聖人と仰ぎ、これを大聖と讚するも、
 なほ及ばざるが如きを覺えるのである。
 凡そ、歴史上に、異常超群の足跡を印したる、謂
 はゆる聖人賢者、さては、偉人傑士と呼ばれるもの
 が後代に、その人格を理想化せられ、高く人間を超
 えた存在……神、佛、菩薩……として、渴仰せられ
 るに至ることは、古今東西敢てその例に乏しくはな
 いが、棺を蓋うて間もないといふに、早くも、さう
 した景仰崇敬の的となるといふに至つては、そんな
 に多くの例を見ないところである。

東洋に於て、聖賢と言へば、殆ど常識的に、多く

の人の想起する名は孔孟であるが、孔子や孟子の生前あの不遇の状はどうであつたか、聖人孔夫子にして、猶ほ喪家の狗の如しとまでいはれるほどの氣の毒さであつたではないか。西洋の孔子と稱せられる

ソークラテスの生涯はどうであつたか。神の子世の救主と稱する、イエスの一生はどうであつたか、誤れる輿論のためとは言へ、一は毒盃を仰ぎ、一は十字架上に血を流す、何といふ残酷なる犠牲であらう。今日、世界の代表的聖賢を以て目される人々にして、なほこの例を見る、その他多くの偉人傑士にして、逆境悲運の一生を送り、死後に至つて、しかも多くの年月を経、時代を隔て、ようやくその人格に理想の衣を着せられ、聖者偉人の權化として、見られるに至るといふのが、最も多數を占めて居るのである。たゞ生前滅後を通じて、世尊又は聖と呼

ばれる、圓滿偉大なる存在としては、印度に釋迦牟尼があり、日本に聖德太子がまします。この故に、親鸞上人は、『皇太子聖德奉讚』と題する和讚を述作して、

和國ノ教主聖德皇 廣大恩德謝シガタシ
一心ニ歸命シタテマツリ 奉讚不退ナラシメヨ
上宮皇子方便シ 和國ノ有情ヲアハレミテ
如來ノ悲願ヲ弘宣セリ 慶喜奉讚セシムベシ
多生曠劫コノ世マデ アハレミカフレルコノ身ナリ
一心ニ歸命タヘズシテ 奉讚ヒマナクノムベシ

「和國の教主」(日本のお釋迦様)と讚嘆し、その廣大無邊の恩德に、感謝すべしと唱へて居るのである。洵に、聖德太子の恩德は、單に日本のお釋迦様

第二節 靈異的事蹟

として、佛教を興隆せしめられたといふだけではない。政治に於て、外交に於て、法制に於て、文學に於て、美術に於て、工藝に於て、感化救済の事業に於て、燦然たる光輝を放たしめられたるその鴻業は、筆舌の到底盡し得べきところでない。それほど廣大にして不滅なる、偉德鴻業の迹を垂れさせられたる聖德太子、誠にその御名の如く、たゞ人ならぬ聖なる御人格にましましたのである。日本の國家が編纂したる最初の歴史『日本書紀』が聖德太子に關する限り、徹頭徹尾、これを聖者として記録して居るのは、誠に宜なるかなと謂ふべく、即ち、聖德太子は、單に日本佛教の父として、佛教徒のみがこれを私すべきでなく、日本文化の母として、全國民衆つて崇敬鑽仰し奉るべきである。

かやうな盛德をたゞへんが爲めに、後代には、いろ／＼と靈異的事蹟が語られるやうになり、太子は大悲觀世音菩薩の化身であるといふ傳説が、最も汎く人口に膾炙されて居る。これは古今の教祖とか宗師とか稱せられる人々に、殆ど除外例なく附隨する傳奇異蹟と同じく、信仰崇拜の所産であつて、傳説は到底傳説に過ぎないのであるから、無論、史實としてそのまゝに受け取ることとは出来ないが、光體なくしては、輝きを見られない道理で、さうした傳奇物語を通して、その人格德業の如何に高大であつたか、いよ／＼仰ぎ見られるともいふべきである。

『太子傳補闕記』には、

用明天皇の皇后、夢に金色の僧あり、后に對して『吾れ救世の願あり、暫く后が腹に宿らむ』と、后、夢中に許諾す。これより十二月を経て、后、官中を巡りて厩の下に至り、覺えず産あり、忽ち黄光あり、西方より至り、殿内を照し、良久しうして止む。

と見え、北畠准后親房卿も『神皇正統記』卷三、敏達天皇の條に於て、

厩戸皇子……うまれたまひしより、さまざまの奇瑞あり、たゞ人にはまします。御手をにぎりたまひしが、二歳にて東方にむきて、南無佛とてひらきたまひしが、一の舍利ありき。佛法流布のために、權化したまへることうたがひなし。

と云ひ、同、推古天皇の條下に於ては、

厩戸太子を皇太子として、萬機の政をまかせたまふ、攝政と申しき……太子聖德まし……しかば、天下の人あふぐこと日のごとく、つくこと雲のごとし……また神通自在にまし……き。御みづからも法服を着して經を講じたまひしかば、天より花をふらし、放光動地の瑞ありき。と、云つて居る。奇抜なのは『扶桑略記』の記載で、

聖德太子は、南岳大師の後身也。鑑真和尚曰はく、聞く、南岳の思禪師遷化の後、生を倭國の王子に託し、佛法を興隆し、衆生を濟度す。倭國の王子とは聖德太子也。

とある。鑑真和尚といふのは唐僧で、聖德太子薨後百三十四年目に當る、孝謙天皇の天平勝寶六年（皇紀一四一四）に、六十八歳の老軀をもつて來

朝、……これより十二年前の、聖武天皇の天平十五年、初めて來航を企てたが、海上風雨の難に遭うて、回歸すること五度、辛酸つぶさに嘗めて、こゝに漸く志を達したもので、年も老い剩へ漂流の際、嶂氣に眼を冒されて失明するに至つた。朝廷の恩遇渥く傳法大師位を賜り、日本最初の築壇（戒を授ける壇場を築造したこと）授戒を行ひ、聖武天皇以下、菩薩戒を受くる者四百數十人と稱せられた。唐招提寺の開山一世、日本戒律宗の祖といふばかりでなく、その裔らせる天台その他の佛典は、後來の日本佛教に、大きな影響を與へ、また醫藥、印版等、文化に貢獻するものも少くない。天平寶字七年、七十七歳で入寂して居る。

南岳の思大師といふのは、支那南北朝の世、北魏に出た高僧慧思禪師で、北齊の慧文に學んで法華三

昧を得、遂に天台宗の觀心門を完成した。惡僧達の迫害にも超然として大乘の法義を講明し、後、南岳（湖南衡山）に入つて益々講席を盛にした。支那天台宗の二祖で、一宗の大成者なる天台大師の本師である。この慧思禪師が、滅後日本に轉生し、聖德太子として出現したといふのであるが、これは甚だあやしい附會説で、何としても承認が出来ない、といふのは、南岳慧思は、陳の大建九年、我が敏達天皇の第六年（皇紀一二三七、西紀五七七）に入寂して居るのであるが、聖德太子は此の時すでに御四歳に成つて居られるといふ明白な事實と、どうして兩立が許されよう。俗にいふ最眞の引き倒しで、名を唐僧鑑真に假り太子をいやが上にも聖化せむとした信仰的感情が、笑止や、却つてその聖を冒瀆する結果を見たと言はねばなるまい。が、しかし、かうまで

して、太子を景仰せずにおられたなかつたかを思へば、亦以て太子徳光の餘映として、その偉大さを裏づけるものとも見られるであらう。

日本の歴史で最古のものといへば、一口に記紀と稱せられる『古事記』と『日本書紀』とであるが、前者は、元明天皇の和銅五年、聖徳太子薨後九十二年、後者は養老四年、太子薨後ちようど百年目に出来たものである。『書紀』は『古事記』の簡古朴直なる邦語なると趣を異にし、漢文を以つて、大に修飾を施し、記述も詳細で、官選の謂はゆる六國史の第一であり、日本古代史研究に必須の典籍として、一の權威たるものであるが、その中に見る聖徳太子に關する記載が、徹頭徹尾聖者として取り扱はれて居たことに、特に注目を惹かれるのである。

皇后、懷妊開胎の日、官中を巡行して、諸司を

監察たまふ。馬官に至り、乃ち厩戸に當りて、勞みたまはずして忽ちに産みたまふ。生れながらにして能く言ふ。聖智有り。

と、先づその誕生から尋常でないことを示し、次

に、
壯なるに及びて、一たびに十人の訴を聞きて、以て勿失能辨、兼ねて未然を知りたまふ。

と、その生得聖智の現はれを示して居る。これに類する敘述が、この他に澤山重ねられてあるが、殊に最も奇蹟的挿話として有名なのは、片岡山遊行の條である。それは、二十一年十二月とあるから、太子御年四十歳の時に當るが、片岡（奈良縣北葛城郡王寺）の邊りへ出遊せられて、道邊に、飢渴困窮の態で臥し居る一人の乞食を見られた太子は、御自身の御衣を脱いで與へ『安けく臥せ』と仰せられ

た。そして此の時次の歌を詠ませられたといふ。

級照る 片岡に 飯に飢て臥せる その旅人

あはれ 親無しに 汝なりけめや さす竹の

君はや無き 飯に飢て 臥せる その旅人 あ

はれ

なほ太子は後から人を遣して、その飢人を見させ給ふと、早や死んでゐたので、更に命じて、そこに懇ろに葬らせ、數日の後、太子は近習に『あの飢人はたゞ人ではあるまい』と仰せられて、又人を遣して、埋葬の處を掘らしめ給ふと、太子から賜つた御衣はキチンと疊んで棺の上に置かれてあり、棺の中は藻脱けの殻であつたといふのである。こゝに『書紀』の文は、

時人大に之れを異しみて曰はく、聖の聖を知る
こと其れ實なる哉。

と、贊して居るのである。仁慈海の如き太子が、あはれた、行き倒れの旅人を憐みたまひ、御衣を恵み、又御歌を詠まれたといふのは、最も太子らしき事實として首肯せられるが、此の飢人が一個の聖者であつたといふところに、奇蹟の雲烟がかゝる。これが平安朝の時代になると、此の雲烟は一層濃化されて『靈異記』（弘仁三年の頃藥師寺景戒の著）には、太子が後日に人を遣して墓を改めしめられたところに追加があるので、それは、墓の戸に次の返歌が、あり／＼と表はされてゐたといふのである。

斑鳩の 富の小川の 絶えばこそ 我が大王の
御名忘れえぬ

『靈異記』より少しく後に作られたと見られる『上宮太子傳補關記』に至ると、更に、奇蹟化の度を加へ、太子と飢人との出會のところで、太子が『科照

る……」の歌を詠まれると、臥せつてゐた飢人が頭を擡げて直ぐに「斑鳩の……」の返歌を以て應じたといふことになり、その上飢人の相貌まで描出して「面長く頭大にして、兩耳長し、目は細く長し。目を開いて見れば、内に金色あり、人に異なりて大に奇相なり亦其の身太だ香しと、全く佛如來などの應現かの如く示唆し、なほ太子と飢人とは親しく言葉交はされたが、それは左右の者達には、まるで解せなかつたと附記されて居る。それから少し降つて『本朝文粹』更に降つて鎌倉時代の『元亨釋書』に至つて、此の異相の飢人が、禪宗の開山達磨大師の化身といふことに轉化せられ、専ら後世に傳へられることになつた。傳説は傳説を生み、つひにこんなにまで換骨脱胎するに至る。かうした例は偉人——特に宗教的偉人には、殆どザラであるが、太子の此

の傳説は、實に前記の『日本書紀』の文が源泉となつて、かくまで氾濫を見たものである。(『法王帝説』には、右「斑鳩の」の歌の外に、更に二首計三首を擧げて、これを巨勢の三杖大夫の歌として掲げて居る。)

また『書紀』の太子薨去の條下には、慧慈法師の言葉を引いて、やはり「聖」の字を用ひて太子を讃へて居る。慧慈法師といふのは、高麗國の高僧でこれは非常な碩徳であつたらしい。推古天皇の三年に來朝、法興寺に入つて、太子の師と仰がれ、諸經典を講授し、同二十三年に、太子御作の『法華經義疏』を携へて故國に歸り、これを彼地に弘傳した。二十九年、太子薨じたまふと聞くや、深く哀悼して、太子の爲めに誦經し、且つ願を發していふ「再び太子に逢ひ奉つて太子の教化を蒙り度い。自分は明年

太子御一周忌日を以て、太子の淨土に至り、お目にかゝらう」と、此の發願の如く、翌年の此の日に示寂した。全く太子の御後慕ひて殉死したものと見られるのである。この慧慈が高麗に在つて太子を評した言葉を寫して『書紀』に、

於日本國有_二聖人_一……以_二玄聖之徳_一。生_二日本之國_一……是實大聖也。

と云ひ、まだ慧慈の入寂のところには、
以是時人彼此共言。其非_二獨上宮王之聖_一。慧慈亦聖也。

と云つて居る。前にあげた片岡の飢人を、太子と併せて聖者としたと同じ筆法で、太子の聖なることを能く知れる慧慈であれば、獨り太子の聖にましますのみならず、慧慈も亦聖者と謂ふべきだといふのである。

日本最初の官撰國史である『日本書紀』に散見する文辭が實に此くの如くである。太子薨後僅に百年時代の記録である。これは決して『書紀』の記者が個人的感情からの修辭ではない。太子御生前並びに御身後を一貫せる御人格と、御徳業とに對する國民的奉讃の感情が一脈の流れとなつてゐたのが、筆端を通して_二迸り出でたものと見られるのである。しかも、この國史を通じて、どこにも、聖智とか大聖とかの稱を以て敘述された人物は見當らない。聖徳太子唯一人のみであるのにも、如何にその聖なる徳の高大であらせられたかを、たゞく驚異感嘆しないでは居られないのである。

ずつと世降るに及んでは、他の宗教的偉人に語られる諸種の奇蹟傳説のやうに、聖徳太子にも様々な奇怪な記述が現はれるやうになり、雲霧の中に飛龍

を認めむとする如く、却つて眞實の片鱗をさへ見ることが出来ないやうにしてしまつた。就中、太子を以て偉大なる豫言者に仕立て、太子御作の『未來記』といふやうな僞書欺作が幾種類も現はれ、太子に因縁ある古寺院に、神祕的な箔を塗りつけやうとしたり、承久の亂その他、國家社會の混亂に政權推移の運命を論じたり、或は自宗自派の宣傳手段に、他宗他派を排撃せむが爲めの、惡辣陰險な考へから、聖德太子未來記と云つた風な物を捏造したり、といふ類に至つては、許すべからざる盛徳冒瀆と謂はねばならないが、兎に角、世と共に太子の御徳を、高く仰ぎたいへこそすれ、太子に對する惡聲を放つ者は全くなかつた見られる。それが江戸時代に入つて、儒者、國學者の中から、初めていろ／＼な横議が放たれるやうになつた。——この事に就いては、後に

別に述べる——が、それらの聲とて、約言すれば、佛教に對する偏狹な、或る感情以外の何ものでもなく、それが日本佛教の興隆といふことを以て、最も顯著に知られたる聖德太子に、集中せられたものと見られるのである。

さうした連中のうちにも、太宰純（號春臺、物徂徠の學系を嗣ぐ）といへば、殊に排佛家の急先鋒とも目される一人であるがそれが、其の著『辨道書』の中に、

本朝に道といふこと未だあらず、萬うわ／＼しかりしに、三十一代、用明天皇の皇子に厩戸といへる聰明の人生れたまひ、書を讀み學問したまひて、三十三代、推古天皇の時、攝政の位に居りたまひ、官職を定め、衣服を制し、禮樂を興して、國を治め、民を導き、文明の化を天下

に施したまへり。本朝に於て厩戸の功は、制作の聖とも謂ふべき人にて、聖德太子と謚せられたるも虚名にあらず。

と云うて居る。眞金はつひに、光りを掩ふべからず、如何に佛法嫌ひでも、太子の功德は認めざらむとして認めざるを得ずして『聖とも謂ふべき人』とさすがに學者らしき一見識を以て、稱讚を惜しみなく送つて居るのである。敵も味方も超へた聖中の聖者の面目、誰にも彼れにも、仰ぎ奉るべきではないか。

第三節 御傳記について

聖德太子は、上述の如く天成の聖者にましまし、あまりにも偉大なる御人格で在らせられた爲めに、

世を隔て、いよ／＼國民の崇仰禮讃が高められるにつれ、つひに超人間的なる御存在のやうにまで押し上げてしまひ、あらゆる方面から、種々の奇蹟傳説を附會して、語り傳へられるに至り、澤山の傳記、物語の類が、いよ／＼出で、いよ／＼眞實をつかみ難いことになつてしまつた。それらは皆、その時代々々の思想感情を反映し、太子の鴻業偉徳の影響を、それ／＼活かさむとしたもので、そこに不滅なる太子の御生命を見られるとも謂ふべきであるが、あまりにも常識を飛び離れた奇蹟物語などは、現代の人々には、何としてもまじめに受け取られない。而もそれは遺徳を損し、御人物を瀆すことの甚しきものとして斥けなければならぬものでもある。

最も信憑すべき確實なるものは、太子御在世の時及び薨去直後の頃の記録として、遺されてある古文

辭——佛像、繡帳等の銘、碑文、太子の御著作——
で、御在世のものとしては、

法隆寺金堂藥師如來光背銘

伊豫國湯岡碑文

十七條憲法

三經義疏

があり、薨去直後のものとしては、

法隆寺金堂釋迦如來光背銘

中宮寺天壽國曼荼羅繡帳銘

がある。これらは實に貴き資料であつて、これが
據りどころとなつて、從來の傳記が纏められたわけ
であるが、後から後からと出来る傳記や物語は、前
に出来たものを基本としながら、更に想像憶測の衣
をかさねて、世を隔てるに随ひ、つひに雲烟模糊た
るものになつてしまつたのである。だから太子傳記

類の中では、最も古いものが、太子の生涯に接近し
て居るだけに、確実性が多量に含まれて居るといふ
わけになるが、さうした物が甚だ少いといふのが、
遺憾の極みである。最も古いものといへば、

『上宮聖德法王帝説』

を挙げねばならぬ。これは『群書類從』に收めら
れてあり、太子傳の古記録として、唯一の貴重なる
ものと謂はれる。京都知恩院には、これが古寫本を
現存して居る。最近公刊のものとしては、私の藏
本、狩谷望之證註、平子尙補校（平子尙自筆本）の
ものを底本とし、花山信勝、家永三郎兩氏が校譯し
たのが、岩波文庫の中に收めて出版されて居る。原
著者は、法隆寺の僧相慶であると稱せられるが、本
當のところ未詳といはれる。作られた年代は、奈良
朝初期と推定せられるから『古事記』や『日本書

紀よりも前に出来て居り、太子傳最古のものと思ら
れるのである。前記の太子古文辭に據つて居り、天
壽國曼荼羅の銘文、釋迦像の銘文もあり、これによ
つて、太子の生年代を考定して居るなどの卓見も窺
はれ、全面的には或は首肯し難しとされようとも、
先づ大體信憑するに足るものと見られるのである。

『日本書紀』

は、前にも言ふ如く、元正天皇の養老四年に、舍
人親王——天武天皇の第三皇子、聖武天皇の天平七
年六十歳薨去、崇道盡敬皇帝と追尊——を總裁とし
て、太安磨等に編纂せしめられた官撰國史で、所謂
六國史の第一である。神武天皇より持統天皇に至る
までの編年史であるが、中外に誇示するに足るもの
とせむとの意圖の下に、漢文體を以て大に文辭修飾
つとめ、遽に信を置き難いやうな記載も往々散見

する。しかし何と云つても官撰國史としての權威は
認めざるを得ない。此の中に聖德太子に關する事蹟
が、敏達、用明、崇峻、推古の四朝にわたり、可な
り多く記されて居り、それらを綴り合せると、おの
づから一篇の『聖德太子傳』が出来あがるほどであ
る。思ふに、當時『太子傳贊』と云つたやうなもの
があつて、それを適宜抽き出し切り採つて、按排した
といふやうなことではあるまいか、年代などに錯誤
のあるのも、此の間に生じたものと想像されもす
る。しかし太子薨後百年ばかりの、まだ生ま／＼し
い語り傳へを集成して居るのであるから、これも亦
貴き資料として、據るべき確実性は多量であること
を否むわけにはゆかない。

『聖德太子傳補闕記』

これも『群書類從』中に收められてあるもの、平

安朝末期に近い頃の作と推定せられるが、その巻首にことわつて居るところを見ると、『日本書紀』『曆録』並びに四天寺の『聖徳王傳』を具さに讀んだが未だ委曲を盡さざるものを思ひ、古記を探つて、調使、膳臣、二家の記を得て、それを本とし収録したと云つて居るが、奇特靈異の事蹟を集める趣意に本づいて作られたものであるから、史料としての價値は甚だ貧しいと謂はれる。

『聖徳太子傳曆』

平氏傳とも稱せられ『續群書類從』中にある。巻首に『平氏撰』とあり、平基親の作といふが未詳である。これも平安朝末葉に出来たものと推定され、やはり奇蹟的傳説を、大に修飾し、面白く書いて居る。

『古今目錄抄』

るには頂門の一隻眼を具して始めて得べきである。況して中世、近世に及んでは、前に云へる如く、俗惡陋劣なる『未來記』のやうなものや、攻撃的惡聲のものなども出て、いよ／＼紛雜をきはめて居るのである。

明治時代以後になり、穩健、公正、眞摯なる太子研究が、諸學者によつて進められることになり、複雑怪奇の雲もやうやく拭はれて、太子の眞實のお姿が、大に明朗に表はされるに至つたことは、まことに慶快の至りである。それらにしても、或は純然たる史學から、或は宗教信仰から、或は一般文化の上から、或は政治的、修養的、藝術的、等々の諸方面から、しかも有らゆる角度から眺めた太子觀の種々相を展開して居るといふわけであるが、兎に角、馬鹿げた傳奇物語の雲煙は一掃されることになつた。

別稱『太子傳私記』これは、太子の御者調子丸の後裔といふ顯眞得業——生死年月不明——が、上卷に法隆寺寶物等のことを記し、下卷に太子の傳記を書いて居る。鎌倉時代初期の作と見られるが、史料としての價値は、あまり多く認められない。

この他、『上宮皇太子菩薩傳』（東大寺藏）『上宮太子御記』（西本願寺藏）『聖徳太子傳』（醍醐寺藏）等がある。又古記録には『鑑眞和尚東征傳』大安寺、法隆寺の『緣起』並びに『資財帳』四天王寺の『本願緣起』等、また『靈異記』扶桑略記』『元亨釋書』『神皇正統記』など、参考すべき資料は、尙ほ多くあるが、何れも靈異の事蹟を多く織りまぜて居り、どこまでが事實で、どこからが架空であるのか判然しないと云つたやうな物で、これが取捨選擇には、大に注意を要し、採る可きを採り、棄つべきを棄て

太子の全貌を傳ふる代表的のものとしては、次の諸著を擧げることが出来よう。

蘭田宗惠著『聖徳太子』

久米邦武著『聖徳太子實録』

境野黄洋著『聖徳太子傳』

同 『聖徳太子の研究』

聖徳太子一千三百年御忌奉賛會編

『聖徳太子御傳』

稻葉圓城著『聖徳太子』

黑板勝美著『聖徳太子小觀』

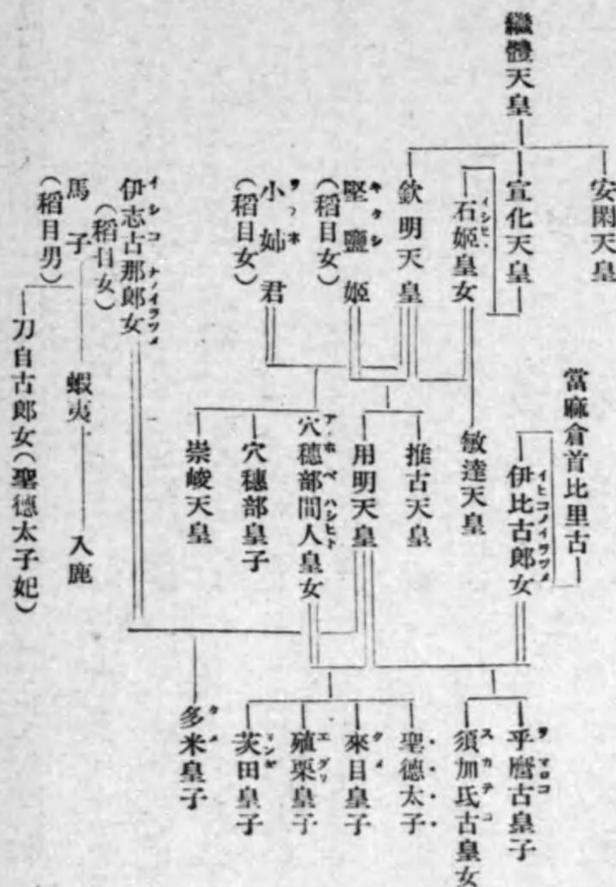
平安考古會『聖徳太子論纂』

この他、なほ多くあるが略す。太子の『十七條憲法』を講解したものに、加藤咄堂、姉崎正治、小野清一郎、内藤湖南、三浦周行、黑板勝美、梅原眞隆、曉島敏、五十嵐祐宏、白井成允、諸氏の著書及び論

文があり、それらによつても、太子の御人格を概観
することが出来る。今この稿は、前掲古記録ならび
に右の新時代の諸著を参考しつゝ、自分の考へを以
て、適宜取捨按排したものであることを、斷つてお

第四節 御 血 統

(複線は御結婚を示す)



(欽明天皇には御子なほ多く在まし、古事記には、
五妃二十五子ありしことを記せり。今は聖德太
子傳に於ける所要關係を主として擧ぐ)
右の御系譜に見る如く、聖德太子の御父母も、御
祖父母も、蘇我氏と最も親密の關係にあるが、蘇我
氏の血統も、その遠祖に溯れば次の如く一流の名
族である。

孝元天皇—彦太忍信命—屋主忍男武雄命—武内宿禰—

蘇我石川宿禰—滿智—尊子—高麗—稻目

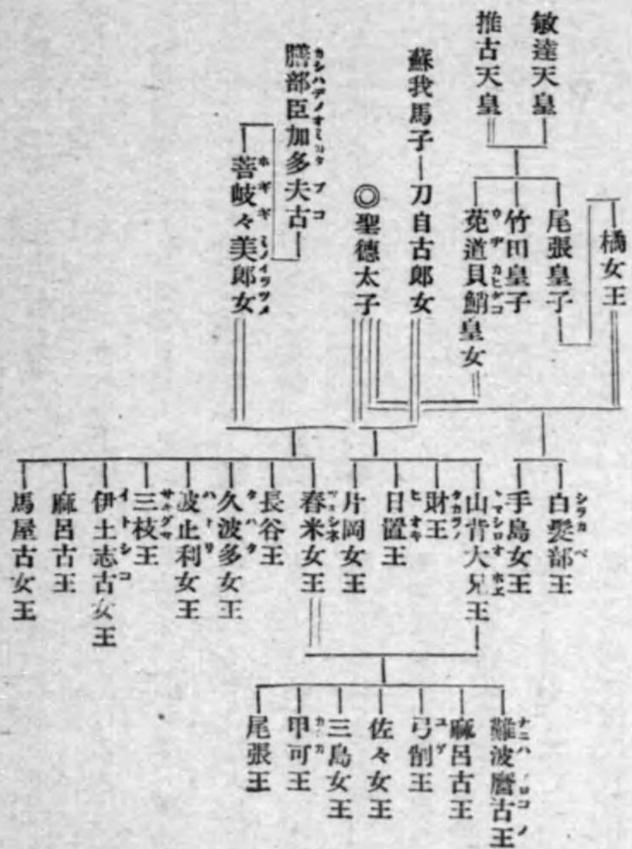
蘇我氏と云へば、後世に大へんな悪黨のやうに思
ひ込まれ、云ひなされる。それは稻目の子馬子の不
臣、更にその子孫の、蝦夷、入鹿の驕傲専恣、天人
共に許さざるものあつたが爲めで、當然至極である
が、しかし、應神の朝に於ける武内宿禰が、忠功第

一人者であつた事實は、何人も否定出来ないし、欽
明の朝に於ける大臣稻目の地位も認めないわけにゆ
くまい。稻目は、後代に佛教嫌ひの學者達から悪く
いはれるやうな人物では決してない。立派な政治家
として朝廷輔弼の大任を背負つて立つた、一代の重
臣である。神功皇后の三韓征伐を扶け、而して儒教初
めて傳來の應神天皇の朝に元老たりし武内宿禰、ま
た佛教傳來當時の欽明天皇の朝に重臣たりし、蘇我
稻目、この一族には、傳統的に、大陸文化を採り入
れて、我が國に貢獻せむとする進取的な、當時に於
ける新思想の傾向が多分にあつたといふことが想ひ
やられ、これに比して、大連物部氏が對蹠的に保守
排他の傾向があつたことが著しく目につく。乃ちこ
の二大名族は、嘗に權力争ひばかりでなく、思想的
に兩立の出来ない勢であつたと謂ふべきである。

蘇我氏一族の功罪と、これに對する褒貶は、今この問題ではない。特に注意して見るべきは、如上の傳統的なる文化思想が、前掲の如き尊貴の皇統を引いて居られる、聖德太子に至つて、一味合採せられ、不世出の聖者を天成し、その理想精神が我が國

家の上に如實に光輝を放つたといふことで、優生遺傳と云つたやうな方面からしても、まことに由つて來たる所有りと申すべき、御血統であらせられたのである。

次に太子の御家庭を圖示すれば、



第五節 御降誕の年時

太子の御父祖、御兄弟、及び外戚關係は、前掲系圖に於て、遠近親疎すべて一見明瞭である。御父は用明天皇、諱は橘豐日命と申し、推古天皇とは同腹の御兄妹で、異腹の御兄弟には、敏達天皇と、外に御叔母小姉君の他に、穴穗部間人皇女、穴穗部皇子、崇峻天皇の御三方があり、此の異母妹なる穴穗部間人皇女を皇后に納れて、四皇子を擧げさせられた。その第一皇子が、聖德太子にましますのである。

用明天皇御兄弟六人のうち、天皇の位に即かせたまへるは、敏達、用明、崇峻、推古の御順に四人にわたらせられるが、その各々崩御の時を按ずれば、

敏達天皇……皇紀一二四五年崩……壽四八
 用明天皇……皇紀一二四七年崩……壽六九
 崇峻天皇……皇紀一二六二年崩……壽七三
 推古天皇……皇紀一二八八年崩……壽七五

といふ記録が得られるので、これにより御誕生の年を推算すると、長幼の順序は、

用明天皇……皇紀一一七九(繼體一三)年生
 崇峻天皇……皇紀一一八〇(繼體十四)年生
 敏達天皇……皇紀一一九八(宣化三)年生
 推古天皇……皇紀一二一四(欽明一五)年生

といふことになり、用明天皇が一番御年上で、崇峻天皇は一つちがひの御年下、敏達天皇は崇峻天皇より十八歳の御年下、推古天皇は敏達天皇より十六年の御年下であらせられたことが明かとなる。——聖德太子の御母、穴穗部間人皇女、及び穴穗部皇子

は、年壽未詳であるが、崇峻天皇の御兄弟姉であらせらるれば、用明天皇とは、少くとも御同年以上の御年輩でなければならぬ。——若し長幼の順を以てすれば、用明天皇か穴穗部皇子かゞ先づ即位せられるべきだと思はれるが、久米博士の言葉にあつたやうに、生母の尊卑によつて、嫡庶を定められる習俗により、皇女石姫の御腹に生れたまへる敏達天皇が、御年少を以て、第一に皇太子に立たせられたのであらう。

聖德太子は、敏達天皇の第三年——皇紀一二三四——を以て、呱呱の聲をあげさせられたといはれるのであるから、後には用明天皇の第一皇子と稱せられるが、此のときは御父君はまだ、立太子も成されて居なかつた橋豊日皇子であらせられたわけである。前記御年輩により算へて見れば、聖德太子誕生

第一年は御父君五十六歳の晩年で、崇峻天皇は五十五歳、敏達天皇は三十七歳、推古天皇は二十一歳に當らせられたことが知られるのである。

ところで、聖德太子の御降誕及び薨去の年代については、古記に種々異説があつて、御生誕が敏達天皇の元年と、二年と、三年との三説あり、薨去を推古天皇の二十九年といひ三十年といふ兩説が傳へられて居るのである。

『古事記』に、

橋豊日命(用明)……此の天皇、稻目宿禰大臣の女、意富藝多志比賣(刀自古郎女)を娶して生みませる御子、多米王、又、庶妹間人穴穗部王に娶ひまして生みませる御子、上官之厩戸豊聰耳命。次に久米王。次に植栗王、次に茨田王……。

と見えて居るが、古史に天皇、皇子の初生を記すことおほむね此の程度であるから、千餘年も前の人物傳記にその生死年代未詳なるを歎ぜざるを得ない

のも、亦當然で、後世に種々の臆測傳説が流布するに至る際もそこに在りと謂ふべきである。『日本書紀』には、太子の生年も年壽も逸し、たゞその薨去が推古天皇の第二十九年であることを記して居るのであるが、何せよ官撰國史といふ權威で、後の太子傳を成すもの、多くはこれに據つて居り、太子行年四十九歳といふのを前提に、推古の第二十九年より逆算して、生誕は敏達天皇の第二年とする、これが第一説である。『古今目録抄』に『一卷傳』松子傳ともいふの文を引いて、明かに、

敏達天皇即位二年癸巳聖德御降誕。

と記し『神皇正統記』にも、敏達天皇の條に、

二年癸巳の年、天皇の御弟豊日皇子の妃、御子を誕生す、厩戸皇にてまします。

と言つて居る。第二説は『上官聖德法王帝説』に據るもので、敏達第三年誕生説、之れが最も正しいといはれる。第三説は『太子傳曆』に出で、『太子傳補闕記』などの採つて居るもので、

欽明天皇三十二年辛卯正月朔甲子の夜、妃(間人皇女)金色の僧を夢みて娠み、敏達天皇元年壬辰正月一日産……

と記し、これに註して、

入胎正月一日、開胎亦正月一日、總て一十二箇月を経たり矣。

と云つて、敏達元年生誕説を爲して居る。これは太子を非常の異人として、更に之れを異にせむが爲めに、正月元日の、而も甲子といふ干支の首めを以て

入胎し、翌年正月元旦を以て出誕、即ち在胎十二箇月としたもので、一見いかにも巧く作り過ぎて居ることが直感せられる。殊に入胎の日の甲子といふのも誤りで、實は辛酉であるといふから、そこから早く馬脚をあらはして居る。

『法王帝説』には、前に傳記について語つたところで云へる如く、最も信憑すべき資料なる中宮寺繡帳銘や、法隆寺釋迦像光背銘を録して居り、太子の生誕並びに薨去についても、最も確實性を認めざるを得ないのである。同書には、

上官聖徳王。又云法主王。甲午年生。

とあり、甲午は即ち敏達天皇即位第三年である。

また此の後の文句に、

丁未年。聖王生十四年也。

とあり、丁未は用明天皇の第二年で、甲午誕生の

太子が、此のとき、生年十四歳といふのもピッタリ合つて居る。また薨去についても、『法王帝説』に録するところの繡帳銘の文に、

歲在辛巳十二月廿日癸酉日。孔部間人母王崩。

明年二月廿二日甲戌夜半、太子崩。

と言ひ、釋迦像銘も此の年月日全く同じである。

推古天皇の辛巳の歳は第二十九年であり、この年十二月に太子の御母君が、そして其翌年、即ち三十年壬午の二月に太子が、前後相接いで薨去せられたといふ。此の説が最も正確であるとして、今日では諸學者の意見全く一致するところ、此の點を明示したるは『法王帝説』の一卓見と、前に推稱した所以である。

『古今目録抄』の裏書に、太子の年壽について、可なり纏まつた見解を以、

代記、此れは多し。故に五十一年御入滅は背く所無し。

と言ひ、太子年壽五十一歳説を採つて居る。此の五説、要約すれば、誕生に敏達の元年、二年、三年の三説があり、薨去に推古の二十九年、三十年の兩説あり、しかも結局年壽は四十九歳、五十歳、五十一歳の三説と成つて居る。誕生三説を本として、見易く表示すれば次の如くなる。

- 一、(敏達三年(甲午)誕生……推古三十年(壬午)薨去) 四十九歳
- 二、(敏達二年(癸巳)誕生……推古廿九年(辛巳)薨去) 四十九歳
- (敏達二年(癸巳)誕生……推古三十年(壬午)薨去) 五十歳
- (敏達元年(壬辰)誕生……推古廿九年(辛巳)薨去) 五十歳
- (敏達元年(壬辰)誕生……推古三十年(壬午)薨去) 五十一歳

誕生入滅各三説有りといふは、一には四十九入滅。此れは或は癸巳誕生、辛巳入滅とし、或は甲午誕生、壬午入滅とする也。即ち阿佐禮拜四十九歳といふに當印せむと欲するなり。二には滿五十入滅。此れは癸巳誕生、壬午入滅と、壬辰誕生、辛巳入滅となり、三には五十一入滅。此れは壬辰誕生、壬午入滅とするなり。此の中……癸巳誕生の事は、松子傳、明一傳計りなり。壬辰 敏達元年誕生は、皇代記、王

このやうに、諸書區々の異説は、五種にまとめて見られ、若し單に形の上から多數決によるとするならば(一)の説は、誕生に於いて唯一であり、薨去に於て二對三で、いづれからしても、一番劣弱のものやうに見られるが、實は此の一説のみが最も正確であることは、前に述べた通りである。乃ち太子の御生死年代に關する斷案は、次の如くなる。

誕生……敏達天皇の第三年(甲午)皇紀一二三四年(月日未詳)

薨去……推古天皇の第三十年(壬午)皇紀一二八二年二月二十二日(太陽曆推步四月十一日)夜半、斑鳩宮に薨す。

世壽……四十九歳。

薨去の年月日、時處すべて疑ひを容るゝ餘地なきに比し、生誕のそれが詳なるを得ないのは、遺憾

に覺える。敏達天皇の三年といふだけは確實と突きとめ得たが、月日はわからない。正月元日説などは勿論後人の捏造附會として採るべきではない。これは斷念するとして、さてその誕生の處であるが『法王帝説』に太子の母后が「厩戸に出でたまふ時忽ち上宮王を産出たまひき」と云ひ、『日本書紀』には、懷妊開胎之日、宮中を巡行し諸司を監察したまふ、馬官に至り、乃ち厩戸に當りて、勞みたまはずして忽ちに産みたまふ」と言つて居る、これが本となつて後來諸傳の定説のやうになつてしまひ、厩戸皇子といふ御名も之れによると爲すのであるが、是れまた太子を大聖化せんとする、傳奇創作であると謂はれる——此の事については次節「御名」のところ述べる——久米博士の『聖德太子實錄』には、

降誕の宮は、是れまで厩戸の談に蔽はれて、考

究したるものなし。必ず用明天皇の即位前に在せし宮に於ての降誕にてあるべし。帝は其時に橋豐日尊と申して皇子にておはせり。橋は地名にて、高市郡飛鳥の橋なるべし。其橋宮に於て誕生と斷定す、……橋寺は太子建立七箇寺の一にて、……寺傳にも亦此を用明天皇別宮の址といひ、此殿に於て聖德太子は誕生ありといふ、是は大に注意すべき傳へなり。

と考證されて居り、境野黄洋氏も『聖德太子傳』に於て『大和の橋寺が、所謂橋宮のあつた所で、其の御降生地といふのは、恐らく事實であらう』と云つて之れを認めて居る。これは最も耳傾くべき説ではあるが、しかし『斷定す』といふにはなほ首をかしげさせられるふしがあると、私は思ふのである、書紀に母后が「宮中を巡行し……馬官に至る」とい

ふ宮中は、此の時まだ一皇子の妃であられたのだから、敏達天皇の宮闕を巡行し監察せられるといふ筈がない。で、此の宮中といふのは、夫君橋豐日皇子の在ませし橋の宮であらうとの見當もつき、橋寺がその舊址であると結びつけられるわけだが、久米博士の言はれる如く、古の貴人は其の子を母の里太で生育する習俗であつたといふ點から考へると、橋の宮中に臨月まで、御同棲せられて居たことが疑はしくなる。

そこで、母后の穴穗部の別宮で産ませられたのであらうとも考へて見られる。が、久米博士の研究によれば、穴穗部とは、山邊郡石上なる安康天皇穴穗部宮址のあたりらしいが、母后穴穗部間人皇女の同母弟に穴穗部皇子と申すのがあるし、此處に母后が王子と共に、居られたといふ跡は少しも聞かないか

ら、以て、太子誕生の處と爲すは、牽強の説であるといふ。結局、既戸といふ御名の由つて、來たる所を突き止めねばならぬといふことになるが、それが地名であるか、或る氏族の呼稱であるか、ハッキリしないのである。かくて橘の宮を以て太子誕生の處といふのも、最も有力な一説とするに足るといふ程度であらうと思ふ。

なほ前記『古今目録抄』の文中に『松子傳』明一傳』とあるのは、太子傳記の中で古いものだと言ひ傳へられて居るが、今は見當らず、甚だ怪しいものらしい。また『阿佐禮拜四十九』の語があるが、これは一寸説明を要するので、こゝに附記しておく。

阿佐といふのは、百濟威徳王の王子で、推古天皇の第五年（太子攝政、二十四歳）に來朝し、方物を獻じたことは『日本書紀』にも記され、一般史家の

太子、左右に語けて曰はく、是れ我が昔身に我が弟子たり、故に今來りて謝するのみと。時人太だ奇とす。

とある。なるほど之れは、『太だ奇とする』に足る。が、唯だ奇とするのみだ。到底まじめに信じられる話ではない。『古今目録抄』の記者はこれを眞實とし、阿佐の豫言、四十九歳傳燈演説とは、太子三歳にして東方に向つて、南無佛と言ひ、五十歳まで演法弘説が了つて、五十一歳滅度を示されたのだと解して、年壽五十一歳説を唱へて居るのである。阿佐が禮拜し描寫した太子像とて、唐本御影と稱するものがあり、帝室の御物になつて居るが、傳説は傳説だけのもの、眞偽は論外である。

第六節 御名

認むる事實であるが、これに例の奇特異誕が附會して傳へられて居るので、それは阿佐は頗る觀相を善くしたが、聖徳太子の人相を一見して驚歎し、禮拜して而も太子の生涯を豫言したといふ筋で、『扶桑略記』の文を引いて見れば、

僕（阿佐自稱）此國に聖人有り、僕、自ら拜觀せば情足る矣と。太子之れを聞いて直に殿内に引く。阿佐驚き拜して、太子の顔また左右の足掌を見、更に起つて再拜すること兩段、退いて庭に出で、右膝、地に着けて、合掌恭敬して曰さく、敬禮す救世大慈觀音、妙教一たび東方の日國に流通し、四十九歳傳燈演説したまふ、大慈敬禮菩薩と。太子目を合す。須臾にして眉間に一白光を放つ。長さ三丈許り、良久して縮み入る。阿佐再び起つて再拜兩段して出づ。

太古に我が國土を經營せられた神として、大國主尊の名は最も顯著であるが、此の尊はまた、多くの名を以て呼ばれたといふことにおいても有名で、大國主神、又の名を大己貴神。葦原醜男八千戈神。大物主神。顯國魂神。大國玉神。等といふとある。所が今我が聖徳太子は、更にこれ以上で、實に十以上の御名が呼びたゝへられて來て居る。まことに他に類例を見ないところである。

既戸皇子。豐聰耳命。既戸豐聰耳皇子。豐聰八耳命。上官太子。上官王。聖徳太子。等は一般に汎く稱せられ、諸書に最も多く用ひられて居る御名であり、また佛法興隆の徳を仰いだ方面からは、

聖徳法王。豐聰耳法大王。法主王。法大王。既戸豐聰耳聖徳法王。

等と呼ばれて居るのである。今日、誰れもが稱して、一般的に通用して居るのは『聖德太子』であるが、古今不世出の聖者に在りましたる太子に捧げる名號として、聖德の二字は最も相應はしく、適實であると思すべきである。しかしこれは讚稱であつて御諱ではない。それでは諡號かといふに、當時に諡號といふ例があつたと思へず、又、史上の記録に

聖德と諡すといふ跡方も見出せないから、(太宰春臺は『辨道書』の中に、「聖德太子と諡せられたるも虚名にあらず」と言つて居ることは、前に掲げた通りであるが、何の根據があつて、く言へるかは明かならず。)これは、文字通り聖なる德を讃へた尊稱であると思ふべきである。『法王帝説』に、聖德王。聖德法王。上官聖德法王など見え、太子薨後、間もなく建てられたと傳へられる、法起寺の塔の露盤銘に

も、上官太子聖德皇と記してあり、奈良朝孝謙天皇の天平勝寶三年に書かれた『懷風藻』の序文には明かに『聖德太子』の成語が用ひられてある。その他諸書に聖德、聖王、聖德皇、聖德法王等の稱は、盛んに用ひられて居る。これらは何れも今いふ如き諡號景仰の意味の尊稱にほかならぬので、決して諱でも諡號でもないのである。

然らば此の多くの御名の中、どれが御諱、御本名であらうか。『書紀』『法王帝説』に『既戸豊聰耳』の稱を用ひて書いて居るので、これが御本名であると思ふ向きが多く、境野氏も、

太子の御名は澤山傳つて居るが、既戸豊聰耳と申すのが御本名である。

とハッキリ言つて居るが、私の考へでは、豊聰耳といふのは、一時に八人の訴へを聴かれたといふ傳

説を伴ふ一の美稱と見られ、これに既戸の御名を冠して呼んだものと思はれるので、既戸皇子といふのが御本名であると斷ずるものである。

といふと、それもやはり傳説——母后が巡行して既戸に至つて勞みなくして、開胎せられたといふに據るものではないか、と突つ込まれるかも知れない。だが私は、此の傳説を信條としていふのではない。むしろ傳説は附會として打ち消すものであるが私の考へは、前に太子生誕の場處を語るところで、ちよつと觸れたやうに、當時貴族の風習として、その子の名は多く其の生育の因縁關係によつて、命ぜられたといふ點に狙ひをつけて居るので、『文德實錄』に『先朝の制、皇子産るゝ毎に、乳母の姓を以て名と爲す』とある如く、穴穗部、泊瀬部の如き例で、太子の御兄弟に見るも、來目王は久米部または

久米臣の族縁に出でし、乳母の哺育を受けられたのであらうし、殖粟王は、殖粟連に、多米王は多米の宿禰とか多米連とかに縁由し、茨田王は攝津茨田郷に生育せられたに由るといはれる、そのやうに、既戸皇子といふ御名も、姓戸、封邑に因んで呼ばれたものにちがひないと思はれる。たゞ既戸と云つたやうな氏姓か、若しくは郷邑かど在つたといふ確證を得ないこと、そして太子の降誕地を、確知するに由ないことを、いとも残念に思ふのみである。既戸皇子が御本名であるとし、而してその縁由が此の様なものであつたとすれば、母后が官中を巡行し、馬官に至つて急に産ませられたといふのは、既戸の二字を何とかして解釋せむと、あとから太子の人格を仰ぎつゝ創作した附會説と見るのが至當であらう。

なほ久米博士は、既戸の傳説について、奈良時代

渡唐の僧徒が、大陸に景教（耶蘇教の一派ネストリウス）の傳播せるを知り、クリスト誕生の傳説を耳にして歸つたのが、聖德太子傳記に結びつけられるに至つたのではあるまいか、といふやうな意味を述べて居られるのは、頗る興味と注目とを惹く新奇の説である。しかし、確かな根據ある定論では無論ない。奇抜な、おもしろい着眼であると謂ふに止めておく。

豐聰耳。また、八耳（十耳ともいふ）といふ御名は、例の一時に八人または、十人の訴訟を聽き別けて誤らなかつたといふ、超人的な能力を示された事によつて、人々が驚異歎稱した名であるといはれ「法王帝説」「書紀」「補闕記」等に、書かれてあるに據り、後の諸傳もみな其のまゝに襲用して居り、世人もあまねく語るところである。が、これ亦、既戸と

同様、強ひて此の御名を説明せむが爲めに、後人の假託した傳説であらう。弘法大師が、能筆を稱せられ、唐帝より五筆和尚の名を賜つたといふところから、口と兩手兩足とで、一時に五本の筆を自在に使つて、字を書いて居る圖繪が作られる、と云つたあんばいに、天成、聖智といはれるほどの聖者の面目を完具せられた太子が、學問、宗教、藝術、立法、行政、適くとして可ならざるなき才能を發揮せられた其の聰明睿智を、誇張形容するに、具體的なる聽訟裁斷といふ事實を創造附加したものであると思はれる。

既戸豐聰耳皇子といふ場合は、御本名と歎美の通稱とが合成されたものと見るべきで、御父用明天皇が、橋豐日皇子と呼ばれたのと同じ例である。即ち橋は地名に據るので、橋の皇子といふのが御本名、

豐日は美稱を重ねたものと見られる。その如く、既戸皇子に豐と聰耳と二つの美稱、歎稱を重ねて一つの呼び名に仕立てたのにでないかと拜察する。果して然らば、既戸豐聰八耳聖德太子とも、呼べば呼ばれるといふわけである。

兎に角「八」といふは、七に一を加へたといふ、數學的の八ではなく、「多」を意味するのであること、その用例甚だ多い。

次に「上官」の稱も、殆ど一般的に廣く呼ばれて居る御名の一つで、上官太子。上官法王。上官聖德皇などといふ。現に太子を中心とせる社會事業の有力な一團體に上官教會といふのがあるほどである。これは、太子御幼少時代の居所に由つての呼び名で「日本書紀」用明天皇の條に、

此之皇子、初め上官に居り、後に斑鳩に移りた

まふ。

と云ひ、また推古天皇の條には、父の天皇、之れを愛したまひて、宮の南の上殿に居らしむ。故に其の名を稱して、上官既戸豐聰耳の皇子と謂ふ。

とあり、また「法王帝説」にも、池邊の天皇、其の太子聖德王、甚だ之れを愛念して、宮の南の上の大殿に住ましむ。故に上官王と號するなり。

と云つて居る。上代の天皇は、御在世中の宮居の地を以て稱し奉つたもので、池邊の天皇とは用明天皇の御事であり、大和十市郡池邊が皇居の舊址であるといはれ、現に同郡上之宮村字上官寺といふ村邑があるから、そのあたりが太子の居られた宮南上殿の遺跡であらうと推定せられるのである。これにつ

いても、古書の記すところ、學者の論するところ甚だ區々で、橋寺がその遺跡であるとか、イヤ坂田寺がそれであるとか、或は宮南といふその宮は、用明天皇の宮居か、推古天皇の宮居か、などと比考せられ、實は明證を得ないのであるが、『父の天皇之れを愛し……』といふ『書紀』及び『池邊の天皇、其の太子……』といふ『帝説』の語句を最も據るべきものと見ねばなるまい。

さうすると、敏達天皇は在位十四年にして、皇紀一二四五年八月崩御、九月に用明天皇が踐祚遊ばされたが、御在位僅に二年にして、翌々年四月、御壽六十九歳を以て崩御遊ばされて居るので、太子が、父天皇の宮の南の上殿に住まはれることになつたのは、天皇踐祚の年か、即位元年かと見られ、太子の御齡を按ずれば、十二、三の時でなければならぬ。

れる後を以て、初へ及ぼして云へるなり。

と言つて居るのは、一見識として首肯すべきであらう。太子が斑鳩宮へ移られたのは、推古天皇の十三年御年三十二歳の時であるが、これによつてそれ以前に居られた所謂上官とは、推古の宮の南殿であらうといふ説は、けだし皮相の推斷であると思ふ。

『上官』は、今日では『ジャウグウ』と發音して一般に通用して居るが、古記によれば、『カムツミヤ』また『ウヘノミヤ』と訓ませたもので、いづれにしても之れは上位を意味した語と解せられる。或は『宮南上殿』といふを解して、特別上等に構築された御殿の意と爲す説もあるが、それは無論上等のものであつたらう。しかし上官とは構造の上からでなく、南は上位に當るから、南の宮すなはち上官の意と解することも出来る。兎に角、この稱號は、老

天皇が特に愛したまふといふ點から拜察すれば、もつと、すつと御幼少の時より、御側近に置かれて御愛撫になつたにちがひない。即ち橋の皇子で在らせられし時より、同じその宮居に親しく住まはせられたことが、當然に想像せられるが、その頃にはまだ『上官』の御稱號はなかつたと見るべく、池邊の宮の南の上の大殿に移られて、初めて上官太子と呼ばれるに至り、それ以後、斑鳩の宮に移られても、此の御名が呼ばれたものと見るべきで、本居宣長翁が『古事記傳』四十四に、

大宮の南に、別に上官と云宮の有て、其は日殊に上れる、やむごとなき宮なりし故に、上官とは稱けられたるなるべし。かくて其名後まで残りて、其の地名となれるなり。書紀此御卷に、初居上官後移斑鳩とあるは、既に地名とな

いませる御父用明天皇が、格別なる御恩愛により、宮居の上位に當る南の御殿をえらんで、最も優渥に御親遇遊ばされ、その居所に因んで、上官太子の稱が呼ばれるに至つたものとするのが、先づ妥當の見方であらうと思ふ。

法王、法皇、法主王、法大王、等の稱號は、太子が大に佛教を興隆せられた遺蹟により、主として佛教徒の呼び奉つた尊號、敬稱で、これに上官または聖徳の二字を冠し、上官法王、聖徳法皇、或は上官聖徳大法王、等といふ如き、いづれも佛徒が渴仰禮讚の稱にほかならない。しかもそれは單なる我田引水的な、偏狹な信仰感情ばかりからではなく、太子こそ眞に日本の教主にましますと云つた絶對的な、普遍的な景仰から生れた尊號であつたことは、前に云へる如く、法起寺の塔の露盤銘にも既に『上官太

子聖德皇」と記されており、その他、法隆寺の釋迦像銘に「上官法王」と見え、「法王帝説」「法隆寺資財帳」等にも「聖德法王」とあり「書紀」の用明紀に「法主王」とある如きに見て、可なり早くより――

―或は御生前中――此の尊稱は呼ばれたものであるらしく思はれ、こゝにも、太子の御高德が偲ばれるのである。

『斑鳩太子』の稱もある。これは後世の文士輩が用ひたもの。また『佛子勝鬘』といふ太子自署の型として傳ふるものもあるが、これは聖武天皇の『沙彌勝滿』といふ御自稱と結びつけた後人の作爲であると謂はれてゐる。又隋書に『多利思比古』の名を用ひて居るのは、太子の御事とも、推古天皇の御事もハッキリしないとされて居るので、この三つは太子の御名號としては通用せられないものである。

要するに、太子の御幼少時代に關する記載は、その御生誕より御名、御行蹟すべてよくわからないものになつて居るといふほかはない。そのように崇敬禮讚の雲に深く塗りこめられて居るのである。

第七節 御 遺 蹟

一、藥師像光背銘

我が日本に、書籍、といふものを見たのは、應神天皇の十六年（紀元九一六）百濟より王仁が來朝して『論語』『千字文』を獻じたのが初めであるとせられ、此の事は誰れもよく知つて居るが、さて其の文字が廣く實用せられ、文章の形を成すに至つたのは何時の年代であらうか、といふことになる、これ

は案外知る人が少いのである。曾て花山信勝氏が、之を帝國大學の學生達に向つて提起し「日本で一番古い書物は何であらう」と試問したが、一人も即答の出来る者はなかつたといふことであるが、氏が自らこれを説示した言葉は、まことに共感を禁じ得ないものであつたことを想起し、こゝに借用抄録することにする。

曰はく――我が日本に於て、現在最古の文字も、最古の書物も、最古の建築も、最古の彫刻も、最古の美術作品も、また我が國最初の憲法も、最初の國史編纂も、すべてそれらは、今から一千三百三十餘年も前、即ち聖德太子の時代に作られて居るのである。謂はゆる飛鳥文化と稱するものがそれであり、『古事記』や『日本書紀』が編纂せられ『萬葉集』が選集せられた奈良文化の時代よりも、更に百年か

ら百五十年以前、飛鳥に都したまうた、推古天皇に代つて攝政したまうた上官皇太子御治世の間に興隆したのが、日本文化である。大和の法隆寺金堂に奉安されてゐる藥師如來像の、光背裏面に彫刻されてゐる銘がある。それは立派な文章としての、我が日本最古の金石文字である――と。

全くこの通り、日本文化の流れを溯つて本源を尋ねるならば、飛鳥の朝に至つて窮まる、それ以前に日本文化として記録されるものに、何を擧げ得られよう。謂はゆる「推古の文化」それは、聖德太子によつて創造建設せられたる、有らゆる部門にわたる日本文化の母胎であり、これ實に我が日本に於てのみならず、世界的に誇るに足る不滅の典型たるもので、今や年代遙にして太子の鴻業偉徳を正しく傳ふる遺蹟も數多くは無くなつて居るが、吾々はこれ

らの二三をたづねることにより、無限の恩澤餘光を永遠に瞻仰することが出来るのである。

日本最古の金石文字として、法隆寺金堂の薬師像光背銘があげられたが、なほ、同寺の釋迦像光背銘や、中宮寺の天壽國曼荼羅（繡帳銘）など、いづれも太子傳の、最も正確なる基底を爲す貴き史料である。これらは皆な『法王帝説』に載せてあるが、薬師像の銘文は、

池邊大官治天下天皇。大御身勞賜時。歲次丙午年。召於大王天皇與太子而誓願賜。我大御病太平欲坐。故將造寺藥師像作仕奉。詔。然當時崩賜。造不堪者。小治田大官治天下大王天皇及東宮聖王。大命受賜而。歲次丁卯年仕奉。

といふので、此の意味は……池邊天皇、即ち太子

添へて居るのである。世にあまねく知られて居る太子孝養の像、アノ髪を角髪に結び、袈裟をかけ、柄香爐を持つて立つて居られる御姿は、十四歳（十六歳の御影といふ説あれども取らず）御父天皇の御腦御平安を佛天に祈念せられるところを描出したものである。

二、釋迦像光背銘

右の如く、薬師如來像は、用明天皇の御發願により、推古天皇と聖德太子とが、それを承けて同じく誓願成就せられたもので、法隆寺建立の意義もおのづから明かである。これ以前すでに法興寺、四天王寺といふやうな大寺の建立があり、立派な佛像莊嚴もあつたわけであるが、此の前後造立の伽藍や佛像の千三百有餘年の今日に至るまで、儼として保存せ

の御父用明天皇が御腦重らせ給ひしとき、それは丙午の年、天皇の元年（紀元一二四六、太子十三歳）のことであつたが、大王天皇すなはち推古天皇と、太子すなはち聖德太子とを親しく召されて『我が大御病の太平ならんことを希ふために、寺と薬師如來の像とを造り奉仕せよ』と仰せられたが、その翌年崩御あり、つひに、造立することが出来なかつたので、小治田の大王天皇すなはち、推古天皇と東宮の聖德太子とが、この大命を奉じて、丁卯の年、即ち推古天皇の十五年に至つて、造立の御志を果された……といふのである。現に木造建築として世界最古のものといはれる法隆寺、而して本尊として、安じ奉れる薬師如來像は、此の銘文と共に至寶として存し、しかもそれは、實にかくの如き太子至孝の結晶に成れるものであつて、そこにいよ／＼尊き光りを

られ、推古時代文化の典型として、太子の偉徳を偲ぶべき代表的のものとしては、法隆寺金堂と、そこに奉安せられたる尊像以上のものはない、眞に至寶である。

薬師像は本尊として、もと金堂の間正面に安置せられたのだが、今では東の間に遷座せられ、中間には金銅釋迦像が安置せられてある。これは此の尊像が最も偉大であるところから、中比かやうに位置を轉換せられたのだといふことである。此の釋迦像の光背銘文が、また貴き無二の古文辭なのである。本文如次。

法興元卅一年。歲次辛巳十二月。鬼前大后崩。明年正月廿二日。上宮法王枕病弗愈。千食一王后仍以勞疾。並着於床。時王后王子等及與諸臣。深懷愁毒。共相發願。仰依三寶。當造

釋像尺寸王身。蒙此願力。轉病延壽。安住世間。若是定業。背世者。往登淨土。早昇妙果。二月廿一日癸酉。王后卽世。翌日法王登遐。癸未三月中。如願敬造釋迦尊像並扶持。及莊嚴具。竟乘斯微福。信道知識。現在安穩。出生入死。隨奉三主。紹隆三寶。遂共彼岸。普遍六道。法界含識。得脫苦緣。同趣菩提。使司馬鞍首止利佛師造。

『法興元卅一年』の『卅』の字を『法王帝說』には『世』に作つて居り、傳得の僧といはれる法隆寺の相慶は、これが釋義に力めて居るが、『法興元世の一年』ではなく『法興の元、卅一年』とよむのが正しく、即ち世の一字は卅の誤寫であると見るのが、學者の定説となつて居る。現に、光背銘文には、二十を廿と書いてある、それと同じ筆法で、三十を卅と

書いたので、斷じて世字ではない。法興元とは、佛法興隆紀元の意で、その元年は、崇峻天皇の第四年に初まつて居るのである。欽明天皇の十三年（正し七年くは）初めて佛教渡來以後、蘇我、物部の二大權勢が、一は崇佛、他は排佛を極端に標榜し、深刻な對立抗爭の續けられること三十五年に及んだが、用明天皇の二年、四月に天皇崩御、その七月には、此の兩者抗爭は大詰を見て、蘇我馬子はつひに物部守屋を攻め滅ぼしてしまつた。その翌年すなはち崇峻天皇の元年、百濟よりまた佛舍利、寺工、畫工等を獻じ來たり、蘇我馬子は、今や專權自由を得た大巨として大に佛法興隆を企圖し、その記念的事業として先づ法興寺を創立せむことを發願した。司馬達等の子、多須奈等の出家したのは、此の翌々年で、その翌年、即ち崇峻天皇の第四年（紀元一二五一）

を以て法興元年と定められた。それから五年後、法興第六年、即ち推古天皇の第四年に至り、法興寺の竣成を見たのである。

この法興紀元第三十一年、歲次辛巳といへば、推古天皇の第二十九年（紀元一二八一）に當り、此の年『十二月、鬼前の太后崩す』といふ銘文であるが、この『鬼前』の二字が疑問とされ、諸家の異說區々である。こゝにいふ太后とは、用明天皇の皇后即ち聖德太子の御母君なる穴穗部間人皇后の御事であり、此の御名の間人は土師人の當て字で、穴穗部に居た土師の氏族に出づる乳母によつて、養育せられたことをあらはすものであらう、といふ點は、疑問なく首肯せられるとして、さて別に鬼前の稱があつたか、どうか問題とされるのである。一説に、鬼は神とよまれて、即ち神前の皇后の稱である。そ

れは『法王帝說』に、

此皇后同母弟長谷部天皇（崇峻）石寸（磐余）神前宮治天下。若疑其姊穴太部王（即ち間人皇后）即其宮坐故稱神前皇后。

とあるにより、崇峻天皇と御同腹の間柄で、同じく神前の宮に居られたから、また神前の皇后と呼ばれた、即ち鬼前は神前であり、間人皇后の御別稱であると見る——境野氏は此の説を採つて居る。

ところで、これは『鬼前』ではなくて『十二月の鬼、前の王后崩す』と、鬼の字を上につけて讀むべきだといふ説があるので、『帝說』の補註に平子尙氏はこれを考證して、

按ずるに鬼前の名は他に所見無し。故に或は説を爲して云はく、鬼は魄の省にして月の朔の謂なり、即ち十二月鬼とは、猶十二月朔と云ふ

がごとしと。然りと雖も、魄を以て月の朔と爲るは實に稀有の例なり……鬼を以て魄と爲るは蓋し牽強の説と謂ふべきなり……或は又説を爲して云はく、鬼は是れ二十八宿中の鬼宿にして、日を記するに宿曜を以てせるなりと。按ずるに、宿曜を以て時日の吉凶に係くるは、恐らく唐代宿曜經を譯するの後に在らん、我が小治田（推古）御宇に未だ此事有るべからざるなり。

と云ひ、『十二月鬼』と讀む二つの説をあげて、結局、何れも據るべからずと爲して居るのであるが、久米博士は『鬼前』を『神前』と讀むことには全面的に反對意見を表して、

崇峻の倉梯宮を、石寸神前といふは別に聞かぬ稱なり。まして間人太后の其の宮に坐すことは

思ひも寄らず。

と云ひ。『鬼を上句につけて讀むと云ふは勝れたる説なり』と爲して居る。但し鬼は朔ではなくて、晦であると解して居るので、

鬼は魄と同じ、晦の異名なり……一に魂魄を神鬼ともいふ……改生の魂を神といひ、改生の魄を鬼といひ、鬼は魄と同じ。因つて月の全魄なるを晦とし異名を鬼といふ。十二月晦に前太后崩じたるなり。

と、斷じて居る。生氣の陽に屬するものを魂といひ、陰に屬するものを魄といふとは通説であり、魂は神と同じく、魄は鬼と同じと見るのも首肯せられるが、しかし平子氏もいふ如く、鬼、魄の字を日附に用ふる例は、幾んど稀で、月魄とか蟾魄とかいふ熟字は通例詩人が月光の形容に用ひられて居る。た

だ『周書』武成篇に『惟一月壬辰、旁死魄』の語があり、旁死魄は『死魄に近し』と訓んで、死魄は朔日のこと、それに近い日で即ち二日のことだと解されて居る例がある。すると魄は朔か晦かと疑はしくなるし、また、天壽國曼茶羅の銘文には明かに『歲在辛巳十二月廿日（一本二十一日）癸酉日入。孔部間人母王崩』とあると全く相違して、何日が本當なのかわからなくなるわけである。が、『帝說』中、他のどの記事にも、必ず歲次、干支月日を書いて居ることに見て、ひとり此の間人皇后の崩御にのみ『十二月』だけで日を記さないといふのは、甚だ奇しいと見られるので、『鬼前太后』と讀むのは、どうかと思ふ。やはり『十二月鬼』と上につけてよむのが妥當であらう。但、鬼を朔とするか、晦とするか、または二十八宿の一なる鬼と見て、その日が

天壽國曼茶羅の、二十一日に相當するのだと附會せられるはせぬかといふところで、結局、疑問が遺されないわけにゆかないのである。

『法興元』と『鬼前』の検討はまづこのくらゐにして預かりとし、さて『釋迦像銘』の文意は……法興元三十一年、即ち推古天皇の二十九年十二月の某日に、太子の御母間人太后が崩御になり、その明年即ち推古の三十年正月廿一日に、太子が御病氣になられて、食事を愈々給はず、『弗念干食』の干食について久米博士説、狩谷掖齋説などあるが、今は掖齋説に従ふ）太子の正妃、膳大刀自（善岐々美郎女、ホヘヘともいふ）が心勞の餘また同じく重い病の床につかれた。重ねがさねの悲しむべき御事情に、他の三人の太子妃や諸王子達が、國の臣等と俱に深い哀愁を懷き、諸共に發願して、三寶に祈念し、一驅

の釋迦如來の尊像——それは、太子と等身なるを作り、その功德を以て、御病平癒、長壽安泰なるやう若しまた定業止むなく薨去遊ばせられるとしても、速に佛の淨土に往生せられ、無上の佛果菩提に登られるやうにと願つた。しかし御二人とも御回春を見ずして、一ヶ月後の二月二十一日に膳大刀自が亡くなられ、その翌二十二日には太子が薨去せられたのである。そして越えて三月中に、發願の如く釋迦牟尼如來と其の脇士（藥王、藥上の二菩薩）と、三尊の像が完成し莊嚴安置せられた。此の功德に乗じて、『信道知識』即ち、同信同行の類眷屬も、現世安穩、來世には生死を解脱して、三尊に随ひまつり、不生不死なる涅槃の彼岸に逍遙せられ、而も盡きざる功德により、普く六道三界の衆生も諸共に苦縁を脱し、共に菩提に轉向せしめられるであらうこの尊

像は、司馬鞍の首、止利佛師をして造らしめたものである……といふ主旨である。この止利佛師といふのは、司馬達等の孫で、即ち多須那の子、世に鳥佛子といふ。法隆寺の釋迦三尊像を作つた此の年より十八年前の、推古天皇第十三年に、勅を奉じて銅及び繡を以て丈六の佛像各一軀を造り、翌年に完成したが、これを元興寺に安置せむとするに當り、像が大きくて入れることが出来なかつたのを、鳥は考案工夫して、遂に戸を破損することなしに、堂に入れることが出来たといふ話は有名で、此の功を以て大仁位を授けられ、近江國坂田郡の水田廿町を賜つた。鳥は此の田を以て、天皇の爲めに一寺を建立、後に之れを南淵坂田寺（尼寺）と號す。その歿年月は不詳であるが、後世に我國佛師の祖と稱せられ、史上不滅の名を遺して居る一人

物である。

三、天壽國曼茶羅

次に中宮寺の繡帳銘——天壽國曼茶羅——これは太子が至孝の純情を以て、母后のために理想佛國土を説き、法悦を進めまゐらせた御教へに基づいて作られた繡帷二帳の曼茶羅であつたと謂はれ、非常に尊いものであるが、今や散亡して全貌は窺ひ知ることが出来ず、ほんの僅かなる斷片を止むるのみであるのは、實に惜しいことである。たゞそれが作られた緣由だけが、『法王帝説』に載せられてあるところの、『繡帳銘』によつて、知ることが出来る。銘文は、もと此の曼茶羅の周邊に龜の形象が百箇織り出されてあり、その一箇毎に四字づつ配して表はされてあつたのを綴り合せたもので、總て四百字であ

るが、前半の四十九句、百九十六字は、欽明天皇が蘇我稻目の女堅鹽姫を納れて后とし、用明天皇を生ませたまひ、又その妹小姉君を納れて、穴穗部間人皇女を、生ませたまふ。また、欽明の御子なる敏達天皇は、その庶妹炊屋姫（推古天皇）を后として、尾張皇子を生ませたまひ、用明天皇は其の庶妹穴穗部間人皇女を后として、豐聰耳皇子を生ませられたといふ太子の御血縁系統を示したもので、それ以下の五十一句、二百四字が、曼茶羅の緣由を記したものである。その文字は、

等己刀彌 彌乃彌己 等娶尾治 大王之女 名
 多至波 奈大女郎 爲后歲在 辛巳十二月廿
 日癸 酉日入孔 部間人母 王崩明年 二月廿
 二 日甲戌夜 半太子崩 于時多至 波奈大女
 郎悲哀嘆 息白畏天 皇前日啓 之雖恐懷

心難止使 我大王與 母王如期 從遊痛酷 无
比我大 王所告世 間虛假唯 佛是真玩 味其
法謂 我大王應 生於天壽 國之中而 彼國之
形 眼所匡看 憐因圖像 欲覩大王 往生之狀
天皇聞之 悽然告曰 有一我子 所啓誠以 爲
然勅諸 采女等造 繡帷二帳 畫者東漢 末賢
高麗 加西溢及 漢奴加己 利令者椋 部秦久麻
と、かやうに四字づゝを一龜甲形毎に表はしたも
ので、これを綴り合せて、讀み易く書き流して見れ
ば、次の如き文となる。

等己刀彌彌乃彌己等、尾治の大王の女、名は多至
波奈を娶して后と爲す。歲辛巳十二月廿日 癸酉
の日入、孔部間人の母后崩じ、明年二月廿二日
甲戌の夜半に太子崩す。時に、多至波奈の大郎
女、悲哀嘆息し、畏みて天皇の前に白して曰は

く、之れを啓さむは恐しと雖も、懷ふ心止み難
し。我が大王が母王と期するが如く從遊せしめ
たまひ、痛酷しきこと比無し。我が大王の告げ
たまふ所は、世間は虛假、唯だ佛のみ是れ眞な
りと。其法を玩味するに、我が大王は應に天壽
國に生れまさむ。而も彼の國の形は眼に看匡き
所なり。憐はくは圖像に因りて、大王が往生の
狀を觀むと欲すと。天皇之れを聞こしめして、
悽然として告げて曰はく、一へに我が子の啓す
所有り、誠に以て然りと爲すと、諸の采女等に
勅して繡帷二張を造らしめたまふ。畫く者は
東漢末賢、高麗の加西溢。又、漢奴加己利。
令する者は椋部秦久麻なり。

辛巳の歲十二月、即ち推古天皇の二十九年十二月
に母后崩御、明年二月廿二日、太子薨去といふこと

は前の釋迦像銘と全く同じで、太子薨去年月日の確
實性は、いよゝゝ、動かぬものとせられるわけであ
る。多至波奈大郎女は即ち橘皇女で、系譜に示した
如く、推古天皇の御孫に當り、聖德太子の妃である
が、太子薨去を悼み、太子が御生前、母后に「世間
は虛假、唯だ佛のみ眞なり」と説いて、永遠の生命
を得べき佛國淨土往生の道を示されたことを想ひ、
太子御母子が必ず其の天壽國淨土に遊戯逍遙せられ
て居ることを信じて、切々止み難き思慕の情と憧憬
の念とを、御祖母の天皇に訴へて、せめて圖像でな
りと其の淨土を拜みたいと哀願された。天皇も御共
感抑へがたきものが、あらせられたことであらう。
「我子の切情もつとも至極である」と、早速采女達
に勅して、錦繡の帳帷を作らせられたといふのであ
る。

かうした因縁を以て生れた、天壽國曼荼羅の、如
何に立派な尊いものであつたかは、想像にあまりあ
る。が、今はたゞ、僅かな小斷片を存するのみで、
而も二帳の中他の一帳の方は斷片さへも遺されてお
ないといふのだから、謂はゆる天壽國の莊嚴なる相
貌は、想像して見る由もないわけである。
この天壽國といふのは、一體如何なる佛國土を意
味するのか、諸經典中にも此のやうな名は見出せな
いので、或は五千六億七千萬年の後に下生して成道
教化せられるといふ彌勒尊佛が、それまでは兜率天
宮に在つて説法せられるといふので、古くから兜率
上生を希ふ信仰があり、一時は彌陀の西方淨土往
生の信仰を凌駕するほど盛な時代も、支那にはあつ
たものであるから、此の天壽國といふのも彌勒天宮
のことであらうと見る向きもある。それは殘存の曼

茶羅を通して見るも、どうも彌陀の淨土の模様は認められないから、といふ點に於ても、さういはれなことはなす。

しかし、これを天壽國といふ固定的な名詞と見ず、天壽即ち不老不死、永遠の生命を得る國土、槃涅寂靜の佛の國土といふ形容語と見れば、天壽は無量壽、無量光の彌陀の淨土を意味するものと取られる。殊に母后を中心に、橋妃、推古天皇と、女人往生の信仰教法に考へ及ぼすとき、太子が『世間虛假、唯佛是真』と説いて法悦をすゝめられたのも、彌陀の淨土往生を示されたのであるやうに思はれるのである。さうすると此の天壽國曼茶羅は、後來の淨土教に大に關係があるわけで、日本佛教の源泉を爲すといはれる、太子の思想信仰を究めようとする上にも、非常に貴重な資料でなければならぬ。或

は、天壽の天は、无字ならんといふ説も出たのであるが、无壽國としても、壽が無いといふことは、無量壽を意味することゝなつて、西方淨土説は動かないのである。

四、夢殿

太子は、推古天皇の元年、二十歳にして皇太子に立たれ、攝政として萬機を總攬せられることになつたのであるが、爾後、最も多く居られたところは、斑鳩宮であつた。此の宮居を定められたのは、早く推古の元年であるともいはれるが、『推古紀』に、

九年春二月、皇太子初めて宮室を斑鳩に興す。とあるのが事實であると思はれる。そして『十三年冬十月。皇太子斑鳩宮に居る』とあるにより、即ち推古の九年、廿八歳の時に此の宮を創立し、同十三年、三十二歳の時にこゝに遷り住まはれたといふ

のが信すべき史實とせられるのである。今の法隆寺

の上宮王院、また夢殿と稱するものが、斑鳩の舊址であるといはれ、太子の御別稱、上官王または斑鳩太子、夢殿皇子とも呼ばれる所以であるが、斑鳩宮を夢殿と呼ばれたわけは、『太子傳曆』に、

太子、斑鳩宮に在つて夢殿の内に入りたまふ。此殿は寢殿の側に在り。諸經疏を製するに及んで、若し義に滯る有れば、即ち夢殿に入りたまふに、常に東方より金人到り、告ぐるに妙義を以つてす。

と云ひ、『法王帝説』にも、

太子が問ひたまふ所の義、師(太子が佛教の師とせる百濟の慧慈法師)も通ぜざる所有り。太子夜の夢に金人見はれ、來りて不解の義を教ふ。太子寤めて後即ち之れを解したまふ。乃ち以て

師に傳へたまふに師も亦領解す。

とあり、太子が『勝鬘』『維摩』『法華』の義疏を作りたまへるとき、たま／＼難解の語句に逢着し、師の慧慈法師にもわからないといふやうな場合、寢殿の側なる別殿に入て、入定、觀法、練想審思せられた。そして定慧開發、釋然として疑義を氷解疏通せられたといふ、その異常超凡なる様子を、時人は驚異し嘆稱して、神人の夢告に因ると爲し、つひに其の御殿を夢殿と呼ぶに至つたものと想はれる。勿論、夢殿の稱は最初から有つたのではなく、藤原時代頃から、しかく呼ばれるようになったものらしい。上官皇太子菩薩傳』には此の邊の消息を示唆して、

菩薩(太子)忽時禪定に入りたまふ。或る時は一日、二日、五日。時に世人は禪定を識らずして、たゞ言ふ太子は夢殿に入りて、以て、事を

白し食を進むることを制したまふ。

と云つて居り、また『太子傳補闕記』にも、

戊辰の年（推古の十五年）九月十五日、大殿の戸を閉づること七日七夜、群臣を召さず、又御膳したまはず。

といふ如き記載が見え、幾日も夢殿に閉ぢこもられ、而も斷食までせられて、潜思工夫の禪定に精進せられたことが窺ひ知られるのである。これらの記録を綜合して見るに、太子が入定の道場とせられた謂はゆる夢殿は、斑鳩宮の中の寢殿の側に在り、大殿と呼ばれたものと見える。或は宮中の一佛殿であつたらうといふ説もある。その確證はないのであるが、何にしても太子内觀の道場として、神聖なる特別の御殿であつたにちがひない。

かやうに太子と勝縁深き夢殿——その薨去も斑鳩

宮に於てあると『書紀』に見える此の宮殿
太子薨後二十二年、皇極天皇の第二年（紀元一三〇二）には、蘇我入鹿が、太子の一族に對する驕暴から、太子の嗣子山背大兄王を此處に攻め、宮殿も灰燼に歸したのである。

現在の法隆寺に在る上宮王院は、もと同寺の東院であつたと『古今目録抄』に見え、斑鳩の側に在つた夢殿の故地に建てられたものといはれて居る。かういふと、法隆寺の境内に斑鳩宮があり、宮の側に夢殿があつたといふやうに、取られるかも知れないが、そこに錯覺があつてはならない。前いふ如く、太子は推古九年に斑鳩宮を興し、同十三年に移り住まはれ、そして同十五年に、斑鳩の西邊に法隆寺を建立せられたので『伊呂波字類抄』に、

推古天皇の第十五年、聖德太子、斑鳩宮の西に

一伽藍を建つ。

とあるのはこれである。この斑鳩宮が、今いふ如く蘇我入鹿の暴舉で烏有に歸し、その後、太子入定の勝躡を偲び奉る爲めに、夢殿の址に謂はゆる東院を建立して、上宮王院と稱すといふ筋合である。

これが建立されたのは、聖武天皇の天平十一年——太子薨後百十八年目、斑鳩宮灰燼後九十七年目——のことで『東院緣起』によれば、大僧都法師位行信なる人が、太子御生前尊き由緒ある斑鳩宮の『定觀の殿は毀ちて餘基無く、利生の閣は荒れて岳墳と爲り』長年廢墟と成れるを見て流涕悲歎し、建立の發願を爲して、時の皇太子——後の孝謙天皇——に奏上悃願したのにより、藤原房前に命じて造らせられたといふことで、行信僧都の上奏文として傳へられるものに、

上宮院毀れて餘基無く、輦路荒れて、岳墳と爲る。沈々たる金地には萬獸の曝骸を積み、幽々たる寶庭には千輪の綠苔を生ず。是に於て法師行信、斯の荒廢を親て流涕感嘆、遂に春宮坊阿倍内親王に奏聞し……粵に天平十一年歲在己卯夏四月十日、即ち正三位藤原總前朝臣に命じ、

敬んで此の院を造る……（原漢文）
とある。現在法隆寺の上宮王院、八角の佛殿は、その建築様式に推古式の跡なく、奈良朝の形式であるといはれるのも、此の緣起によつて肯かれる。八角の形は、太子の御時よりさうであつたとも傳へ、又は行信再興の時に、八角圓堂と成したのだともいはれて、何れか確かではない。この八角殿裏に奉安されてある本尊は、古來神祕の佛像と語り傳へられて居り、『古今目録抄』には、

今此の夢殿の内には、御等身の救世観音の像を安ず。……今世並びに昔日其の體を知らず。或は云ふ、俗形にして御大刀を帯び給ふと。(此れ太子即體を案じ奉る歟)或は云ふ、二臂の如意輪なりと。(此れは則ち當寺の寺僧佛師之れを採造し奉り、即ち講堂に之れを安持す。是れ轉輪聖王經の説の二臂像に叶ふ。其の佛師は造り畢つて、久しからずして死し畢んぬ。其の所以を知らざる者なり)

と見えて居る。これが秘佛のいはれであるが、此の像を造つた佛師が、造り終ると間もなく死んだといふのも『その所以を知らず』と神祕化して居る。

従つて、佛師の名は知るに由なしである。この観音は木彫で、御丈五尺九寸五分、古來これを太子等身像と呼んで居るが、尊容は、鳥佛師作の手法に近似

して、長身細軀である。衣文は勁健な線から成つて居て、衣端の褶は流麗温雅の曲線を成して居る。御顔は、慈悲に溢れて、しかも威嚴に富み、崇高至極にして、筆舌の及ばざるものがある。此の本尊の外に前立、聖観音の立像と、九面観音の立像とがある。九面の観音とは珍らしい、これは本面と、太子の御顔とを加へて、即ち十一面観音の意を伏せてあるのだといふ。なほ東正面には、阿彌陀如来の坐像を、西正面には、太子孝養の立像と、行信及び道詮の像を安置してある。

五、磯長廟

太子の遺蹟として重要なものゝ一に、河内國石川郡磯長の御廟がある。太子の母后と、太子と、膳部夫人との御遺骸を、併せ葬つた廟として世に知ら

れて居るが、これは太子薨後に新に造營せられた御廟ではないので、實は太子御自身に造られた御廟であると傳へられて居るのである。それは前に記した如く、推古天皇の廿九年十二月、母后が崩御になり純孝なる太子は、自ら墓地を相定し、委曲に指圖して、厚く葬りまゐらせ、追孝の誠をさげられたことは、むしろ太子の御人格として當然のことゝ想ひ見られる。然るに、母后崩後、僅に二ヶ月、太子が重き病の枕につかれ、妃の膳部夫人も亦病み、そして一日ちがひに相次いで薨去せられた。此の前後の事情から、太子御夫妻が、母后と同じ處に合葬せられたといふのも、亦極めて有り得べきことで、即ち穴穂部間人皇后。聖徳太子。及び、膳部善岐々美夫人。この御三人の靈廟なのであり、三骨一廟と呼ばれる所以である。

この靈廟については『聖徳太子論纂』に、梅原末治氏が『聖徳太子磯長の御廟』と題して、詳しい研究を發表して居る。それによると……御廟は、丘陵の南腹を利用して造られた圓墳で、兆域は周圍百五間、塚の内部には、全部切石を以て作られた間口一丈、奥行一丈八尺、天井までの高さ一丈の部屋があり、之れに續く隧道があつて、其の正面の奥の方に穴穂部間人皇后の御棺があり、前方の右に太子、左は膳部夫人の御棺がある。間人皇后の御棺は一つの石を彫りぬいて作つたものであり、臺を用ひず、すぐ地上に安置せられてある。太子及び夫人の御墓は乾漆製で、石の棺臺の上に安置せられてある。御棺の位置及び石室の大きさから考へると、此の御廟は間人皇后御一人の爲めに、造られたものであることは全く疑ない。従つて太子及び夫人の御棺は、後に

合葬し奉つたものであることも疑ない。……

といふのである。これで何ら疑義を挟む餘地もないわけであるが、例の最眞の引倒しの傳説が、此の御廟にも附會せられてゐて、しかもそれが太子に大へんな御迷惑をかけて居ることを、まことに情けなく思ふのである。太子薨去の前後の様子は、前に『法王帝説』の文を引いて述べた如く『土官法王、枕レ病弗レ愈三千食』とあつて、重き枕につかれたことを示して居るのに、『補闕記』などには、全く病腦無くして薨せられたと云ひ、『太子傳曆』『三寶繪詞』『今昔物語』等では、太子が自分と夫人の末期を豫知せられ、沐浴して淨衣を着け、夫人を顧みて、自分は今夜入寂しようと思ふから、そなたも一しよに命終せられよと告げ、夫人も清淨の衣服に改めて太子と床を並べて臥された。その翌朝起き出でられ

ないので、臣下が御寢處の戸を開けて伺ふと、御二人とも既に薨去せられて居た、といふやうに書いて居る。この程度はまだよいとして『傳曆』には磯長御廟に就いて、途方もないことを書いて居るのである。それは、太子が推古天皇の廿六年、即ち薨去より四年前、四十五歳の十二月に磯長へ行啓あり、豫て指定し造營を命じてあつた御自身の廟の工事を見分せられ、彼處を切り取れ、此處を斷ち去れと、いろ／＼指圖せられた。これは太子が身後子孫の相續斷絶すべき運命をチャンと豫知せられたからで、歸還の後、膳部夫人に向つて言はれるには『遂に過去の事を憶ふに、因果相校して未だ惡縁盡きず、禍は子孫に及ぼして、爲めに斷絶するであらう。孔子は子孫を絶やすのを不孝と云つたが、しかし自分は釋迦大聖の弟子である、孔子小賢の弟子ではない。』原

漢文、取意」と。

こんな事が、太子にあらうとは、常識を以てしても、どうして容されよう。ところが之れが後來反太子の一部の連中から、猛烈な攻撃の矢を向ける好箇の標的とはなつたのである。『釋迦大聖。孔子小賢』此の如き用語は、これは何としても儒者達が黙つて居られない。これに對する憤慨の聲は、さもこそであると言へる。また太子が果して過去未來まで見透しの聖者で、自分の子孫の滅亡することをよく知つて居たといふなら、豫めこれを回避する心がけがあるべきだ。それを、四人の夫人を持ち十四人の子女と、七人の孫まで設けて、悲劇の要素を提供するとは何たることぞといふ反響、これも相當痛いところを衝いて居るが、更に致命的な攻め手は、太子が自身の末期より四年も前に、自分達夫妻の爲めに、墓

地を造營したとは何の心行ぞや。自分の身後の事を計るもよいとして、それより先に母后の御墓、また三十年攝政しまゐらせた推古天皇の御墓を、何故に豫め相定し造營せぬか、許すべからざる大不孝であるといふのである。しかし、これらの攻撃に對し、一々まじめに辯駁するの稚氣も勇氣もあり得ない。何でもかんでも人間放れの、高い／＼聖者に仕立てようとする低級な崇拜感情が生んだ憶説、もとより無根不實の妄誕であるはいふまでもなく、従つて此のやうな妄誕傳説に對する攻撃は、如何に猛烈であらうとも、それらは悉く的なきに放つ矢でしかない。八風吹けども動ぜず天邊の月。太子聖徳の眞光が、何として味まされよう。磯長靈廟創營の事實眞相は、前敍の通りであるのだ。

六、本願の七寺

聖徳太子といへば、佛法興隆、佛法と云へばお寺……といふやうに、日本の誰れもが直ぐに結びつけて考へる、それほどに、太子の御一生に於ける各方面の偉業を、此の一事が最も顯著に代表して居る。それは後世佛教が、我國の津々浦々にまで行きわたる、日本國民は擧げて佛教徒ならざるなしと云つてよいほどになつたところから、日本佛教の母と仰がれる太子を、そのやうに見るといふのは、むしろ當然とも謂へよう。

推古天皇の元年、攝政となられた太子は、翌二年に天皇の御名に於て、勅を大臣に下し、大に佛寺を建立し、佛法を興隆すべきことを公宣せられた。これにより次々と各地に、大小の佛寺佛像の造營を見

るに至り、推古天皇の三十二年には、

秋九月甲戌朔丙子、寺及び僧尼を授へ、具に其の寺所造の縁、また僧尼入道の縁、及び之れを度する年月日を録せり。是の時に當り、寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、并せて一千三百八十五人有り。

と『日本書紀』に記されてある。『古今目録抄』はこれに據つて、四十六箇の寺院の名を列ね擧げ、之れみな聖徳太子の建立に係ると爲して居るが、強ひて『書紀』の數字に合はせようと力めたものと思はれる。もとより信するに足らぬ臆説である、『扶桑略記』には、

太子造る所の寺等、合せて九院なり。天王寺。法隆寺。元興、中宮、(母后の宮を寺と爲す)橋寺。蜂岡。(秦川勝に賜ふ、蜂岡は法隆寺なり、

池後。葛城。日向寺等なり。天王寺縁起には云

はく、聖徳太子、八箇寺院を建つと。

と見え、『法王帝説』には『太子七寺を建つ』と云ひ、右の九箇寺から、元興寺と日向寺とを除いた七寺の名を擧げて居る。太子の所立九箇寺とも、また八箇寺とも、また、七箇寺とも謂はれたものであらう。これらは何れも太子に最も親しき因縁のある寺院であることは疑ふべくもない。謂はゆる四十六箇寺のうちにも、直接若くは間接に、太子と縁のつながりあるものが少くないことは、石田茂作氏が、八年の歳月を重ね、實地に踏査して成れる『飛鳥時代寺院址の研究』と題する大著に徴して明かである。(石田氏は、四十六院を研究して、遂に五十八寺を採り得たのである)が、少くも『帝説』に云ふ七箇寺は、太子の發願に係る縁の最も濃いものと見られ

るのである。

1. 元興寺

右九箇寺中の元興寺は、前に『釋迦像光背銘』の『法興元』の字句を解説したところで云つた、法興寺と同寺で、あることを注意する。當時の大刹、法隆寺、元興寺などには、四方の門に各々別名を稱したので、いろいろの寺名が呼ばれた。

南門……元興寺(中門之れに屬す)

西門……飛鳥寺(金堂之れに屬す)

東門……法萬寺(塔婆之れに屬す)

北門……法興寺(講堂食堂之れに屬す)

と『七大寺日記』に示して居る。『書紀』に崇峻天皇の條では法興寺と云ひ、推古天皇の條では元興寺と呼んで居る、何れが眞なるか疑はしいといふ人もあるが、かういふわけで、少しも疑ふに及ばない、

法興寺即元興寺なのである。此の寺の建立因縁は、前に『釋迦像銘』のところで述べたやうに、蘇我馬子が物部守屋を滅ぼした翌年、崇峻天皇の元年に、佛法興隆を記念して創建したもので、『書紀』に従へば、此の年飛鳥の眞神原に寺基を起し、其の四年に佛堂歩廟を建て、推古天皇の元年に塔婆を建てた。そして其の四年には馬子の子の善徳臣に命じて寺司と爲すとあるから、此時完成を見たのであらう。乃ち崇峻天皇の元年より推古天皇の四年に至る、九年を要して成就したのである。

かくて元興寺は馬子の發願建立といはれるのであるが、『上宮拾遺記』に載する同寺の露盤銘文に、爰に天皇及び厩戸豐聰耳命、島大臣、誓願を録して露盤に鐫る……云々。

とあるに見ても、推古天皇と聖徳太子とが、馬子の

願に賛同したまひ、これを助けて成就されたことが明かに知られる。後に——十三年——天皇が太子及び馬子に告げて、銅、繡の丈六佛像各一體を造らむことを誓願せられ、鳥佛師が命を奉じて鑄製し、十四年四月に、其の銅像を金堂に安置したといふに見るも、天皇及び太子の元興寺に於ける因縁淺からざることが想はれる。

奈良奠都の後、元正天皇の靈龜二年に、元興寺も奈良へ移され、爾來飛鳥の方を本元興寺と呼び、奈良の方は新元興寺と呼ばれることになり、謂はゆる奈良七大寺——東大。西大。大安。興福。元興。藥師。法隆の各寺——の一として、一時は三論、法相の法席頗る盛であつたが、其の後、漸次衰頽に歸した。今日では華嚴宗に屬してゐる。

口、天王寺

紀』に至つて、これが頗る劇的に誇張粉飾せられ、

太子の本願造寺といふ意義に於て、最も顯著にして其の代表的なものは、四天王寺と、法隆寺とである。先づ四天王寺——これが造立の因縁傳説も、世の周知のことであるが、それは甚だ怪しげな、しかも拙劣な作爲附會説である、『法王帝説』には、
丁未の年（用明天皇の二年）六七月（書紀には七月と云ふ）蘇我馬子の宿禰の大臣、物部の守屋大連を伐つ。時に大臣の軍士、尅たずして退く。故に則ち上官王、四王の像を擧げて軍士の前に建て、誓つて云はく、若し此の大連を亡ぼすことを得ば、四王の奉爲に寺を造りて、尊重供養せむと。軍士大連を勝ち取ることを得て訖んぬ。此れに依つて、即ち難波の四天王寺を造る。聖王生れて十四年也。（原漢文）
とあり、これが一番舊い記録であるが、『日本書

用明天皇二年七月、蘇我馬子宿禰大臣、諸王子と群臣とに勸めて、物部守屋大連を滅さむことを謀る。泊瀬部皇子（崇峻天皇）竹田皇子、厩戸皇子、難波皇子、春日皇子、蘇我馬子宿禰大臣、紀臣男麿宿禰、巨勢臣比良夫、膳臣賀拖夫、葛城臣烏那羅、俱に軍旅を率ゐて大連を伐つ。大伴連嚙、阿部臣人、平群臣神手、坂本臣糠手、春日臣、俱に軍兵を率ゐて、志紀郡より濫河の家（守屋の別邸）に至る。大連親から子弟と奴軍とを率ゐ、稻城を築いて戦ふ。是に於て大連、衣摺の朴枝の間に昇りて、臨み射ると雨の如し。其の軍強盛にして、家に填ち野に溢れたり。皇子等の軍と群臣の衆と、怯懦恐怖れて三廻却還く。是の時厩戸皇子、東髪於額に

して軍の後に隨ひたまへるが、自ら忖度りて曰はく、將た敗ること無からむや、願に非ずんば成り難からむと、乃ち白膠木を斬り取りて、疾かに四天王の像を作りて頂髪に置き、誓言を發てたまはく、今若し我をして敵に勝たしめたまはゞ、必ず當に護世四天王の爲に、寺塔を起立て奉らむと。蘇我馬子大臣、又誓言を發つらく、凡そ諸天王、大神王等、我を助け衛りて利益を獲しめたまはば、願はくは當に諸天と大神王との爲めに寺塔を起立て奉り、三寶を流通せむと誓ひ已つて、種々の兵を嚴しくして進み討伐つ。爰に迹見首赤禱なるもの有り、大連を枝の下に射墮して、大連并に其の子を誅す。是に由りて、大連の軍忽然自づから敗れぬ。……亂平ぎて後、攝津國に四天王寺を造る、(原漢文)

七四
といふ。何と豪華な描寫ではある。當時權門の一大勢力であつた蘇我、物部二氏を中心として、朝臣、民衆も兩黨に分れ、佛教傳來以後は、興佛と廢佛と截然たる色彩を帯びて、事毎に對立抗争をつゞけて來たのが、用明天皇の崩御の後、重大問題に直而して、つひに争ひは頂點に達して、此の大詰を見たのである。用明天皇の崩御は二年四月で、その六月に天皇の異母弟なる穴穗部皇子薨去せられ、七月には物部守屋が滅ぼされた。まことに石火光中の幻滅的世相であつた。

敏達、用明、崇峻、推古の各天皇と、穴穗部皇子、間人皇后(聖德太子の御母)とは、異腹とはいへ、皆な欽明天皇の御子として御兄弟であり、又、馬子の妻は守屋の妹で親しい親戚である。此の時聖德太子はまだ十四歳の少年にましまし、母后と俱に父帝

の御喪にこもり居て、此の慘たる骨肉の異變に遭逢せられたのだ。聰明にして純孝なる太子の御心衷果して如何。骨肉相食むが如き、渦中の一人として、如何に人生を淺ましくも思ひ、佛天の加護を念願せられたかは、拜察することが出来る。
即ち太子が御幼少より、佛教に對する御理解と御信仰とを有たれ、造寺の發願といふやうなことも、可なり夙くより懷かれたであらうことは、その環境事情から、十分想像されるのである。思ふに、欽明天皇の御世以來、蘇我、物部の興佛と排佛との深刻なる争ひの清算を契機として、大に佛法を興隆すべく大寺建立を爲さう、といふ意志と感情とが、守屋討滅前後には、鬱然たる氣運であつたらう。而してその具體化されたる代表的のものが、馬子の元興寺と、太子の四天王寺とであつたのだと解すべきであ

る。
四天王といふのは、佛説の三界——欲界、色界、無色界——の中、欲界に屬する天部六種の一、四王天で、須彌山の半腹四萬由旬の四方に、東方持國天、南方增長天、西方廣目天、北方多聞天(所謂毘沙門)といふ四つの天界で、この四天の王は、欲界の主宰といはれる三十三天の帝釋に仕へて、八部鬼神を支配し、佛法を信奉する者を護るを任とするといふのだから、佛法興隆を記念する寺の名とするには最も相應はしい意味がある。かうした意味を含めて建てられた四天王寺ではなかつたらうか。
では四天王寺は何時建てられたか。傳説では、守屋滅亡の用明天皇二年、攝津の玉造に創建せられ、推古天皇の元年に、荒陵に移したものだといはれ、一般に信じられて居るが、『書紀』に『亂を平ぐるの

後、攝津國に四天王寺を造る云々」といふは、守屋の亂平定後、この造寺の發願をなしたものと解すべく、推古の元年の時には『是の歲始めて四天王寺を難波の荒陵に造る』と明記してあるから、これを創立と見るべく、當然移轉説は立ち消えになるわけである。黑板勝美博士は『聖德太子小觀』に於て、「四天王は、國土守護敵國降伏の力を備へた王である、太子は、佛教を國土守護の意味で、採用せられたので、四天王寺建立は、守屋征伐の御誓願によるのみならず、當時の任那回復等、半島問題にも關係して居る。四天王寺の毘沙門天は、西方朝群半島に向つて立つて居り、後年半島出征等の第一準備として、建てられたものである」と、論じて居るが、一見識として傾聽を價する。

四天王寺には謂はゆる四箇院がある。金堂(本堂)

四箇院の雜事に役使せしむ可し。其の養料の物は、攝津、河内の兩國、每國の官稻各參仟束、是れを以て供用するのみ。三箇院は、國家の大基、教法の最要なり。敬田院は、一切衆生の歸依渴仰して、斷惡修善、速に無上大菩提を證する處なり。四箇院建立の緣起、大槩斯くの如し。

といふので、之れを聖德太子の自作自筆のものと云ひ傳へて居るのであるが、其の文體の低俗すつと後代の偽作なることは、一見して明白である。しかし、四箇院の趣旨は平明によく表はされて居るといへる、まことに太子が博愛慈善の大精神を具現せるもので、我國の佛教史上に見る最古の社會事業として、特筆を値するものである。

天正四年、織田信長が大阪一揆を伐つたとき、四

七六
は敬田院と呼び、その垣の外の北方に療病院、西北に施藥院、東北に悲田院が配置せられてある。この四箇院の趣旨は『四天王寺御手印記』と稱する文に明かである。(原漢文)

施藥院は、是れ一切の芝草藥物の類を殖生することを命じ、方に順つて藥を合せ、各樂ふ所に隨つて、普く以て施與す。療病院は、是れ一切男女の無縁の病者を寄宿せしめ、日々養育すること師長父母の如くにし、病比丘に於ては相順つて治療し、禁物の蕪矢も願樂する所に任せ、服して差愈せしむ。但、日期を限り、三實に祈り乞うて、病無きに至れば、戒律を遣るゝこと莫く努力めしむ。悲田院は、是れ貧窮孤獨、單己頼る無き者を寄宿せしめ、日々眷顧して飢渴を致さしむる莫し。若し勇壯強力を得る時は、

天王寺は兵火に焼かれ、文祿三年に再興したのが江戸時代、享和元年また罹災、文化九年再建したのが現在の堂宇であるといふ。そのうち、昭和九年九月二十一日の大風害のため、五重塔は倒壊し、仁王門は壊滅し、金堂傾斜したが、昭和十二年十二月、仁王門新築落成し、昭和十五年五月廿二日、五重塔は新築落成したのである。元は何宗にも屬せず、八宗兼學の道場であつたが、元和以後、輪王寺の所管に移され、天台宗になつたのである。

ハ、法隆寺

聖德太子と法隆寺、法隆寺と聖德太子、それは、聲と響、形と影と云つたやうな不二の存在として著名である。と同時に、太子が日本文化の祖と仰がれ給ふ所以の象徴として、法隆寺の存在には、最も

尊き意義を認めざるを得ないのである。文部省宗教局編『法隆寺案内』に、

實に法隆寺は我國古代美術の寶庫である。一處に此の如き各時代を代表せる、建築や彫刻や繪畫や工藝品を、豊富に保存せるは、我國はおろか、世界何れの國にも、比類を求むることが出來ぬ。是は全く創立者たる推古天皇及聖德太子の御高德と、萬世一系の皇室を奉戴する我國體の賜である。誠に法隆寺伽藍は、我國の光輝ある歴史の、具體的表象であるといふも過言でない。

と言つて居るのは、よくその存在價值と意義とを説明したものである。現在、主要部分たる金堂、五重塔、中門、歩廊の一部は、儼として千三百有餘年前の推古朝の様式を遺して居り、その他、奈良以降

各時代の建築にかゝる多數の堂宇を存し、既に國寶建造物に指定されたもの、三十餘棟の多きにのぼり、またそれら堂宇に藏められて、各時代を代表する貴重なる國寶物、百十數點を算へられて居るのである。

さて法隆寺建立の動機、緣由は、前に『藥師像光背銘』のところ叙べたやうに、用明天皇の御遺願を至孝なる聖德太子が成就せられたものであれば、その發願は早く太子十三歳の時であり、御一生のうち因縁深きかすくの寺塔佛像の中でも、法隆寺並びに藥師如來像建立の御發願は、恐らく最初のものに屬すると思はれる。古來、四天王寺、法隆寺は同時建立といふ説もあるが、それは起工の決定、その着手といふ點に於て、殆ど時を同じうしたことを意味するのであらう。しかし如何なる事情によるもの

か法隆寺の方は其の竣成を見るまでに多くの年月を費し、四天王寺よりは十四年も後に成つて居るのである。『古今目錄抄』には、

太子生年廿二年、甲寅、始めて法隆寺を草創し、廿五歲に至りて作功畢る……或は御生年卅五、丁卯に像と寺塔と之れを造る云々。但、委しく此の二説を思ふに、建立の始めは御生年廿二年、造功の畢れるは卅五丁卯ならむ。

と考證して居るが、『目錄抄』は太子の誕生を敏達天皇の二年として居るのだから、こゝにいふ生年は、一年を引いて見ることに是正しなければならぬ。即ち甲寅は推古の二年で太子廿一歳であり、丁卯は推古の十五年で、太子卅四歳である。そこで草創を推古の二年として、完成を同十五年と見る此の説は大體當つて居るといふことが出来る。『藥師光背銘』

に、『歲次丁卯年仕奉』と書きおさめてあるのが、推古の十五年に、本尊藥師像を金堂に安置したことを表して居るのだから、此の年を以て用明天皇の御遺願成就の時、即ち法隆寺完成の時と斷定せられるので、用明の元年御發願からは二十二年、推古の二年草創とすれば十四年を経て居る。此の間に主要な建物は疾く出來てゐたのであらう。そして本尊安置を見たのが推古の十五年であつたのだと見るべきであらう。

推古天皇の十五年、紀元一二六七年より、昭和十七年紀元二六〇二年に至る、實に一千三百三十五年といふ悠久長載の間、たとひ幾多の部分に改築修理の跡は見るとも、その重要な部分は、飛鳥の朝そのままの様式を儼然と留めて居るといふにおいて、法隆寺は實に我國唯一の誇りであるのみならず、現

在地上最古の木造建築として、世界無比の至寶と謂はれるのである。

ところが端なく學者達の研究に、やかましい問題が起つて居るので、それは、現在の法隆寺は、聖徳太子建立のもの其のまゝではない、一度焼失して後に再建されたものだといふ再建論と、これに反対なる非再建論とで、前者は喜田博士を、後者は關野博士を中心に、明治三十八年以來、諸學者の論評をつゞけ、今だに未解決の宿題となつて居るのである。再建論の主張は『日本書紀』天智天皇九年の條に、

夏四月癸卯朔壬申夜半之後。災ニ法隆寺。一宇無餘。大雨雷震。

とあり、また『七大寺年表』に、

和銅元年戊申、依詔造太宰府觀音寺。又作ニ法隆寺。

とあるのを據典として居るので、即ち建立後六十四年目なる天智の九年に、雷火の爲めに一宇も餘さず焼燼し、それから更に三十八年を経て、元明天皇の和銅元年に再建せられた、従つて奈良朝初期の建造物であるとせられるのである。これに對する非再建論は、たとひ國史といへども、全面的に信憑すべき記録とすることは出来ない。論より證據、現存の金堂、中門、五重塔の如き主要建造物には、疑ふ餘地もなく、推古様式を現實に示して居る。災火に遭つて焼却し、後に再建せられたといふのは、多分一部の建物のことであらうといふのである。この對蹠的なる兩論は、互に相譲らず、未解決のまゝ大正、昭和と持ち越されて來て居るのだが、最近にはまた足立康博士の新非再建論と呼ばれる説が擡頭して居る。それは、現存して居る所の、若草伽藍の礎石によ

り、元と用明天皇の勅願成就の爲めに建てられたのは、此の若草伽藍で、雷火の災に遭つて烏有に歸したのはこれであらう。即ち二院並存したものが、一院は焼却し、他の一院が残つた、残つた一院が今の法隆寺であるといふ見方のやうである。精しくは、足立氏著『法隆寺再建非再建論争史』を一讀せられたい。

學者の議論は議論だ。さうした研究は徹底的にやつてもらひたい。が、それは法隆寺論であつて、聖徳太子論ではない。太子の偉徳鴻業は、一法隆寺の焼失や建立により一毫も増減するものではない。たとひ吾々は、専門家の眼が審細に検討した上で、現在、法隆寺の金堂、五重塔、中門、及び歩廊の一部は、飛鳥時代の様式そのまゝを遺存するものであるといふ實物論を——之れを覆す反證のあがらざる

限り——首肯することにより、並せて太子の遺徳を偲び得ることを、最も慶快とせざるを得ないのである。そうして、それ等が、如何に無比の至寶であるかを『法隆寺案内』その他に依つて、摘記して見よう。其の主要なる部分たる金堂、五重塔、中門、歩廊の一部は、千三百餘年を経て、猶儼然として遺つて居る。其建築の様式は、大體に於て百濟を通して支那南北朝のものを輸入せしものなれども、其本國たる朝鮮にも、支那にも當時の木造建築は一も現存せるものはない。金堂……二重の基壇上に建つ、重層入母屋造りの佛殿で、裳階（裳層ともいふ）がついて居る。壁面十二間で、その内側には、有名なる壁畫が描かれて居る。その合理的にして堅固なる構造は全く感歎に値するものがある。特にその

形態に至つては、單に全體の權衡が整美であるといふだけでなく、雄健莊重の氣象人を威壓するものがあり、其の藝術的價値は全く後世の追隨を許さぬものがある。

五重塔……金堂と同時の建立で、細部手法又金堂と同形式である。二重の基壇上に立てる五層の塔婆にして、全高一百五尺二寸、頂上には金銅の相輪をあげ、その高さは、全高の三分一弱を占めて居る。全體の權衡の安定にして莊重なる、後世の塔婆の遠く及ばざるところ、實に我國に於ける現存塔婆中、最古にして最美な實例である。

中門……四間三面三戸といふ、特異な形式を持ち、恐らく門としては、空前絶後と思はれる。入母屋本瓦葺きで、柱はエンタシス（中程に膨み

あること）ある丸柱であることは、金堂と同様である。姿態は豪健にして高雅、比類なく美しい門である。

金堂、五重塔、中門の形態の美しさは右の通りであるが、法隆寺建築に於ける美しさはこれに止らない。是等堂塔相互の間に於ける形態の變化と照應こそ、實に法隆寺建築の藝術的價値を絶大なるものとするのである。講堂の基壇上に立つて後より眺めるとき、莊重なる金堂の傍に秀高なる姿態を有する五重塔が聳立し、其中間前方に中門が立ち、其の左右より廻廊は低く是等堂塔の周圍を遶つて居る所、意匠の妙これと言ひあらはすべき術がない。（文部省宗教局編 法隆寺案内）

此の外、多くの建造物の主なるものを、その建立

（または再建、移建）の年代によつて、擧げて見れば、西院の方には、

- 經藏。食堂及細殿。東大門……………奈良時代。
- 大講堂。鐘樓……………藤原時代。
- 上御堂。西圓堂。三經院西室。新堂。聖靈院……………鎌倉時代。
- 地藏堂。南大門……………室町時代。

- 東院では、
- 夢殿。傳法堂……………奈良時代。
- 舍利殿及繪殿。鐘樓。禮堂……………鎌倉時代。
- 南門。廻廊。四脚門。北室院本堂。同表門……………室町時代。

といふわけで、しかも之等諸堂内には、前に云へる最も貴重な藥師像、釋迦像を始め阿彌陀。觀音。勢至。彌勒。吉祥天。地藏。四天王。太子像等、乃

至、繪畫、彫刻の類が、各時代を反映し、工藝美術の粹を一處に集めて居る、何といふ壯觀であらう。

なほ有名な金堂内の壁畫や、玉蟲厨子その他語るべき多くの貴い物があるが、こゝには、割愛しておく。法隆寺から出して居る『法隆寺小志』文部省編『法隆寺案内』などに就いて見られたい。その上、百聞一見に若かずと、法隆寺へ參拜して實物による實感を得られるならば此の上ないことである。

法隆といふ寺號は、かの法興寺の號と同じ意味で、佛法興隆の念願を寓したものと解せられるが、なほ別號が多く呼ばれたもので、前に法興寺のとてゝるで云つたやうな當時の慣はしから、

- 南大門……………法隆學問寺。中門……………來立寺。
- 金堂……………七德寺。講堂……………聖德寺。
- 塔婆……………往生所寺。經藏……………鳥路寺。

鎮守……寶龍寺。

の七つの名があつたと『古今目録抄』に見えて居る。このうち最も著名で一般に通用したのが、法隆學問寺の稱である。學問寺とは修業道場の意味に解せられる。蓋し太子の御精神は、一面には四天王寺の四箇院の如き、大慈主義の具現たる救済の施設と並行して、大慈の原動力たる佛の教義研修の専門道場を必要とせられ、法隆學問寺と標榜せられたものであらう。即ち自行化他、二利圓滿を期する菩薩道の二門を開かれたものと見られるのである。

このほかに又斑鳩寺とも、鳩僧寺とも呼ばれた。それは太子が推古天皇九年に斑鳩宮を、此の寺の東邊の地に建てられ、十三年に移り住まはれた（夢殿の條に云へり）因縁によるので、僧寺といふのは、他の尼寺に對した別稱、この寺は男僧の修行道場で

あることを表はして居るのである。

南都六宗時代に於ける法隆寺は、所謂奈良七大寺の一で、大した勢力であつたが、今日では既成宗團としての存在は誠に微々たるものである。しかし現に興福寺、藥師寺と並せて法相宗の三大本山の隨一と稱せられ、法相唯識の教學に於ては、最高權威の淵藪である。

二、中宮寺その他

謂ふ所の太子本願の七寺のうち、上敍、四天王寺と法隆寺とは、其の代表的のものであるが、他の五寺について概観すれば、

中宮寺……これは尼寺で、別稱斑鳩尼寺とも呼ばれた。太子が御母穴穗部間人皇后の爲め、その崩後其宮を寺とせられたといふ傳説があるが、母后崩後二

ヶ月ばかりで、御後を慕はれるが如く薨去せられた太子に、その餘裕はなかつたであらう。殊に、太子が『法華經』を講讀せられた推古の十四年に、天皇から賜つた水田を割いて、中宮寺に納められたといふ記録もあるのだから、その開基は可なり前のことであらうと思はれる。『大和志』には、

中宮寺は平群郡法隆寺の良の隅に在り、舊と法隆寺の東に在りて一名斑鳩尼寺。

とあり、今、法隆寺の東五町許りの處に、御舊殿と稱するのが中宮寺の舊址であるといはれて居る。

橋寺……用明天皇が、橋豐日皇子として在しめた宮の舊址に建てられ、橋寺または橋樹寺、別に菩提寺といふ。太子開基の一寺であると傳へられて居るが、果して太子の御建立か、どうか、又その創立年代等も明かではない。『太子傳曆』には、推古天皇

十四年、『勝鬘經』講讀と奇蹟との事を記し、天皇歡感ありて、此の寺を建つといふ縁起を語つて居り、『大和志』にも、

菩提寺は高市郡橋村に在り、一名橋寺、寺前の石碑に題すらく、上官太子、勝鬘經講讀の日、千佛涌出し蓮華を雨らす。

と言つて居る。

蜂丘寺……今の京都の太秦寺、即ち、廣隆寺である。蜂丘といふのは、當時此のあたりにあつた丘陵の名であつたものと思はれる。此の寺の縁起は、『推古紀』に、

十一年十一月己亥朔、皇太子、諸の大夫に謂つて曰はく、我に尊き佛像有り、誰か是の像を得て恭ひ拜せむと、秦造河勝進みて曰はく、臣、拜みまつらむと、便ち佛像を受けて、因つ

て以て蜂岡寺を造る。

とある。しかし『廣隆寺資財帳』によれば、推古天皇の卅年となつてゐて、此の年代いづれが正しいのか明かでない。太秦は、もと百濟から歸化した秦氏に賜つた姓で、當時の歸化人の多くは盛に織物を事としたところから、ハタ氏と云ひ、其の織物が、うづたかく多量に出されたので、ウヅマサと言つたのである。河勝はかうした歸化人の子孫で、先代以來此の一族の居住地たる太秦に住んだ代表的の人物であつたと見える。河勝が右縁起の如く、太子より拜領の佛像を本尊として建てた寺であれば、これは河勝建立の寺であつて、太子の建立とはいへないわけである。

池後寺……法起寺のことであると『傳曆』に見え『大和志』には『法起寺は、平群郡三井岡本邑に在

り、正堂一字と三級の寶塔とあり、傳へ云ふ山背大兄王の建つるところ」と記されてあるが、諸書多くは、これも聖德太子建立の一寺と爲して居るのである。縁起、年代等は明かでない。これも尼寺である。

葛木寺……これも建立の因縁、年代等不明であるが、やはり太子發願に成る尼寺の一であるといふ。『傳曆』に『葛城寺、又の名は妙安寺』とあり『大和志』には『故の葛城寺、葛上郡朝妻村に在り、寶龜中の童謡に、葛木寺の前なるやと云へるは、即ち此なり』と云つて居る、『法王帝説』の註に、

釋日本紀に、伊豫風土記に載するところの湯岡の側に立てる碑の文を引いて行はく、法興六年（推古の四年）十月歳は丙辰に在り、我が法主大王、慧聽法師及び葛城臣と夷興村に道遙した

まふと。崇峻天皇紀に、葛城臣烏那羅といふあり、蓋しその人ならむ。

と言つてある。葛城臣烏那羅の名は、守屋征討軍中の部將にあつた。多分、太子に親近し奉つた一人であらう。そして太子の建てられた寺を賜り、その氏寺としたものであらうとも謂はれて居るのである。

以上、『太子の御生涯』を断面的に敘して來たが、前云へる如く、太子の御生育、御幼少時代の事蹟は、ただ雲煙模糊たるの觀を呈し、例へば、『補闕記』に太子六歳の時、諸王子が宮中に集りて大に戯れ、口鬪をせられたが、天皇が笞を執つて起ち給ふを見て、皆逃げられたのに、たゞ太子だけは、合掌してお進みになつた。天皇怪しんで、『汝一人何故に逃げぬか』と仰せられた時、太子は、『天に橋を架けて昇る

ことも出來ず、地に穴を堀つて隠れることも出來ませぬから、潔よく御笞を受けます。』と答へられたといふが如き、或は松と櫻といづれを取るかといふ問答の如き、或は黒駒の事蹟の如き、あまりにも傳奇的であるので、どこまで信すべきかに惑はざるを得ない。そこでかゝる疑はし傳説には、多く觸れないことにした。しかし、それほどに傳説の雲を捲き起させる超人的御存在であらせられたことを以てしても、何としても、凡人にてはおはさぬ天稟のほどが、何人の想像にもあまりあるであらう。

按ずるに、太子十二三歳前後から、御母方蘇我氏の人々や、豐浦寺などの法師や、學者または歸化人や、韓土の學者などから黨化誘發せられ給ふこと少からず、佛教を高麗の僧慧慈に學び、儒教を博士覺智（韓人か）に學ばせられ、夙くすでに新文明を吸

收し、佛教信仰と、政治上の識見とを蘊蓄したまひつゝ、而も熾烈なりし閥族の抗争にも、皇室の内事にも、全く超然たる御態度で、黙々として獨りその天成の偉器に、ます／＼琢磨の功を加へさせられて居たと拜察する。

それが一朝皇太子、攝政の位に立たせらるゝや、謂はゆる『玄聖の徳』を遺憾なく發揮せられ、外に向つては國威を宣揚し、内には、豪族の宿弊を打破し、天皇中心、臣道實踐の理想政治を實現し、徹底せしめ、其の御遺徳と御鴻業とは、實に千載不滅、日月と光りを競ふものと申すべきものがある。以下章を改めて、それらの御偉蹟を、概観することとする。

第四章 内政上の御功績

第一節 皇太子攝政

聖德太子以前の國情については、第二章に概観した如く、國民上下一般に、思想は幼稚、生活も低級、未だ文化と稱すべきほどのものもなく、氏族制度、封建制度の弊はその極に達し、政權は閥族少數の者の手に壟斷せられ、國政は一に黨同伐異の抗争、私勢力擴張の用具に供せられ、國家の要路要職は全て世襲となり、英能秀才あるも、徒らに埋れ木となつて用ひられず、上意下情疏通の道は塞がり、國運伸

長の路は絶ゆるの有様であつた。中央政界は蘇我物部。中臣。大伴などいふ傳統的權門により、世襲的に要衝を獨占し、地方には國司、國造、伴造等が、是れまた傳統的に土地人民を私有し、宛然戰國の群雄割據に等しい状態に在り、畏くも、天皇直屬の土地人民としては極めて少く、一般庶民は、己の支配者たる權勢を有する氏族あるを知つて、皇室、天皇ましますを知らず、といふが如く、幾んど今日の常識通念を以てしては、想像だも及ばざるものであつた。

内、かくの如き混亂無統制にして、國力の進展も文化の向上も望み得られよう筈もなく、對外的にも國を擧げて全然盲目的であるは當然である。神功皇后の雄圖、三韓を征して僅に海外發展の曙光を望んだが、大陸に於ては、未だ日本の國家的存在をハツ

キリ認識し得るまでに至らなかつた。我が應神天皇の頃に、支那で出來た『三國誌』の倭人傳には、

日本人は、鯨面文身で、その入墨の形によつて上下貴賤の階級が別たれてゐる。又、紅がらのやうな物で顔を赤く染めてゐる。衣服は、女は一反風呂敷のやうな物を、眞中に穴をあけて首を出して居り、男は小幅ものゝ反物を、糸か紐で綴り合せて、縫はずに身に纏うて居る。跣足で生まの野菜をかちり、酒をよく飲み多くは長命である。

といふやうなことが書かれてある。甚だ奇怪千萬な記載ではあるが、往古の日本文化は、そんなことを云はれるほどに、幼稚なものであつたことが想像されるので、それより、二百六七十も降つた欽明、敏達の際となれば、儒教、佛教の影響感化もあ

り、餘程文化向上の跡は認められようが、しかしまだ、幼稚いふに足らず、大陸の向ふでは、日本を附庸の屬國位に見ておたらしいのである。すつと降つた唐代の著『翰苑』の中に於てさへ、日本を倭と呼んで、これを蕃夷部に收めて居るのでも想ひやられる。

かうした内外狀勢のうちに、生育せられたる聖德太子であつた。閥族中の兩巨頭、蘇我、物部の對立抗争はいよゝ熾烈となり、かの物部守屋等が、佛像を難波の堀江に投じたのは、敏達天皇の十四年三月で、太子十二歳のときであり、此の年八月に天皇崩御、太子の御父、用明天皇が繼いで踐祚せられたが、元年早くも御不例、寺を建て藥師像を奉安すべき御願を發させられて、翌二年四月には崩御あらせられた。時に太子十四歳。御母后と俱に悲しき御服

喪中に、穴穗部皇子と物部守屋との異變あり、深刻なる人の世の悲劇幻滅を、まのあたり見られたのである。次いで立たれた崇峻天皇は、在位五年にして急に崩御あらせられた。此の時太子はすでに十九歳にお成りであつたが、聰明拔群の太子には、かうした重ねの痛恨事も、みな氏族制度の極端なる弊害以外の何ものでもないことを看取せられ、果して如何の御感慨を懷かれたことであらう。しかし前述の如く、たゞ閥族權勢あるのみを知つて、皇室あるを知らぬといふ當時の世情は、如何に英明にまします太子でも、どうにもしようがなかつたのは止むを得ない。況んやまだ御少年時代、何の地位も實力も有たせ給はざるにおいては、徐に時の到るを待ち給ふより外はなかつたであらう。

崇峻天皇に次いで、第三十三代の天祚を踐ませ給

ふたのが推古天皇で、天皇は敏達天皇の庶妹にして其の皇后に立たれた、御諱は御食炊屋姫、用明天皇とは御同腹の御妹で、即ち聖德太子の叔母君に當らせられる。實に日本最初の女帝にましますといふことが、特に注目せられ、後世の儒者達に問題とされて居るのである。青山延子の如きは、不逞の言を弄して居るが、かゝる儒者達の議論は、大ていは、佛教に對し、延いて蘇我氏に對しての偏頗な感情を多量に盛り込んで居ることを、大割引して見なければならぬ。

推古天皇は、即位元年の四月、御英斷を以て、上官既戸皇子を皇太子に立てられ、同時に攝政に任じて、萬機を擧げて一任遊ばされた。太子、時に御年二十歳、紀元一二五三年、昭和十七年を距る一千三百五十年前のことである。

光輝ある悠久二千六百餘年の國史上、皇太子にして攝政の重任に就かせ給へるは、たゞ御三方を擧げ得るのみ。しかも此の御三方が攝政の御世に、何れも劃時代なる國光の輝きを、添へたまうて居ることとは、そこに他の國々に到底見ることの出来ない。神國日本の特異性を發見せられるので、誠に欽快に勝へないところである。その御三方とは、聖德太子と中大兄皇子と、そして長けれど、今上陛下とに在します。

聖德太子は今申す如く、二十歳で推古の朝に皇太子攝政となられたが、中大兄皇子が、孝德天皇の皇太子として大化の改新に力を致されたのも、やはり二十歳の時であり、後に齊明天皇の皇太子攝政として萬機を總攬あらせられたのは、御年三十歳の時であつた。今上陛下が大正天皇の御世に立太子式を擧

げさせられたのは、大正五年、御十六歳で、攝政に任ぜられ給ふたのは、御外遊の壯途より御歸朝の年、大正十年十一月で、御二十一歳の時である。御三方共に、かくも御若くして、重大たる御地位に立たせられ、しかも國家が、未曾有の大躍進を遂げるといふ聖業を完遂し給ふことは、吾等國民の感激無上と申すのほかはない。

明治天皇の洪徳偉業は、今更申すも畏きことながら、あの維新の聖謨は、若し、孝明天皇が天壽更に御長延であらせられたとしたならば、明治天皇は皇太子として、大業に參畫補翼の御力を致されたといふことになつたかと拜察されるのであるが、孝明天皇が早く崩御遊ばされた爲めに、明治天皇には御年僅に十六歳にして大統を繼がせ給ひ、あの多事多難なる大革新に直面せられ、皇太子として爲さるべ

き御事業と、天皇として、爲さるべき御事業と、御二人分の御大業を、御一身に兼ね遊ばされたとも拜し奉られるのである。然り而して、今や昭和の大御代、「昭和維新」の叫びを聞くこと久しかつたが、維新も維新、このやうな超維新の大業は、實に世界開闢以來、振古未曾有である。大東亞戦争、それはひとり昭和と大日本の維新であるばかりでない、全地球上空前の大維新である。しかもそれは、神武天皇の「八紘爲宇」の大理想の下に、明治天皇の「復古維新」を、大正、昭和と延長されたる洪謨聖業である尊き意義を想ふとき、眞に御民われ生けるしるし有りの感激歡喜と共に、一億一心、火の玉と燃えて、殉國奉公を誓はないで居られようか。日清、日露兩度の大國難を超克し、世界的新國運を打開せられたる明治の後を受け續げる大正の御代に、攝政として第一

次世界大戰の善後處理に當らせ給ひ、而して現に斯の未曾有なる大東亞聖戰に、大元帥として臨ませ給ふ、今上陛下の御稜威、涯りなく窮まりなきを仰ぎ奉る吾等の感激は、表示すべき辭もない。

聖世紀元二千六百年、これを大凡折半して溯つた一千三百年代、それは實に推古朝の新政及びその發展と見られる大化の改新が、燦として史乘に劃期的なる光輝を放てる時代なのである。それから此の前後の千三百年を各々また二つに割つて見ると、前の紀元六百年代から七百年代にかけては、崇神、垂仁の御代で、國家内政に大に新味を加へ、遠く三韓に兵を出して任那を助け、後の推古朝から、昭和までの中頃紀元千九百年代から二千年の間に、かの蒙古來の國難に、若き英雄北條時宗が登場して居り、少し降つて建武の中興がある。なほ此の各四分の一なる

六、七百年を更に二分して見ると、紀元三、四百年は孝安、孝靈の時代で、天下は無事太平、別に特記すべき事もないが、紀元九百年代には、神功皇后の三韓征伐、次いで儒教傳來で新文化を添へて居り、推古朝と鎌倉時代の中間、紀元千五百年の末期には、菅公が點描され、鎌倉時代から明治、大正、昭和に至る中間に於て、豐太閤の朝鮮征伐があり、次いで徳川三百年太平の世に入つて居る。三四百年六七百年。千三百年、二千六百年といふ風に、我が國史上に大きな變化進展の跡を印して居るのも、奇しきめぐり合せと見られて、興味ある數字ではある。そして今こゝに述べんとする推古の新政は、このうちでも、神武元年と、昭和の二千六百年とを恰ど眞半分に區切り、クッキリと文化日本新生の姿を示した最も重大な意義を輝かして居るといふことに、特

に注目せられるのである。

第二節 肇國精神の發揚

聖德太子攝政時の、謂はゆる推古の新政とは如何なるものであつたか。空前の劃時代的大業を成し遂げられたといふ其の特色……中樞理念は何であつたか、といふに、それは實に我が肇國の大精神を發揚して、國體を明徴にせられたといふ點に存するのである。

神國日本の本然の姿、その本質、本體には、もとより秋毫の暗翳もなく、之れを明徴にするも、しなにも無いわけである。開闢以來、我が國體は、不變不異、明昭徹徹、恰も太陽が無始の始めより、無終の終りを窮めて、輝きわたつて居るのと同じ姿であ

る。たゞ天地の間、時に雲霧生じて光りを蔽ふこともあつて、雨降り風吹き、雪や霰の日もあるといふ如く、皇室と國民との中間に、何ものか夾雜物的存在が介入することによつて、上意下達せず、下情上通しないこともあるといふ變貌を見ることを免れない。その甚しきは、地方の豪族や、中央の閥族などが、たゞ自己中心の私情獨善主義を逞しうして、特殊利權を恣にするに至り、一般國民はその爲めに壓搾されて、大義名分といふやうなことには、極めて近視眼的となり、直接支配を受けるそれら權力者の位地の貴さ、力の怖ろしさは、痛感し熟知するとも、更に九重雲深きところに、至尊の在しますことを、つひに忘れてしまつたかの如く見えるといふ、まことに畏い状態も、上代よりこれ無かりしとは斷じ難いのである。

事新しく申すまでもない。我が日本帝國は、天祖天照大神が、天孫瓊々杵尊降臨のとき下し賜はれる『天壤無窮』の神勅に、絶對神聖なる大御訓と御祝福とを與へ給ひし太初よりこの方、上には萬世一系の天皇を戴き、一君萬民、億兆一心、寶祚と、國運と、民福とは、天地の有らむ限り、榮えまさむといふ、此の肇國の大精神は一貫不變であり、これに鞭うちつゝ、いやが上にも磨きをかけて、ますます向上し、いよ／＼進展して來たのが、即ち皇國二千六百年の姿であつて、實に我が國體の尊嚴なる所以は、こゝに存するのである。

世界廣しといへども、國多しといへども、古今久しといへども、何處に、斯くの如き尊嚴なる國體を見出すことが出來よう。それは數百年、または千數百年と存続した帝室も無いではない。強大無比を誇

るに足る國家も有り得る、しかし悲しいかな、『萬世一系』『天壤無窮』の成語の通用を許される資格ある國家は日本、以外には、古今東西、一つもないのである。蓋し世界の諸外國は、或は征服、被征服の關係に由るか、若しくは國民の契約に由るか。二者そのいづれかに依つて出來た國家であるが、我が國に於ては全然根柢から趣を異にして居るので、最も自然に、些の無理もなしに、渾然と、而も明朗圓滿に生成發展して來て居るのである。こゝに夫婦あり、而して親子兄弟の關係が出來、伯叔、甥姪の間柄が出來、それらの家族、親族が氏族となり、更に民族を形成するに至り、その民族統制の自然の要求から國家組織を生み出した。そしてそのまゝの軌道を一直線に歩んで來て、元首と仰ぎ奉る天皇は、一系連綿として相傳へ相繼ぎ、以て二千六百餘年を算ふる

に至つたのが、我が日本帝國である。この自然的生成自然的發展、神代の昔より變らぬ國家的生命線、これを惟神の大道と稱せられるのである。

我が古典に『しらす』といふのと『うしはく』といふ二つの言葉がある。どちらも領有の意味に用ひられるが、前者は『治』の字が當てられ、仁政徳治を以て臨む謂はゆる皇道であり、後者は強制壓迫の力を以て統治する謂はゆる霸道であると、截然區別される。諸外國の主權者は、みな此の『うしはく』もので、たゞ強力による征服であるから、力が衰へれば、征服者は被征服者と位置轉換の運命を見るので、易姓革命、走馬燈の如く興亡盛衰が繰り返されるのである。が、ひとり維神の大道、理想的皇道を歩んで來た日本には、肇國治らす 天皇の御稜威の下、未だ會て衰滅とか亡國とかの用語も經驗もな

い。天壤と共に窮りなく、たゞ興隆あるのみ、たゞ發展あるのみであつて、日本の運命に終點はない。

又もう一つ、日本國體の尊嚴無比なる特色を擧げなければならぬ。凡そ國家は、治者と被治者と國土との三つの要素が無くては、成り立たないのであるが、我國に在つては治者は、上に述べたやうに、皇祖皇宗の古から、未來永遠にわたつて萬世一系なる天皇にましますのである。その國土は、即ち皇祖皇宗が、太初に、御自身御開拓、御經營遊ばされた此の瑞穂國大八洲である。そして被治者、即ち國民も其の源流を溯り究むれば、開闢、經營の國土の蒼生たる一族である。治者も、被治者も、國土も、其の本源の究極は、ひとしく皇祖皇宗に歸着する。かくの如く、國家成立の三大要素が、歸一を見るといふ國柄が、世界のどこに在るか、だから、日本の國

家がそれ自體、一大家族であるとも謂はれるのであつて、畏れ多いことながら、皇室は吾等國民の御本家と仰がれ、吾等億兆は齊しくこれ、皇室の御分家の家族たる光榮に、感激せざるを得ないのである。

されば、雄略天皇の御遺詔に『義は即ち君臣、情は猶ほ父子の如し』とまで仰せられたる、有り難い御言葉も拜されるので、大義名分の上からは、君臣の別は最も嚴肅であるが、人情の一面からは、温く親しき親子の関係であるぞとの大御心、まことに御歴代の聖徳はすべてかゝる御仁意から光被され、また國民上下も、天皇の赤子として、克く忠克く孝、事しあれば水つく屍、草むす屍と、大君の御爲めに一身一家を顧みず、全てを獻げる。かくて、一君萬民、忠孝一本の大道一貫し、現に世界各國驚異の的となつて居る。これ畢竟、以上の尊嚴なる肇國の大

精神、無比なる國體に根ざせる精華であるといふに歸せられる。此の國體觀念の明徴こそ、日本國民の最大最要の一事でなければならぬ。

ところが、藤田東湖が『神州孰れか君臨する。萬古天皇を仰ぐ。皇風六合に洽く。明德太陽に伴し』と歌つて居る。すぐ其の下に『世に汚隆無きはあらず正氣時に光を放つ』と言つて居る通り、悠久なる時代の流れに於て、日光を遮蔽する雲雨のやうな現象をこの國體の上にも見ることが免れなかつた。しかし雲の上の太陽に何の異變もないのと同じで、正氣の光、即ち肇國精神の發揚によつて、國體を明徴にすれば、天の岩戸開けて天地明朗、皇運また新たに、國光更に輝きを増すのである。謂ふところの推古の新政が正にそれであつたので、聖德太子攝政の理想精神は、實に國體明徴に在り、當時、國家社會

を危殆に瀕せしめたとさへ見られるほどの、閥族を掃蕩し、封建制度を打破して、上に萬世一系の天皇を戴き、下すべての國民、すべての國土が、上御一人に直屬し、君民一體、上下の間に何等不純の中間物を介在せしめない、といふのを究極目標として行はれたる新政であつたのである。

しかし何をいふにも、積弊久しき、氏族政治の痛はなか／＼容易に根治せらるべくもない。太子の御苦心と御努力のほども十分拜察されねばならない。皇室の御實力は、畏れながら地方豪族にも及ばれない情態に在つた當時に於て、若し急劇な革新の手を染めるならば、いよ／＼下克上の甚しき不祥の結果を馴致して、如何なる汚點を國史に止むることになるかも知れない。殷鑑遠からず、前朝 崇峻天皇は蘇我氏を屈服せしめんとせられて、却つて正反對の

結果を見給はざるを得なかつた。聰明なる太子は、かやうな轍を踏まないやう、あらゆる角度から見透しをつけられて、力で押すことは絕對に避け、先づ精神的に開發誘導せられるといふ、徹底的にして永久的なる理想政治の實施を、企圖せられたものと思察せられる。

太子は、攝政の第二年、即ち、推古天皇の二年二月、三寶興隆の詔が渙發せられ、太子親ら大臣と共に大に造寺造塔に力め給ひしのみならず、盛に半島及び大陸の文明を採り入れ、率先して思想の善導向上を圖られた。太子の崇高なる御精神と、深廣なる御學識とは、年と共に、上下のひとしく景仰推服する所となり、專恣横暴なる閥族の權勢も、おのづから頭を擡げる隙が無いやうになつた。かうした素地準備のために、若き攝政皇太子は周到なる練想と不

斷の努力とをつゞけられること凡そ十年、かくて機やうやく熟するに至り、いよ／＼理想の實現に着手せられた。即ち冠位の制定と憲法の發布とがそれである。

第三節 官位の創制

現在我國の官位は、正一位より從八位までで、八位におの／＼正従があるから通じて十六階であり、朝廷より位記を賜はつて、何位に敘すといふことになつて居るが、これは明治二十五年に改定せられたもので、明治以前のそれは、古く文武天皇の『大寶令』に定められたものを、すうつと套襲されて來たのであつた。それは親王以下に賜はる位記で、親王は一品から四品までの四階、王は正一位から從五位

下（四位五位には上下あり）に至る十四階とし、臣下は正一位から少初位下に至る三十階、すべて四十階に分たれてあつた。これを明治二年に若干の改正を加へ、更に明治二十二年に皇族の位記は全廢せられ、たゞ臣下のみに賜はる、官位となつたのである。

文武天皇以前には、何位に敘すといふ位記ではなく、何の冠を賜ふといふ謂はゆる冠位制で、文武天皇の前々代、天武天皇の朝には、五十階の冠位があつた。『大寶令』はこれに據つて改制されたものであつた。天武の五十階冠位は、其の前々代、天智天皇の朝に定められた、七種二十六階を更改されたのであり、天智の制といふのも、その前々代、孝徳天皇大化三年に制定せられたる、七種十三階の冠位に改新を加へられたものであつた。而してその大化の位

制なるものは、それより四十五年前、推古天皇の十一年に聖德太子が攝政として創始せられたる、十二階の冠位が、實に其の基底を成して居るので、太子新政の權輿として特記されるべき、最も顯著なるものゝ一つが、此の冠位の創始制定である。

十二階の冠位制定のことは、『推古記』の十一年十二月の條に明記されており、太子まさに三十歳の時に屬する。冠位新制の御眞意は那邊に存せられたか、そは閥族打破、人材登用の爲めといふを出でないので、閥族獨善、黨同伐異、政權壟斷といふ習弊宿害を芟除し、門閥家柄に拘らず、人材を擧げて適用し、次第累進の新方途を開いて、明朝新鮮なる實際政治を行はむとせられたのにほかならぬのである。

此の時代に在つては、世官世襲で、各々の家によつて姓が定まつて居り、人々の地位は、その知識機

能によるのでなく、たゞ祖先傳來引きつゞいて、朝廷から賜はつた姓だけが、その身分地位を示すものであつた。今日で例へていふならば、公爵の家に生れたものは、その識見才幹徳操がこれに當らないものでも何でも、公爵としての殊遇を受けられると云つたあんばい……であるから、蘇我氏が政權を握れば、滿廷みな是れ蘇我氏で、蘇我の一門一族ならでは、如何に有能でも大人物でも、つひにその力を展べ志を遂げ、いふことが出来ない。例へば一門から總理大臣に成る者があれば、府縣知事から交番の巡查に至るまで芋蔓式に、同門同族の關係者のみで固めてしまふと云つたやうな、まことに不合理、不都合きはまる情態である。それが新制の冠位制度に據ることになると、原則、本質として、誰でも出て來い、有能有才は隠れて居らずに現はれよ。下位の者

でも歸化人でも、力量次第、適處に適用する、といふ主旨であるから、野に遺賢なしと云ふやうに、役に立つ人間が埋れ木で果てるといふやうなことがなくなり、政治に新味の活力を生じ、能率は増進し、新時代の力ある政治は着々として、成績を擧げるこ

とになつたのである。その十二階の冠位とは、どのやうなものであつたか。『法王帝説』に『五行に准じて爵位を定む』とあるが、實は大小十二階であつて、五行では、十階にしかならないから、『帝説』の説は、首肯し難い。寧ろ儒教の五常を取つて、その上に徳を加へ、これを大小に分ちて、十二階とせられたものといふべきである。しかし仁義禮智信の順序を改め、仁禮信義智となし、その上に徳を加へられた點から、見れば必ずしも五常に據るともいはれない。これは全く太子

獨得の御見識によつて、創作せられたものといふべきであらう。その十二階とは、

- 大徳冠……紫（大小の別は色の濃淡を以て別つ）
- 小徳冠……紫
- 大仁冠……青（木）
- 小仁冠……青
- 大禮冠……赤（火）
- 小禮冠……赤
- 大信冠……黄（土）
- 小信冠……黄
- 大義冠……白（金）
- 小義冠……白
- 大智冠……黒（水）
- 小智冠……黒

このやうに、若し冠の色を、五行の正色に配したものと云ふならば、それは強いて反對するにも及ばない。たゞ徳の位を最上位として、紫の色で表はし給ひし太子の御見識に頭が下るのである。こゝに太子が、たゞ傳來の文化を、傳來のまゝに鵜呑みに

しないで、これを一度太子御自身の、日本的自主的精神の坩堝に溶解し、自在無碍に取捨按排せられたといふ消化と創造の御力が拜される。殊に徳を以て最上とせられたといふにも、太子の徳治主義、即ち法治主義でない、法の力で責めて行かうといふのではなく、徳を以て化育してゆかうといふ御信條が親はれて、誠に有りがたく思れるのである。

此の冠の様式は『書紀』の文に、
並びに當色の 緇を以て之れを縫ひ、頂は撮摠て囊の如くにして縁を着く。唯だ元日には髻華を着く。

とあるから、粗い絹を以て製した縁のある囊のやうな物で髻を包んだ、何のことはない今の判事、検事の法帽と云つた風な冠であつたと想はれる。髻華といふのは、もと髻に挿した華で、今の女子が

用ひる花簪のやうな物であつたらしいが、これは平日には着けない。儀禮的盛装として着けたのである。『推古紀』十九年の條に、

大徳、小徳は並びに金を用ひ、大仁、小仁には豹の尾を用ひ、大禮以下は鳥の尾を用ふ。

と見え、これまた階級によつて區別されたのである。なほ冠ばかりでなく、これに相應した服も一定せられたやうで、やはり『推古紀』十九年の條に、『諸臣の服の色は、皆冠の色に隨ふ』と記されてあり、衣服の色も冠と同じ色と定められたことが知られる。今の官位は、外見素人には誰が何位であるの知る由もない。アンな事をしたアレが正何位の高等官か、なんといふやうな事の言はれる例も少くないことであるが、冠服が歴然として居れば、一見して其の位置が認められる。またその何れもが、道徳

的儀標の呼稱であるから、オレは大智冠の位に在るのだ愚な眞似は出来ない。自分は太禮冠だ無作法の振舞ひがあつてならぬ。と云つたあんなばいに、自然と自肅自誠せざるを得なくなるといふ、道徳修養上の効果も、副産物的にあつたと謂へよう。しかも誰でも實力實績を以て榮進が出来るのだから、有爲有能の材は競うて腕に磨きをかけ、心の光りを輝かすことになるわけである。

當時何人が何の冠位を賜つたか明詳ではないが、關族打破、人材登用を目ざしての冠位であるとはいへ、積年の舊習といふものは、さう一朝一夕に改められるものではない。名門名族は、祖先以來それぞれの功勞があつたものとして、優先的に上位を授けざるを得なかつたであらうことは、十分に察せられる。『日本書紀』中に、散見するところを拾つて見る

と、
大徳に、境部臣雄麿呂。小徳には、巨勢徳大臣。高向玄理等。

大仁に、鞍作鳥。土師婆婆連等。
大禮に、小野臣妹子。吉士雄成等。

がある。右のうち鞍作鳥は歸化人司達等の孫であり、佛像製作の功を賞せられたことは、前に記したが、歸化人の末でも何でも、功の賞すべきあれば賞す、氏族門閥を問はない。しかも鳥の如きは一佛師として一躍大仁位を賜はつた。破格の拔擢優賞と謂ふべきで、その他、小野妹子の如きも、あまり聞えな名門の出ではなかつたやうだが、隋に使した功により大禮を授けられて居り、上毛野形名や阿曇比羅夫は、蝦夷遠征の功で大仁を勝ち得て居る。かういふ風に、功有るは賞し能有るは用ふるといふ拔擢登

用の途を公開した此の冠位制は、何と云つても、新政の新政たる面目を顯示せる、一大特色といはねばならぬ。これを蘇我氏の強勢得意の時、その他閥族跳梁の當時に於て、創制實行せられた太子の英斷と審慮とは、最も驚歎を値するものではないか。一般、新進の途を得た人士は、希望の光りを認めて、どんなに悦び勇み立つたことであらう。舊態制の閥族中には、或はひそかに快しとせざる者もあつたであらう。が、誰も不平反對の聲を放つたことを聞かない。これも亦、一に太子の高博なる徳と識とによつて、始めて能く爲し得たものと謂ふべきであらう。

第四節 憲法の發布

冠位十二階と共に、太子新體制の御理想、御精神を高標するものは「十七條憲法」である。「推古紀」十二年の條に、
夏四月丙寅朔戊辰、皇太子親ら肇めて憲法十七條を作りたまふ。
と記されてあるのがそれで、冠位の制定より五ヶ月目のことである。憲法だの、法律だのといふ名辭は、今日では一般國民の常識的通用語で、立憲的だとか、非立憲だとか盛に口にされて居るが、これは明治天皇の大御心により明治二十三年、欽定憲法が發布せられてから以來のこと、それまでの國民には、憲法などいふ字句は耳に熟して居らず、現代人のうちにも、明治聖代以前には憲法といふものは絶無であつたやうに思つて居る者も少くない。が、聖德太子は、千三百餘年前すでに、ハツキリと「憲法」

の熟語を用ひて、十七個條の典章を創作遊ばされて居るのである。それは、今日の立憲政體に於て、憲法とは、統治權の主體、客體、及び其の機關の作用、權限等を規定せる國家の大法である。などと、やかましく、定義づけられるやうな憲法ではない。廣義な、精神的、道德的の意味に包まれたるノリ。テホン。オキテ（表式、模範、法度）であつたと見るべきで「漢書」「魏書」「唐書」「晋書」等の古い諸書中に散見する「憲章」「憲制」「憲典」「憲則」「憲範」などいふのと、殆ど同義語と解せられるが、「憲法」の語を用ひて居る例としては、「管子」に、
一體の治有り、故に能く號令を出し、憲法を明にす。

とあり、「晋書」に、
善を賞し、姦を罰するは、國の憲法なり。

とある如きが擧げられる。太子が「憲法」の名稱を採られた理念も、大體このやうな意味合であらうと思はれる。條章十七といふ數字は半端のやうで、ちよつと妙に見られるが、これについて岡田正之博士は「管子」の中に、
天道は九を以て制し、地理は八を以て制し、人道は六を以て制す、天を以て父と爲し、地を以て母と爲し、以て萬物を開き、以て一統を總ぶ。
とあるに據り、これを緯書の陰陽思想に於て、陽は九に極まり、陰は八に極まると爲すのに照し合せて、太子の十七條は其の九と八との合數を取り來つて、天地を父母とする自然の大道に契ひ、萬物を開いて、一統を總ぶるの意を表されたものであらうと考證して居り、また白井成允氏は一考察を爲して、

太子の『維摩經義疏』を繙くに、其の佛國品に萬善是れ淨土の因なることを明かす、中に於て、凡そ十七事有りとして、甚しく細密に之れを釋したまふ。是れ菩薩の淨土建立に係る所、太子が日本國において、理想國を開顯せんとして、勤苦しまひし御心を偲び奉れば、十七の數、或は此れと何等か相係る所、有るかとも思はれないではない。

と言つて居るし、姉崎正治氏も亦、同じ説を述べて居る。一は太子の詞藻文辭を透して、一は太子の理想精神を仰いで、各々相當の狙ひをつけて居り、共に傾聽を値する考證である。そうして、武家時代の法制たる『貞永式目』は、五十一條から成つて居るが、それは、『聖徳太子の頃には、世の中の單純でこつたから、十七條でよかつたが、今は世も複雑に

なつたから、これを天地人の三に掛けて、五十一條とした。』と言ひ傳へられ、建武中興によつて定められた。『建武式目』(二階堂道昭法名是圓等が、證問に答へて答申したもの)も、十七條であつたし、足利時代、徳川時代を通じて、『公家諸法度』は十七條であるし、寶永四年、新井白石によつて作られた諸法度も亦十七條に定められたるなど、皆聖徳太子の十七條憲法に、影響せられたものと謂ふべきである。或は説を爲すものあつて、十七條憲法は、太子親から作る所のもので詔勅ではないとか。または、罰則の規定もなく、憲法と爲す權威がない、官吏に對する一種の訓示、官吏の服務心得と云つたやうなものであるとか云はれもするが、それは皮相の見たるを免れないであらう。『太子親から肇めて憲法十七條を作る』との明文は『書紀』の記者が、太子の功を

示さうとした説明であつて、攝政として萬機を總攬せられる太子が、之れを作り、之れを朝臣に公宣せられたのは、決して皇太子としての私文ではない。勿論、推古天皇の詔として、奉戴さるべきものである。また罰則を伴はないといふが、上代に在つては民風醇樸であり、上より下された一辭一令も違背あるべからずといふのが、本質的に殆ど通念であつたらうし、また違背者に對する處罰の如きは、大てい獨裁的に片付けられるといふ風で、一々細かに豫想して罰則を設けるには及ばなかつた。殊に十七條憲法は、著しく思想的道德的のもので、前に云へる如く、太子の徳治主義が標榜されて居る。しかし内容を仔細に觀れば、決して單なる教ではない。嚴たる法であつて、道德的であるからとて、違背者に何の制裁も無いといふものではなく、制裁は上の裁量に

依つたものである。かうした内容また天皇の御名に依つて發布せられたといふ形式、共に立派な憲法であるとするのが當然で、今日の法治思想を以て、上代を律せむとするは短見といはねばならない。十七條憲法は、實に我國に初めて見たる、堂々たる憲法であり、又、爾來の總ての律令法規の母胎であると謂ひ得られるのである。

單にこれを文章として見るも、我國最古の漢文として珍重すべき唯一のものであるばかりでなく、その措辭行文、雄渾奇麗、簡古勁拔なること、當時の文化程度に於ける日本に、どうして此のやうな妙文章を作り出すことが出来たかと、ただ一驚歎を禁じ得ない。幕末の鴻儒で、詩文の雄を以て一時に稱せられた。齋藤拙堂は、

憲法の成れるは、推古天皇の十二年に在り、實

に隋の文帝の末年に當る、故に其文漢魏の遺風有り、奇古、含蓄多し。

と言つて居る。隋の高祖文帝が、漢、魏、晋、五胡十六國、南北朝と久しく混亂せる大陸を、兎も角一統して帝を稱したのは、我國では、崇峻天皇の二年（皇紀一二四九）で、在位十六年、太子廣の爲めに弑せられた。この廣が次いで立つたのが、煬帝であるが、聖德太子が憲法を作られた、推古天皇の十二年が此の年なので、即ち文帝の末年である。かういふわけで、漢魏六朝の後に踵を接した隋が、まだ十六年を経たばかりといふ時代であれば、此の頃に出來た『十七條憲法』の文體に『漢魏の遺風有り』といはれるのは當然のことである。だが岡田正之博士も言つて居る如く、『十七條の文章』を審かに見ると、六朝の遺風といふのみでは當らない、すつと

道德、刑名、法言、天文、地理、歴史、等に至るまで——に、しかも御青年にして、よくも該博精通あらせられたことよと、こゝにも、凡人におはさぬ、天成的聖者にましますとの、禮讃を繰り返さずに居られない。

條目僅に十七、句を算ふるに二百三、文字にして八百七十五、その形に於ては一小篇に過ぎないと見られるが、その内容たるや、日本精神を經とし、佛教、儒教、道教、乃至、法家、刑名家の思想までを緯として織り出されたる一卷の錦繡、その彩を散じたる紋様十七、燦然として人目を奪ふ、とても謂ふべきか、形容も及ばぬところである。特に注意を惹かれるのは、その修辭簡潔にして、字句に含蓄ある高き氣韻である。各條每章きはめて短文小品の警句的形式であつて、長きも七十六字、少きは二

溯つて、先秦時代の諸書中に出處を見出す語句が非常に多いので、その原典には、少くとも『詩經』『書經』『孝經』『論語』『中庸』『禮記』『孟子』『左傳』『莊子』『墨子』『韓非子』『管子』『說苑』『韓詩外傳』『千字文』『文選』『史記』『漢書』等が列擧せられる。此の外に佛典を精覽せられたことはいふまでもない。太子は博士覺智に漢文を學ばれ、佛典は法師慧慈を師とせられたことは、前にも記して置いたが、慧慈が高麗から來朝したのは、太子攝政の第三年、すでに、二十二歳にお成りであつた。勿論それまでに、夙く御幼年時代より、學問勉強にいそまれたことはいふまでもない。そして其の百聞千悟の天稟を以て、乾ける海綿の水分を吸収するが如くに、有らゆる知識を體取せられたことも、十分想ひ見られることであるが、かくまで——諸子百家の

十九字を以て成るといふ簡潔さで、従つた長句をあまり用ひず、四字句が最も多い。算へて見ると、全篇二百三句のうち、四字句が百二十八、即ち約七割を占めて居る。漢魏六朝の文體に見る特色は、四字句、六字句を盛に用ひ、しかも之れを對聯的の形に整へた所謂四六駢儷體、恰も我が國の五七調または七五調と云つた様子で、口調の上では、甚だ流暢輕快である。しかしあまりに此の形式に囚はれ、華やかではあるが力がないといふ弊に陥つた。ところが聖德太子は、四字句を多く用ひて漢魏の遺風ありとはいへ、斷じて駢儷の流弊に墮せず、前にもいふ通り、先秦以上に溯つて、長短の句、適宜自在に驅使せられ、古典の成句も其のまゝではなく、幾分變化して造語せられるといふやうに、力めて陳套を避けて居られる。かくて抑揚あり、頓挫あり、辭句洗

練、格律高古、宛然管子の『經言』韓非子の『至道』揚權の諸篇を看るが如き觀がある。だからと云つて太子の思想が、之れら法家者流に則るところありなるといふものあらば、認識錯誤の甚しいものである。太子の御精神は、徹頭徹尾、日本精神を以て貫き、これを潤飾するに佛教、儒教、諸子百家の利便を以てせられたので、蔚然、渾瑯、太子独自の文章であることを知らねばならない。

次に十七條を、便宜訓讀摘解して掲げ、その内容全貌を示し、並せて太子が新政に臨まれたる御理念と、御決意のほどを窺ひ見ることにする。

十七條憲法の訓み方は、時代に依り人に依つて、必ずしも一定して居ない。殊に、近來、各方面から印行せらるゝものの中には、杜撰孟浪少くない。本書は特にその『訓讀』に留意した。

訓み方の振假名は、成るべく發音のまゝに従ひ、必ずしも、字音假名遣の規則に拘泥しない。又、自ら、則ち、必ずしも慣用に從つた。

訓み方は、法隆寺貫首佐伯定胤師、並に、聖德太子奉議會理事各位の意見に基づき、これを取捨して決定した

一に曰はく、和を以て貴しと爲、忤ふこと無きを宗と爲よ。人皆黨有り、亦達者少し、是を以て、或は君父に順はず、乍隣里に違ふ。然るに、上和ぎ下睦びて、事を論ずるに諧へば、則ち、事理自ら通ず、何事か成らざらん。

氏族制度の積弊、太子の時代に至つて極まれることは、前來敍べ來れる通り、大臣、大連などが私黨を結んで、互ひに嫉視抗争を事とし、常に紛亂が絶えなかつた。此の弊害を根絶することを以て中心理

原文は、岩崎家藏推古天皇紀、及び、法隆寺藏弘安板十七條憲法に依りて校訂し、完璧を期したが、たゞ第十三條の『勿妨公務』は、兩本共に『勿防公務』とあり、それにも意は通ずるけれども、今は流布本に従ひ、又第十四條の『是以五百之後』は、兩本共に『是以五百之』とあるが、今は『後』の一字を加ふることとした。

異體の文字は、すべて慣用の文字に改めた。

訓讀は現代人の耳に親しからしめんがために、成るべく古訓を避けたけれども、黨(たむら)の如き、達者(さとれるもの)の如き、其の他、適當なる現代訓を見出さないものは、古訓に従つた。

『以』の如き、『之』の如き、訓んで煩はしく、訓まずとも文意を害はないのは、故らにこれを訓まないことにした。

念とせられたる此の憲法であるから、先づ第一に、廟堂和合、上下一致といふことが、國家統治の根本義であることを明示し、強調せられたので、これが新體制の第一着歩であり、憲法十七條の根基でもある。和——平和、調和、大和——これが眞に圓滿に實現するところに、およそ何事の成就せざるものがあり得よう。

二に曰はく、篤く三寶を敬へ、三寶とは佛法僧なり。則ち四生の終歸にして、萬國の極宗なり。何の世、何の人か、是の法を貴ばざらん。人、尤だ悪しきは鮮し、能く教ふれば之に従ふ。其れ三寶に歸せずんば、何を以てか枉れるを直さん。

三寶とは佛法僧であるといふが、これに三種が説かれて、歴史的に現在した佛、即ち釋尊と、その教法と、その教團の佛弟子との三を現前三寶と云ひ、

佛滅後、今日に形を住めて居る、佛像と經典と僧侶との三を住持三寶と云ふ。これは、形の上でいふのだが、今一つ一體三寶と云つて、此の佛法僧の三が標榜する眞理を三寶と爲すので、本體平等、萬物一體の原理を佛と爲し、現象差別、物々獨立して整然紊れざる法則を法と爲し、本體即現象、差別即平等と、相關調和する實相を僧と名づける。僧とは梵語に僧伽といふの略で、和合を義とする。そして此の三原理は、三即一、一即三で一體であるから一體三寶といふ。これを國家的に解釋すれば、國君（人格、佛、本體）國法（主義、法、現象）國民（團結、僧、共存）であつて、國君と國法と國民との三寶が不二一體、一如に、圓滿に溶け合つて、始めて平和隆昌を期することが出来る。第一條の大和の理想もこれによつて、實現せられるわけである。

四生といふのは、印度哲學でいふ卵生、胎生、濕生、化生の四、およそ生きとし生ける者を四大別した稱で、國家でいへば國民の總稱と見られる。三に曰はく、詔を承けては必謹め、君を則ち天とし、臣を則ち地とす。天覆ひ、地載せ、四時順行して、萬氣通ずることを得。地、天を覆はんと欲ば、則ち壞るゝを致さんのみ。是を以て君言へば、臣承り、上行へば下靡く、故に詔を承けては必ず慎め、謹まざれば自ら敗れん。

この章は、天皇中心主義を最も嚴肅に宣明せられて居る。帝國憲法に『天皇ハ神聖ニシテ犯スベカラズ』とある大義は、實に此の一章に淵源するものであるとさへ思はれる。前來繰り返し述べた太子の御精神、即ち肇國精神の發揚といふ大精神が、こゝに顯然として示されて居る。封建的氏族制度が地方

權の弊に陥り、天皇の御稜威を遮蔽する情態に在つたのを、太子はこゝに國家組織の大本を示し、大權の所在を明にし、中央集權の新政を打ち建てられようとしてられた。第一條の理想、第二條の信念から此の大精神實現が展開せられる。此の三個條は十七條の大綱を掲げ示されたものと見られるのである。四に曰はく、羣卿百寮は、禮を以て本と爲よ。其れ民を治むるの本は要す禮に在り。上、禮あらざれば、下、齊はず、下、禮無ければ必ず罪あり。是を以て羣臣禮あれば、位次亂れず、百姓禮あれば、國家自ら治まる。

前條には、君臣の分、上下の別、治者被治者の關係を明にせられたが、こゝにそれを實際に及ぼし、朝野官民共に禮を本として、個人的にも、社會的にも、秩序を齊整し、安寧平和を保つべきことを明に

せられたのである。五に曰はく、發を絶ち欲を棄て、明に訴訟を辯めよ、其れ百姓の訟は、一日に千事あり、一日すら尙爾り、況や歳を累ぬるをや。頃訟を治むる者利を得るを常と爲し、賄を見て讞を聴く、便ち財有る者の訟は、石を水に投ぐるが如く、乏しき者の訴は、水を石に投ぐるに似たり。是を以て貧しき民は、則ち由る所を知らず、臣たる道も亦焉に關く。

司法、行政の區分もなかつた閥族政治の積弊は、裁判の不公平、賄賂の公行を、馴致して居たと見える。太子は此の國民の頭上に降りかゝつて居る直接政治に特に注意し、刷新の箴を刺されたのである。六に曰はく、惡を懲し善を勸むるは、古の良典なり。是を以て人の善を匿すことなく、惡を見ては

必ず匡せ。其れ諂ひ詐る者は、則ち國家を覆す利器爲り、人民を絶つ鋒劍爲り。亦佞り媚びる者は、上に對しては、則ち好んで下の過を説き、下に逢ひては、則ち上の失を誹謗る。其れ此くの如き人は皆君に忠なること無く、民に仁なること無し、是れ大亂の本なり。

國家禍亂の本は、上下の間に在つて、上に佞媚し下に苛酷なる者が、上意を下達せしめず、下情を上通せしめないことに因る所以を、懇誠せられたのである。

七に曰はく、人には各任あり、掌ること宜しく濫ならざるべし。其れ賢哲官に任ずれば、頌音則ち起り、奸者官を有つときは、禍亂則ち繁し。世に生れながら知るもの少し、尅く念うて聖と作る。事大少となく、人を得れば必ず治まり、時急緩となく

賢に遇へば自ら寛なり。此に因つて、國家永久にして、社稷危きこと勿し。故に古の聖王は、官の爲に人を求め、人の爲に官を求めず。太子が冠位十二階を制して、從來の門閥世襲の情弊を打破し、人材登用の門を開かれた御精神が、此の章に於て、明確に顯はれて居ることが看取せられる。

八に曰はく、羣卿百寮早く朝て晏く退れよ。公事は監きこと靡し。終日にも盡し難し。是を以て、遅く朝れば、急に速はず、早く退れば、必ず事盡さず。

太子以前には、官吏の執務時間なども、だらしないものであつたらしい。それを太子は、政治は容易なことではないから、精勵敏活なるを要すと訓誡せられたのである。

此の字は堅牢ならざる意。急に速はずとは急ぎの場合、間に合はぬの意。

九に曰はく、信は是れ義の本なり。事毎に信あれ。其れ善悪成敗は、要す信に在り、羣臣共に信あらば、何事か成らざらん。羣臣信なくば萬事悉く敗れん。信義の如何に貴き徳であるかは、特に解説の要もない、上下に信あれば、正しき條理を履み行ふところの義が守れる。羣臣みな正しき條理を履み外さないならば、國家の興隆發展、國民の平和幸福は期して待つべしである。

十に曰はく、忿を絶ち瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ。人皆心あり、心各執るところあり。彼れの是は則ち我れの非にして、我れの是は則ち彼れの非なり。我れ必ずしも聖に非ず、彼れ必ずしも愚に非ず。共に是れ凡夫のみ。是非の理、詎ぞ能く定むべ

き。相共に賢愚なること、鑿の端なきが如し。是を以て彼の人瞋ると雖も、還つて我が失を恐れよ。我れ獨り得たりと雖も、衆に従ひて同じく擧へ。忿は心に怒る。瞋は形に怒るといふ字。鑿はタマキ、金の輪で耳に下げる物。此の章は第一條の和の徳を、側面より更に詳説せられたものと見られる。怒は和の正反である。

十一に曰はく、明に功過を察して、賞罰必ず當てよ。日者、賞は功に在らず、罰は罪に在らず、事を執る羣卿、宜しく賞罰を明にすべし。

功有るも賞せられず、罪あるも罰せられないといふのでは、政治に何の權威もない。國民は決して服しない。國民悦服といふのが政治の實績でなければならぬ。賞罰は飽くまで公明嚴正なるべしとの誠である。

十二に曰はく、國司、國造、百姓より斂ること勿れ。國に二君なく、民に兩主なし。率土の兆民は王を以て主と爲す。任ずる所の官司は、皆是れ王臣なり、何ぞ敢て、公と與に、百姓に賦斂せん。

國司國造は地方の長官。斂は租税を多く取り立てること、率土は地の續く限りといふ意。全國土は總て天皇に直隸すべき筈であるのに、地方官が權勢に乗じて土地人民を私有して、自分勝手な政治を行ひ、住民に苛酷な税を賦課して、私腹を肥すといふのは、根本的に大義名分を謬り、上下の秩序を紊る甚しきもので、斷じて、許容すべからざる罪惡である。此の章は第三章の意を延長した、封建制度打破の宣言と見られるのである。

十三に曰はく、諸の官に任ずる者は、同じく職掌を知れ。或は病み或は使して、事に關くことあ

らん。然れども知ることを得る日には、和すること會て識れるが如くせよ。其の興り聞くことに非ざるを以て、公務を妨ぐること勿れ。

官吏は職務について、共同の責任を有たねばならぬ。病氣で缺勤したり、出張を命ぜられたりした場合、他の者が代つてその事務を見てやり、又、自分が不在中の出來事についても、其の職責を廻避するところがあつてはならぬといふ、日用切實の訓誡で、また最も大切な事である。

十四に曰はく、羣臣百寮、嫉妬あること無かれ。我れ既に人を嫉めば、人も亦我を嫉む。嫉妬の患、其の極を知らず。所以に、智己れに勝るときは則ち悦ばず、才己に優るときは則ち嫉み妬む。是を以て五百の後、乃今、賢に遇ふとも、千載にして、一聖を待つこと難し。其れ聖賢を得ずんば、何を以てか

國を治めん。

これは第十條と同じく、第一條の和の義を敷衍せられたものと見るべきで、和を破るものは、忿瞋と嫉妬とである。共にこれ我見私情を中心とするもので、公明を害すること甚しい。嫉妬のために、賢者も用ひられず、聖人も現はれない。たとひ聖賢もその徳その智を施す能はざらしむるのである。「五百の後……千載にして……」といふのは、古來、賢者は五百年に一人、聖人は千年に一人、世に出るとの言ひ傳へに據つたのである。

十五に曰はく、私に背きて公に向ふは、是れ臣の道なり。凡そ人、私あれば必ず恨あり。憾あれば必ず同せず、同ぜざれば則ち私を以て公を妨ぐ。憾起れば則ち制に違ひ法を害ふ。故に初章に、上下和諧と云へるは、其れ亦是の情なる歟。

今日謂はゆる「滅私奉公」の大義である。第三條また第十二條と共に名分を明にし、臣道の何たるかを、示されたものであるが、和をその根本とするといふ思召は、特に注目されねばならない。

十六に曰はく、民を使ふに時を以てするは、古の良典なり。故に冬の月には閒あり、以て民を使ふ可し。春より秋に至るまでは、農桑の節なり、民を使ふ可からず。其れ農らずんば何をか食ひ、桑はずんば何をか服ん。

謂はゆる勤勞奉仕、舊幕時代に、賦役と云つたもの、上古には、人民へ税の一種として、勞力奉仕を割り當てたものである。これについてその制限を規定されたので、民力を休養し、産業を奨励せられた、これまた太子の徳治主義の一端を窺ふべきである。いふまでもなく、民力即國力である。

十七に曰く、夫れ事は獨り斷すべからず、衆と與に論ずべし。少事は是れ輕し、必ずしも衆とすべからず。唯大事を論ずるに逮びては、若し失あらんことを疑ふ。故に衆と與に相辨すれば、辭則ち理を得ん。

是れ即ち『萬機公論に決す』の御主旨、正に憲法の本義であつて、太子が如何に民意を尊重せられたかの御精神を、窺ひ見るべきである。

以上の十七條、更に要約して次の如くに見ることが出来る。

大和一心。黨争絶滅……第一條。

國民生活の本義……第二條。

天皇神聖、一君萬民（封建打破）……第三條。第十二條。

入材登用、閥族打破……第七條。

て新政を行はせ給ふに當つての一大宣言であつて、さしにも横暴専恣をきはめた閥族も、この前には、おそれかしてみて、ひれ伏さねばならなかつた。同時に、國民はこれに依つて、新に更生の力を與へられ、向上の望みに燃え立ち、而して之れに依つて、我が國體の精華と、御歴代の聖德宏謨とが、明徴にせられたところの不滅の大憲章である。

第五節 新政と其の影響

太子の新政は、當時の日本國家に重大なる意義を有したことは言ふまでもないが、それだけではなく、太子創制の冠位、憲法が、後代に及ぼした影響の至大なるものあることを、特に注意しなければならぬ。それは、孝德天皇の大化の改新、天智天皇

秩序維持……第四、五、六、八、九、十一の各條。

上下一致……第十、十三、十四の各條。

滅私奉公……第十五條。

民力休養、産業獎勵……第十六條。

萬機公論……第十七條。

世には一類の昧者あつて、排佛思想の偏狹と、蘇我氏の暴逆に對する憤慨とを一つにした感情を、太子の佛教興隆、蘇我氏との縁戚關係に向けて、太子を以て馬子と御同腹の連類者の如くに見立て、攻撃の箭を射るといふ飛んでもない、亂視的、斜視的な見當ちがひをして居るが、十七條の明文、特に第一條、第三條、第十二條を讀んで、冷靜に太子の御精神を拜するならば、肅然として、襟を正し、自ら非を悟り、恐懼措く能はざるに至るであらう。

實に十七條憲法は、推古天皇が、舊體制を打破し

の中興の政績、奈良朝の文化、明治天皇維新の大業、およそかうした國運の進展、國光の増輝には、みな太子の新體制が、其の淵源を成して居るといふ事である。

大化の革新、次いで天智の中興、それが根幹となつて奈良文化の絢爛たる華實を見た。それは横暴専恣を極めたる驕兒蘇我蝦夷、入鹿父子の誅滅を契機とし、一大閥族打倒の後にスラ／＼と運ばれたのであつて、中大兄皇子や藤原鎌足の如き、英豪の力によるものであつたことは勿論であるが、その建設工作の土臺は聖德太子が、作り置かれたのだといふことを看過することは出来ないものである。しかも太子は、未だ吾國に見なかつた、大陸の文化を採り入れて、國家の新生面を拓き、權門蘇我氏の勢力強大の時に當つて、冠位、憲法の創制により、國體明徴、

閥族打破の巨砲を打ち放されたのである。まことに驚歎すべき事績と謂はねばならない。

蘇我氏打倒、閥族絶滅といふ其事が、十七條憲法の理想實現其のものであると見られるが、更に、大化革新の文物制度、その實際の仕事には、一體どういふ人々が立ち働いたかを見るに、高向玄理、僧旻の如きが最も著名であるが、このほかに、倭福因。奈良惠明。新大國。南淵請安。志賀慧隱。廣濟。等の名が擧げられる。これら八人は、推古天皇の十六年、小野妹子が、隋使裴世清を送つて、二度の入隋のときに、留學生として之れに従つた人々で、歸朝の後、大化の新政に參畫し、顧問格として力を盡したものである。だからこれらの人達の爲す所は、結局、推古の新體制の規模を出でなかつた。大化新制の根本は矢張り官位制度に在つたので、孝徳天皇

の三年に、七色十三階の冠位が定められ、同五年に増して十九階とせられたが、これはただ太子の六色十二階を追訂更新したものにはかならない。

中臣氏は元來大伴氏と共に、排佛家を以て知られて來たのであるが、鎌足が中心に立つて輔佐された大化新政には、太子攝政の推古のそれと同轍を踐んで、大化元年に先づ興佛の勅を、百濟大寺の僧に下されて居る。

蘇我馬子宿禰、考父の風を追遵し、猶ほ能仁世の教を重んず、而も餘臣信ぜず、此の典幾んど亡ぶ。天皇、馬子宿禰に詔して、其の法を奉ぜしむ。小墾田官御宇之世（推古天皇の世）馬子宿禰、天皇の奉に丈六の繡像、丈六の銅像を造り、佛教を顯揚し僧尼を恭敬す。朕更に復た正教を崇び、大猷を光啓せむことを思ふ。

といふので、馬子を大に稱揚して居るのは、一奇の觀があるが、聖徳太子と大臣馬子とが並び立つた推古の新政と、中大兄皇子を輔くるに中臣鎌足を以てした大化の新政を、両者が同じく劈頭に佛法興隆を公是として居る。こゝにも太子の御方針が、そつくり大化へ延長され、繼承されて居ることを認められると思ふのである。

更に、明治維新の大業に影響して居るといふのは、かの『五個條の御誓文』と、太子の冠位、憲法の内容とが、偶然にも、實によく暗合して居る點である。

御誓文第一條の『廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ』は、推古憲法の第十七條に『夫事は獨り斷ず可らず、必ず衆と與に論ずべし』とあるに合致して居るではないか。

御誓文第二條『上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ』は、太子が其の第一條に『和を以て貴しと爲す』と仰せられたのに該當する。

その他『官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス』の主旨は、太子が、冠位十二階を定め門閥に拘らず、登用榮進の途を開き、各々その能力を盡さしめられたる方針と同じであるし、『舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ』と云ひ『智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ』といふ御誓文は、太子が肇國精神を發揚し、舊秩序を根本的に革新せられ、半島、大陸と盛に接觸して、當時に於ける新しい智識文化を、儒教、佛教を通して、採取活用せられたのと全く一つであると謂ふことが出來よう。

かう見て來ると、太子新制の冠位、憲法は實に我

が國體、國政の上に、千載搖ぎなき基礎を、深く固く築かれたものと謂はざるを得ないではないか。

第五章 外交上の御功績

第一節 太子以前の三韓關係

朝鮮の上古史は詳に知る由もないが、新羅の建國は、我が崇神天皇の四十一年（皇紀六〇四。西曆紀元前五七）で、それから二十年後の、崇神天皇六十年に高麗が現はれ、又それから二十年、垂仁天皇の十二年に、百濟が立ち、これで謂はゆる三韓となつた。爾來我が天智天皇の御代まで、半島は此の鼎立

を以て、蝸牛角上の鬭争を繰り返して來たが、天智の三年に百濟が亡び（凡そ三十一主、六百八十年）次いで同八年には高麗も亡びて（凡そ二十八主、七百五年）しばらくは新羅一國の天下となつた。（皇紀一三二九。西紀六六九）奈良朝、元明天皇の和銅六年（皇紀一三七三。西紀七一三）に渤海國が興つて新羅と對立し、平安朝の初期に及んだが、新羅の勢力やうやく衰へて、群雄割據の狀勢を醸し、延喜十八年、王建なる者が自立して、高麗の太祖と稱し、延長五年、渤海を併吞（渤海凡そ、十四主、二百五十六。西紀九三六）には新羅をも亡ぼして（新羅凡そ五十六主九百九十二年）全半島を統一した。この高麗が凡そ三十四主、四百七十五年にして滅び、李成桂が朝鮮國太祖と成つたのは、後小松天皇明德三年

（皇紀二〇五二、西紀一三九二）のことである。朝鮮は凡そ二十七主、五百十八年、末葉には韓國と稱し、明治四十三年、明治天皇の聖徳下に併合せられたのである。

日清、日露の兩役も、朝鮮を中間に挟んで、争端を發したのであるが、上古より此の半島は兎角外交關係に、面倒な問題が絶えなかつたもので、三韓鼎立時代の情勢を見るに、高麗及半島の北部、今の滿洲の一部地方まで及ぶ謂はゆる古朝鮮の地で、一面西海岸に臨んで居た。地理的に日本とは一番遠い距離に在つたので、直接の交渉關係は、比較的少かつた、其の南方、西海岸に沿うて百濟、それから、南、東の海岸側が新羅で、此の二國が日本に近寄つて居るだけに、密接の關係もあつたわけであるが、殊に百濟は、より大きな高麗と、より強い新羅とに挟ま

れてゐて、たえず兩方から挾撃せられる運命にあつたので、自然何かと日本に頼らうとする傾向が多くあつた。儒教、佛教の傳來もみな百濟からである。

仲哀天皇の時、九州の熊襲が叛亂して、御親征があり、天皇は陣中に崩御あらせられたが、熊襲がしばしば叛いて、しかも勢ひ猖獗であつたのは、海の彼方の新羅が、恰ど米英の援蔭のやうな猜るさで嗾しかけて居たのである。神功皇后は、夙く此の實狀を御知りになり、將を得んと欲せば、馬を射よの手で、先づ新羅を撃てば、熊襲はおのづから平定すると、之れを天皇にすゝめられたのであるが、天皇は御用ひにならなかつたのである。天皇の崩後、皇后は雄々しくも男装して、親ら統帥の陣頭に立たれ、竹内宿禰等以下の將兵を督して、堂々海波を壓し、新羅を急襲せられた、新羅は、さながら、今の皇軍電撃

に、錯愕狼狽する米英と云つたあんばい、神兵天來とばかり、慄へあがつて、『鴨綠江の水が逆流する時來たるとも、日本に背きません』と、誓つて降伏した。隣の百濟も、その隣の高麗も、風を望んで來服すといふわけで、こゝに全半島は我國に無血占有といふことになつた。これが謂はゆる神功皇后の三韓征服で、眞に神功と云ふに相應はしい大戦果である。日本盛國以來、對外的に素晴らしく、國輝を發揚した史實としては、これを以て最初と爲すと、銘記せられる所以である。

神功皇后の三韓征服後、半島の南端、任那に日本府が置かれた。三韓を統治する日本政府の出張所——總督府——である。尤も任那はこの時初めて出現したのではなく、古く崇神天皇時代に、『駕洛』または『大加羅』と稱して、日本の屬地であつたと、史

家は云つて居る。多分さうであつたらうと思はれるが、三韓國の外に、任那としてハッキリ存在を示したのは、神功皇后の征討以後のことであるは明白である。『日本書紀』に、

夫れ海表の諸藩、胎中天皇（應神）内官家を置かせたまうてより、本王を棄てず、其の地に封ず、良に以有るなり。

とある。この本王とは任那王のことで、應神天皇が、直屬の三韓の地を統督するために、任那に日本府を置き、こゝに特に一王を封じて、これに其の政務事務を委任せられたことが知られる。任那は新羅の一部を割いたものである。

以上の如き事情關係にあつた新羅は、日本の立場からは、甚だ油斷を許されぬ存在であつた。そのため機會毎に、日本は新羅を抑へつけて置かねばなら

ぬ必要があつたので、任那及び百濟の保護に力を加へ新羅の領土を此の方へ分割して、與へるといふやうなことも、しばしばやつたのである。これによつて、任那はいふまでもない、百濟はいよ／＼日本依存の風を生ずる、と共に、新羅は、どうしても反日的風潮を醸すといふ狀勢に導かれざるを得なかつたのである。

その後、三韓及び任那の日本府にも、種々の變遷消長があり、日本の半島に於ける勢力も、神功皇后、應神天皇の時代のまゝに持續せられなくなつた。應神の頃より凡そ二百四十年を経た繼體天皇の時に至り、百濟は上書して、任那の一部を賜らむことを乞うて來た。これに對し新羅は、もと／＼任那は自國の領域であつたのだから、これを百濟に與へるといふことには、非常な憤懣なきを得ない。これが爲

めに半島内に紛擾を捲き起したのであるが、此の時大連の大伴金村及び哆唎國守穗積臣押山が、百濟から賄賂を取つて、その情願を通過させようと圖り、つひに四縣を百濟に與へた。こんなことで三韓の統治は、甚だ面倒な事情を紛起するに至つたのである。

繼體、安閑、宣化と、およそ三十年前後の間に、新羅は盛に暗躍を爲し、宣化天皇の元年（皇紀一九六）つひに任那を併吞するに至つた。この時、大伴磐間狹手彦に命じて、任那を救はしめたが、及ばなかつたのである。それから四年後、欽明天皇の御代となつたが、天皇は任那復興の爲めには、非常に宸襟を悩ませられたもので、即位第二年四月に、早くも百濟に詔を下し、任那を恢復せよと命じて居られる。天皇が新羅征伐を思ひ立たれ、群臣に其の

策を問はせ給ひし時、大連物部尾與は「この際小部隊の兵を遣つて之れを伐つことは容易ならず、繼體の朝に、大伴金村が百濟の乞により、任那の四縣を與へたことにより、新羅の怨恨を買ふこと久しいので、新羅は輕々に伐つべからず」と奏上し、大伴金村は「今諸臣等、臣が任那を滅ぼせりと謂ふ、故に恐怖して朝せず」と云つて、住吉の自宅に退いて、蟄居したといふやうなことが記録されて居る。

元來、新羅は日本に心服して居たのでなく、面從腹背と云つた態度で、絶えず間隙を狙つて虎視眈々たるものであつたのが、右のやうな事情で、反日思想にいよく拍車をかけ、勢力を強化して、百濟を脅かし、任那を侵略するに至つたのである。遺憾ながら、當時の日本の威力は、そんなに新羅をして乘せしむることを、如何ともし難いやうな情態であつ

た。これがために終には、從來最も日本に忠順であつた百濟も、また任那までが、日本を輕んずる風潮を生じ、時に或は新羅と合流して日本に當るが如き状態をも、馴致するに至つたのである。

欽明天皇の二十三年（皇紀一二二二）新羅を征して任那を復興せむと期し、紀男麻呂を大將軍に、河邊臣瓊岳を副將に任じて軍兵を遣された。破竹の勢で進撃する皇軍の前に、新羅は忽ち敗色を示し、つひに白旗をかゝけて、媾和の軍使を送らうとするに至つたが、戰の節度を知らぬ河邊臣が「敵は白旗を揚げたぞ、こちらも負けてなるものか」と、向ふのよりも大きな白旗をかざして官進したので、敵は「ソレ日本の一部隊が來降したぞ、この際に乗じて一舉に本陣を撃ち破れ」と、ドツと反撃に轉じたので、休戰の態勢を執つてゐた日本軍は、總敗軍の

慘憺たる燕目を見たのである。此の時、河邊臣は捕虜となり、敵將から「汝の妻を與ふるならば、汝の一命は助けてやらう」といはれて承引したといふ。

何といふ腑抜けの河邊臣ぞ、我が國史上に拭ふべからざる汚點を印した非日本人として、痛憤を禁じ得ない。しかし、かの大勇、調伊企儼夫妻が、千載の下に、美名を遺したのも此の時である。伊企儼も囚はれて新羅王の前に引き出されたのであるが、「汝、日本の方に向つて唇をまくり、日本王わが唇を喰へと言ふならば、一命は助けてやる」と言はれ、よしツとばかり、クルツと唇をまくつて、新羅王の鼻先に向け「新羅王わが唇を喰へ」と、雷の如き聲で呷鳴つた。新羅王が火のやうに怒つたのは勿論で、伊企儼は忽ちその場で殺されたのである。伊企儼の妻大葉子も囚はれたが、愴然として絶命の一首、

から國の城の邊に立ちて大葉子は

領巾振らすも大和へ向きて

と詠み、夫のあとを追うて、異郷の花と散つた。

河邊臣の腑抜けは、伊企儼夫妻の壯烈によつて僅かに相殺されるものがあり、又僅かに吾等の溜飲を下げ得るといふものである。

欽明天皇は、御在位三十二年、終始、任那復興を念とせられ、その三十二年三月にも、使を新羅に送つて、任那侵略の罪を問責あらせられて居る。しかし其の御銳意も、御一生つひに果させられず、その年四月、皇太子（敏達天皇）に御遺言あらせられて、崩御遊ばされた。御壽六十三。皇紀一二三一。御遺詔は、

天皇、寢疾して不豫なり。太子外に向きて在さず。驛馬はせらせて召して到らしむ。臥内に

到り入りたまへば、其の手を執り詔して曰はく、朕、病甚し、後事を以て汝に屬す。汝須く新羅を打ち、任那を封建すべし、更に夫婦のごとく造すこと、舊日の如くせば、死も恨むこと無し。

何といふ畏き御軫念ぞ。御無念のほど拜察し奉るもおろかである。敏達天皇はこの御遺詔を體し、御即位當初より新羅征討の事を念とせられた。元年に高麗が入貢し、三年には新羅も朝貢して居る。四年、朝廷は使を新羅、任那、百濟に遣つて、實狀を調べさせたが、紛争解決の曙光を見ることが出来なかつた。九年に新羅また朝貢したが、之れを却けて受けつけなかつた。かくて新羅討伐の事は、いろ／＼畫策を進められたが、天皇御病腦等で、未だ果したまはず、十四年八月、四十八歳にして崩御遊ばされ

たのである。敏達天皇もまた次の用明天皇に、考父天皇(欽明)の勅に違ふ可らず。任那の政を勤め修む可し。

と御遺言になつて居られる。しかるに、用明天皇は御在位僅に二年にして崩ぜられたので、此の遺詔は次の崇峻天皇の承け繼がせられる所となつた。天皇は其の四年(紀元一二五一)に、紀男麻呂。巨勢比良夫等に、二萬の將兵を授けて、發遣せられたが、軍が九州に到つて、談判交渉中、翌年、天皇俄に崩御したまひし爲めに、此の壯舉も中斷せられることになつたのである。此のやうに、任那問題は、歴代朝廷の惱ませ給ひし、當時の重大問題であつたが、それが如上未解決の宿題として、次の推古天皇の御代に持ち越され、攝政皇太子の御責任としし、いよ／＼その御双肩に擔はせられることになつたので

ある。

第二節 新羅征伐と任那の復興

聖德太子が皇太子に立たれ、萬機を攝政あらせられることになつて三年目、即ち推古天皇の第三年(紀元一二五五)先に、峻天皇の四年差遣せられた新羅征討軍、紀男麻呂以下五部將、兵二萬は九州から召還された。此の大軍が、何故足掛け五年の間、九州に滞陣して居たのか、また何故この時急に召しかへされたのか、その間の事情は明かではないが、決して無爲徒事といふわけではなく、一葉帯水の彼岸とは何かと交渉談判が交はされたらしく、新羅も此の軍勢の渡洋を畏れて、和順の意志を表示したものと想はれるのである。

越えて第五年十一月、朝廷は、吉士磐金を使節として新羅に遣はされ、問責する所があり、翌年四月歸朝復命したが、此の時、かの地の鵲二番ひを獻じ、これを難波の杜に養ふことにしたといふ記録があるに見るも、一應和平解決が出来たのであらう。爾來、新羅も任那も朝貢怠ることなく、半島の船舶が筑紫を経由して難波へと、往復頻繁を見るやうになつたことも事實である。

然るに、反覆常なき新羅は、同八年に至つて、また任那を攻伐した。太子は、まさに任那急援すべしと爲し、境部雄鷹(蘇我馬子の弟、一名摩理勢)を大將軍に、穗積臣(名不明)を副將軍に任じ、萬餘の兵を授けて、新羅を撃たしめられた。二將軍は海を侵して、勇敢に敵前上陸を爲すと同時に、息をもつかず電撃して、忽ち、新羅の五城を抜くといふ

華々しい戦果を挙げた。こゝに於て新羅王は白旗を掲げて降服を申入れ、二將軍の麾下に跪いて、多々羅。素奈羅。弗知鬼。委陀。南迦羅。阿羅々の六城を割くといふ條件で和を乞うた。二將軍より此の事を奏聞して來たのに對し、太子は更に難波吉士神を新羅に、また難波吉士木蓮子を任那に差遣して、嚴しく談判せしめられた。やがて新羅は任那と共に入貢したのであるが、この時の奏表に、

天上に神有り、地に天皇在り、是の二神を除いて何ぞ亦た畏きことの有らむや。自今以後、船柁を乾さず毎歲必ず朝せん。

といふ語があつた。かうまでいふ者を許さないわけにはゆかない。神功皇后の昔の通り、根本的に恢復せられたとは言ひ難しとするも、これで御歴代解き難き宿題とされて來た任那復舊の事功は、たしか

に成就の形を見たもので、皇祖考の御遺志を承け繼いで、尊靈を慰め奉るに足る太子の大孝と申すべきであり、太子攝政中の優れた御功績の一として、讃へらるべきものでなければならぬ。

かくて我が征討軍は、凱歌をあげて歸還したのであるが、何といふ不信、狡獪なる新羅ぞ、我が軍の引きあげを見るや、間もなく、また／＼任那侵略の爪牙を磨ぎ出したのである。朝廷よりは應急の一策として、先づ百濟、高麗の二國へ使を派し、協力して新羅を牽制し、任那を、救ふべきことを命ぜられたが、十年二月には、太子の同母弟なる來目皇子を、特に撃新羅將軍に拜し、二萬五千の將兵を引率して赴かせられることになつた。然るに、皇子は圖らず御病氣にかゝられ、翌年二月九州の陣中に薨去あらせられたので、壯舉は、頓挫の止むなきに至つた。

が、しかし軍は召還されず、土師連猪手を遣はして厚く來米皇子を殯葬せしめ、越えて其の四月には、太子の異母弟なる當麻皇子（一に小鷹王と云ふ）を更に撃新羅將軍に拜して、進發せしめられた。前回の大將軍には大臣の弟を、而して此の度は、斯く太子の御親弟を任せられるといふに見るも、新羅、任那問題に對する、御決意のただならざりしことが拜察せられるのである。然るにまた、當麻皇子御下向の途中、妃、舍人姫王が御病氣になり、つひに播磨明石に於て薨せられたといふ不幸を見て、西征の事は自然遷延の形であつた。けれども、此の間、新羅は、高麗、百濟聯合の態勢や、日本の大軍が筑紫に進駐して居る威力に畏れをなし、つひに降伏の意を示すに至つたので、足かけ三年の懸軍、いろ／＼の事狀の爲めに、停滞の形ではあつたが、こゝに無血

完勝の成果を收め得たといふものである。以後、新羅、任那共に年々朝貢の禮を怠らず、太子攝政の終りまで變ることはなかつた。亦以て太子の御威徳を想ふべしである。

由來、聖德太子とさへ申せば、興隆佛法の權化の如く、造寺造佛とか、慈悲仁愛に在りましたとかいふ方面のみが、偏へに傳説されて來たといふのは、太子に關する傳記類が、幾どみな僧徒の手に成つたが爲めで、彼等は單に信仰的感情に驅られて、偉大なる太子の全人格を見奉るの眼なく、太子が崇高遠大なる理念を有られた、稀有の大政治家に在りましたといふ方面には、全然盲目的であつたと謂はねばならない。これが爲めに、太子に累を及ぼし、後世の偏固なる横議を醸すやうなこともなつたのであることを思へば、まことに恐懼に堪へないところで

ある。

遠くは繼體天皇のとき、近くは欽明天皇以來、容
易に解決の出来なかつた任那恢復の難問題を、若し
皇德太子の如き、哲人政治家が出でられなかつたと
したら、何人能く之れを解決し得たであらう。上
述の大事實により、太子が、如何に睿慮周到の政策
に意を用ひられ、如何に剛毅果敢に斷行邁進せられ
たかといふことは、十分に看取せられねばならな
い。すなはち、太子の御人格は、聰明、仁慈の他面
に、剛果の徳を兼ね備へられたる、勝れた勇者に在
らしめた點を、見落してはならぬのである。

第三節 對支外交の成功

高明、剛果、その斷すべきに當つては、一斷果決

する傾向を帯びて來た。この傾向が他の反面には、
對日輕侮の態度と成つて現はれるに至つたのは、自
然の狀勢で、これを強度に、露骨に示すまでになつ
たのが、當時の新羅であつたと見られる。端的に云
へば、三韓の後には支那が在り、此の大きな背景の
前に踊つて居る新羅であつた。いはゞ虎の威を假る
狐と云つた形である。従つて、日本が決して支那の
下風に立つものではないことを示して、支那と對等
若しくは以上の立派な國家である姿が、新羅の眼に
反映するならば、彼れが反日的態度は、根本的に影
をひそめるに至るといふのが、自明の理である。と
理論的には斯く歸結されはするものゝ、さて當時の
日本の情態に於ては、實際上甚だ容易な事ではなか
うた。それは恰も、明治維新に開國更生の一路に立
ち上がった日本が、遽かに歐米列國と對等の交際を

寸毫の假借も容したまはぬ太子、しかも、その睿智
は、もとより鏡の如く、明徹に在りますので、面従
腹背、反覆常ならざる新羅の性格、乃至、半島と大
陸との交渉關係等については、全て見透しであらせ
られた。そこで太子は、新羅が斯くも日本に對して
反噬の態度を繰り返すのは、何故であるかを突きと
められ、而して、此の歷朝の癥を、如何にして根絶
し、以て國威と平和を昂揚確保すべきかについて、
深く思を潛められ、審に討究遊ばされたのである。
半島の向ふ續きには支那大陸がある。支那が、世
界的大國であり、舊き文化を誇る偉大なる存在であ
つたことは、事實上否むわけにはゆかない。當時の
日本が、その形に於ては、到底彼れと並べ比ぶべくも
なかつたのもまた事實である。由來、事大思想の濃
厚な半島國として、傳統的に此の大陸の威壓に風靡

爲すわけにはゆかず、治外法權その他の不平等條約
を撤廢して、全く平等五角の國際的地位を勝ち得る
までには、長い年月と非常な努力とを要して、準備
しなければならなかつたといふのと同じことで、太
子が當時の支那に對して、遜色なき國家の體面を示
し、これと對等の、交際をしようといふことは、な
か／＼容易の業ではなかつた。太子の御苦心、御經
營のほど想察にあまりあるところである。太子が攝
政以來十餘年、孜孜として内治の方策を講じ、前章
に敘べたやうな、我國の制度に空前の新生面を打開
せられたのも、一に對支外交の整備にほかならな
い。即ち、其の時代に於ては、社會文化の頂峰とし
て、大陸文化の象徴として見られたところの佛法
を興隆し、肇國以來の國民精神に新しい息吹きを興
へ、神祇を崇び儒教を活用して、祭政一致の實を示

し、冠位十二階、憲法十七條を創制して、國家統治の根本を明かにすると共に、國史を編纂し、曆、日を正し、國家の威儀禮容を匡された。かくして最早彼れと對等に向ひ立ち、些しもヒケを取ることはなまいといふまでに成り、こゝに一步も譲らざる體面を具へて、大陸と交際を始められることになつたのである。

元より我が日本は、肇國以來儼然たる獨立國、しかも金甌無缺、萬邦無比の國體であること、言ふまでもないが、海の彼方に危然たる大陸を擁したる支那には、古來倨傲尊大の傳統精神があつて、自ら中華とか中國とか稱し、四邊の外國をば、東夷、南蠻、西戎、北狄と呼んで來た。日本は即ち彼等から見た東夷の一でしかないわけで、向ふで出來た『魏史』(應神天皇の頃)や『宋書』(南北朝の劉宋。わが

雄略天皇の頃)などには、我が國を倭國と呼び、日本人を倭奴などと蔑稱し、さながら一屬國かのやうに見て居た様子である。前にも引用した『翰苑』の中にも、倭國(日本)を、蕃夷部の中に收めて居るのである。舊くから、かうした風尚を以て我れに臨んで來た支那、殊に、推古天皇の頃は、隋の一統成り、やがてかの矜驕、一世を曠しうすと謂はれた煬帝が四百州に君臨してゐた時代である。これと對等の國際交渉を爲すといふことは、常情を以てすれば、殆ど不可能とも、無謀とも見られるほどの難事であつたにちがひない。それを聖德太子は、大膽勇敢に決行せられたのである。その牢固たる御信念と異常の御決意とが拜察せられるではないか。

第四節 遣 隋 使

推古天皇の十五年(紀元一二六七)七月三日、小野妹子を遣隋使に任じ、鞍作福利を通譯に添へて差遣せられたのである。妹子は春日臣の一族で、近江國滋賀の小野を領してゐた人。福利は、司馬氏の一族、即ち歸化人の裔であつた。朝廷が公然と修交の使節を送られたのであるから、無論國書を捧持せしめられたことであらうが、其の如何なる内容のものであつたかは、我が國史に記載がないので知る由もない。却つて先方の記録、即ち『隋書』によつて、その一端を、親ひ知ることが出来るのである。それは、

煬帝大業三年(丁卯)倭王多利思比古。遣使

朝貢。使者曰。聞。海西菩薩天子。重興佛法。故遣朝拜。兼沙門數十人。來學佛法。其國書曰。日出處天子。致書日沒處天子。無恙。帝覽之不悅。謂鴻臚卿曰。蠻夷書有無禮者。勿復以聞。

といふので、彼の國史に彼の國人が記した文であるから、例の自尊心で先方の都合のよいやうに書かれたものであらうが、こゝに『倭王多利思比古』と呼びかけて居るのは、聖德太子の事であらうと思はれる。推古天皇は女帝であらせられるから『比古』とは申される筈がない。太子の御名とすれば、『足彥』などいふ御稱號(或は御名か)もあらせられたのかと考へさせられる。それは明確ではないが、恐らく太子は、尊大不遜なる隋帝が、若しや日本は女性の天子かと、輕侮するやうなことはあるまいかとの、綿

密な御注意から、攝政の御位置を以て、御署名になつた者ではなかつたかと想察せられる。「使者曰はく」は、小野妹子が、大に外交的辭令を弄した様子を見るに足る。次に「其の國書に曰はく、日出づる處の天子、書を日没する處の天子に致す、恙無きや」とこれは、我が國書の冒頭の語をそのまま寫し載せたものと見られるが、この僅々十四字の上に、太子の軒昂たる御氣魄、凜乎たる御精神の、横溢し生動するを覚え、千載の下なほ吾等日本國民の血汐を、沸騰せしむるものがあるではないか。コチラも天子、向ふも天子と、對等に呼びかけて交際を求められた。而も同じ天子でも「日出づる處」はバツと明るく景氣がよい、が、「日没する處」では、何となく影が暗く、陰氣なこと夥しいのを直感せざるを得ない。東方の天子と西方の天子との意に外ならぬと言へば、

事實それに相違ないものゝ、日出、日没と對照されては向ふは面白くない……朝日の天子から夕日の天子に物申す、御達者でござるか……と云つた口調。これを受けた相手が、人もあらうに、世界を我が物顔の隋の煬帝なのだ。どんなに驚き面喰つたことか、そして、どんなに忌ましく、腹立たしく思つたことか。「鴻臚卿に謂つて曰はく……」外國使臣を應接する役人を怒鳴り散らして「蠻夷の書、甚だ無禮である、此のやうに無禮なものは、今後二度と奏聞するな」と曰つたといふ、その時の煬帝の遊面が、臉に描かれるやうな氣がする。痛快といへば、けだし痛快至極と謂ふべきであらう。

しかし、さすがに一代の雄を謳はれた煬帝ではある。聖徳太子の公明正大なる精神、態度は、彼れも容認しないわけにはゆかなかつた。此の間、向ふの

要人達に巧みに取り入り、奔走周旋、これ力めたであらう小野妹子の、尋常ならぬ外交的手腕と功勞とは、大に認めなければならぬ。かくて、つひに兩國對等の修交の道が開けることになつたのである。その時の煬帝の心境を點描して居るとも見られる文句に、

猶怪^ニ其意氣高邁^一。遣^ニ裴世清等十三人^一。送^ニ蘇因高^一。來觀^ニ國風^一。

とある。蘇因高といふのは、小野妹子を隋朝で呼んだ名である。兎に角、煬帝は我が國書に對して、一度は無禮なりと怒つたが、その意氣の壯なるには打たれるものがあつて、また思ひ返し見なほす氣になつたらしい。その心境變化の跡が察せられる。つまり、此のやうな國書を寄越すやうでは、日本の文物も或は相當のものかも知れない。人を遣つて實地を

見分させて見よう、といふ一種の好奇心に驅られた様子も見えるのである。

小野妹子、隋に滯留すること約一年、翌大業四年即ち我が推古天皇の十六年、隋の答禮使、裴世清、外、十二人と同行で、百濟經由、筑紫着の順路を以て歸朝することになつたのである。太子は豫め難波の高麗館の上に、隋使の爲めの新館を造らしめ、難波吉士雄成を筑紫に遣はして出迎へさせられた。一行の筑紫着は四月、難波着は六月であつたが、そこには、眼もあやなるばかり美々しく飾り立てられたる船^{ナニ}三十艘が仕立てられて、江口に出迎へ、中臣宮地連麻呂。大河内直繼手。船史王平。等が掌客の役として新館に案内し、至れり盡せりの歡待を爲したのである。裴世清はまだ上陸もしないうちに、早くも驚異の眼を睜らせられたことであるが、新館

に入つて後の厚遇、次では四天王寺の輪奐や、またそこで奏せられた舞樂など、すべてが満足と感歎とに陶酔せしめられるものばかりであつた。かくて旅愁など惹く間隙もなく、難波に滞留すること二ヶ月、この間に彼等は、これまで豫想してゐた日本に對する認識の不足も錯誤も、既に十分是正し得た。それからいよ／＼難波から大和の帝都へ、本格的國賓として、迎へられることになつたのである。

それは其年の八月であつた。その時の儀禮は、先づ綺羅美やかに飾り立てた騎騎七十五頭を以て、大和の海看榴市の衢に迎へしむとある。それより進んでいよ／＼飛鳥の朝廷に参内したのであるが、宮中の百官は、前に制定せられた冠位十二階に従つて、それ／＼盛裝し、紫の大徳冠を上位に、青赤黄白黒と位次によつて五彩燦然たる冠服を着け、冠にはま

た各々當色の鬘華を挾してゐた。正面高御座には、畏くも、推古天皇、並びに攝政聖德太子出御。調を賜ふといふ聖儀、裴世清はその莊嚴と神々しさに頭も上げ得なかつたことであらう。阿倍臣鳥。物部連依網の二人が導者として使臣を階廷に導き、隋國の信物を几上に獻じ、煬帝の國書を捧げて再拜すること兩度、使の旨を言上して敬んで起立すれば、阿倍臣出で、其の國書を受けて進み、大伴嚙更にそれを承けて、大前の机上に置き、謹み奏聞して退くとある。隋の國書にいふ。

皇帝問_二倭皇_一。使人長吏大禮蘇因高等至具_レ狀。朕欽承_二寶命_一。臨_二仰區宇_一。思_レ下弘_二德化_一。罩_レ被_レ含_レ靈_レ。愛育之情。無_レ隔_二遐邇_一。知_レ皇_レ介_二居海表_一。撫_レ寧_レ民族。境內安樂。風俗融和。深氣至誠。遠修_二朝貢_一。丹款之美。朕有_レ嘉焉。稍

暄。比如_レ常也。故遣_二鴻臚寺掌客裴世清等_一。

指_二宣注意_一。並送_レ物如_レ別。

と、辭句婉曲ではあるが、『皇帝、倭皇に問ふ』と見下し、先の『日出天子、日没天子』の返報をした口調、その他『朝貢を修む』だの『朕嘉みすること有り』だのと、まるで屬國に對するやうな用語、依然として傲岸なものである。無論、これに屈從するが如き我が太子ではあらせられぬ。太子は更に巧妙なる外交工作を施されるのである。

裴世清は、兎に角、完全に使命を果たした。一行は大和朝廷の恩命を謝し、歸國復命すべき期となつた。此のとき、太子は小野妹子に旨を含め、之れと同行して再び渡隋することを命ぜられたのである。蓋し隋使等をそのまゝ、『左様なら、御苦勞様』で歸したのでは、謂はゆる去る者、日に疎しの例で、彼

等が長い／＼船路の旅をつゞけて行くうちには、日本で強く受け込んだ感銘も、日と共にうすらぎ、深く刻まれた印象も、次第にボヤけると云つた心理變化が、どうしても生ずるであらう。そんなことで、いよ／＼隋朝に復命するといふ段になつて、『倭國はやはり倭國です。東夷の域を脱して居りません』なんかとやられた日には、一年越し折角の心盡しも水の泡、九俛の功を一簣に缺くの結果に了る。かうした機微を洞察せられた太子は、妹子を二度の遣隋使として、裴世清等と同船せしめ、日夕歡談のうちに、ともすれば薄らぐむとする彼等の印象に、チクリチクリと、隨宜の注射を打たせることに、せられたものと見られるのである。この注射が、利いてゐた爲めに、煬帝も裴世清の復奏を聞いて、日本の相貌を認知し、大に考へなほしたやうである。前年のやうに

「蠻夷の書、無禮……」などと一喝を喰はすやうなこともなかつたらしい。ところが此の二度目の使節として、妹子が呈した我が國書が、また實に堂々たるもので、煬帝の返報を超えて更に返報をした形であつた。それは「日本書紀」にも載せてあり、有名な文辭で、

東天皇。敬白ニ西皇帝。使人鴻臚寺掌客裴世清等至。久憶方解。季秋薄冷。尊候如何。想清念。此即如常。今遣大禮蘇因高。大禮乎那利等。往。謹白不具。

とある。これは恐らく全文ではなく、一部分の抄録であらう。第一回の時の國書には「日出處天子……日沒處天子」とあつて、お互ひに天子で對等五角であつたが、今度はこちらが天皇、向ふは皇帝で、たゞ東と西、朝日と夕日といふ如き、方角や地理的

相違のみではない。天皇は日本に於て至上の位、皇帝は支那に於ては、三皇五帝を兼ねた最上位の名とせられるのだから、天皇と皇帝は、對等と見れば見られないことはない。皇帝と呼びかけられて、煬帝も「無禮……」などと、怒るわけもなかつたであらう。また用語の妙と言ふべきか。だが我が日本に在つては、天皇と皇帝とは決して對等のものではないので、天皇は最上位、皇帝は其の次位と見なされるのである。(桓武天皇の皇太子、早良親王の薨後、崇道天皇と追號せられ、「日本書紀」を撰修せられた舍人親王は、淳仁天皇の時、崇道盡敬皇帝と追尊せられて居る。等しく皇族では在らせられたが、皇太子であらせられた早良親王と、然らざる舍人親王との御追尊に、天皇號と皇帝號との相違あることは、勿論、後の時代の事ではあるが、注意すべきである。)

聖德太子は、かうした微妙な點にも意を潜められ、終始日本の體面を彼れと對等、更に一段上に置かれたものと拜察せざるを得ないのである。

此の二度の遣隋使は、正使は言ふまでもなく小野妹子で、副使は吉士雄成。通事は前と同じく鞍作福利であつたが、他に八人の隨行があつた。倭漢福因。奈羅譯語惠明。高向漢人支理。新漢人大國の四人は學生として、新漢人曼。南淵漢人請安。志賀漢人惠隱。新漢人廣濟の四人は、學問僧として遣はされた。いづれも歸化人の裔であるが、是等の人々が隋に學んだ知識を大化の改新に役立たせて、多大の働きを爲したことは前に言つた如くである。妹子が再度の入隋は、裴世清等の心境に注射の爲めといふ機微もさることながら、それは途中に於ける役目で、向ふに到着後の外交使命は、更に大きいものがあつ

た。即ち彼れと親交の度を深めると共に、大陸文化の長を採つて我が利福を増さむが爲めであつたことが、そのより大なる使命であり、究竟の目的であつたといふ點を看過してはならないのである。

第五節 千古不滅の國輝

小野妹子が、二度の使命を果して無事歸朝したのは、翌十七年九月であつた。妹子が隋に於て、如何なる活躍を爲したか、その言動を具體的に示す記録がないのであるが、傲岸なる煬帝と、それを取りまく尊大な要人達の間を周旋し、我が國の體面を傷つけないやうに折衝を重ねて、さしもの煬帝をして、「其の意氣の高邁なるを怪ましむる」までに突つ込み、つひに答禮使裴世清を引つ張つて來るまでに漕

ぎつけたといふ事實は、何と言つても大々の成功であり、我が外交の勝利と謂ふべく、現代のやうに電信電話で、即時に本國政府と打ち合せをするとか、講訓を仰ぐとかいふわけには、ゆかない千三百年も昔のこと、それは全く四面楚歌以上の情境であつたらう中に立ちまはつて、克く此の成果を收め得た彼は、その辯舌識才度胸、すべてに於いて、非常に勝れた人物であつたにちがひない。

かういふ説も傳へられて居る——妹子が裴世清等を伴つて歸朝したとき、『隋より三韓を経て歸る途中、隋帝よりの親書を、百濟で掠め取られて喪失したので、捧呈することが出来ませぬ』と奏上したといふのである。これは、由々しき大問題でなければならぬ。騒然たる物議を沸き立たせたのは當然で、群臣相議して『使臣は死すとも、國書を失ふべきではな

い。何ぞ怠りて、大國の書を失へる。其の罪重大なり』と、つひに流刑に處する旨宣告された。しかしやがてまた勅命が下つて『妹子が國書を失つた罪は重大であるが、此の際遽かに處斷すべきではない。外國の使客に對しても面白くない』といふ意味を以て、特に不問に附せられる形となつたといふ。これについても、太子の深き思召が認められてあつたのだと、いろ／＼解釋されて居ることであるが、大體次の二つの意味に取られて居るのである。

其一は、太子が群臣の議を採つて、其の罪を罪とし、妹子を流刑に處すと處斷せられたのは、法の嚴肅公正を示されたものであり、次いで勅を仰いで、一旦罰せられたのを特に赦免せられたのは、其の功を功として、殊恩を施されたもので、御制定の『十七條憲法』第十一條に『明かに功過を察し、賞罰必

ず當てよ』の明文を、如實に活用せられたものであり、また第六條の『惡を懲し善を勸むるは古の良典なり』の精神をも具現せられたものであつて、恩威並び行はるゝ徳治の要諦を發揮せられたのだと稱讃して居るのである。

其二は、妹子の立場に對する同情と理解とを寓したもので、それは、妹子が例の『日出處天子……』の國書を呈して、煬帝をして『蠻夷の書無禮……』と言はしめたほどの彼我の情勢に於て、對等の國際修交などとは、全く取りつくシマもない有様であつたのを、妹子畢生の智慧才覺を絞つて、或は我が國體皇室の尊嚴を説き、或は聖徳太子の英明、佛法興隆、冠位、憲法、等々を語り、要路の大官達とも如才なく親交するなど、百方外交工作に全力を傾けて奔走した結果、隋帝の親書を受け、答禮使を同伴し

て來るといふまでの成果を得た。ところが、何としても困つたことには、舊來傳統の支那式面子といふもので、其の親書なるものが、非常に尊大高昂の態度を以て、日本をまるで屬國扱ひにしたやうな修辭を弄してあり、到底そのまゝ、我が朝廷に奏聞するに堪へられないものであつたから、百濟で喪失したなどと申し立て、奉らなかつたのであらう。聰明なる太子は、此の外交の如何に至難であつたかは、もとより御承知であり、たゞ一回の交渉でスラ／＼と運ばれるわけにはゆくまいと、尙ほ種々御考慮をめぐらされて居たであらう。然るに妹子が裴世清等を同道して來るといふ、豫期以上の成功を見たのであるから、どんなに歡ばれ満足に思召されたことであらう。そして妹子が隋帝の親書を失つたといふ申し出でに對しても、炯眼明察の太子は、早くも其の眞

相を看破して、彼れが自己一身に罪を背負つてまでも國家の爲めを思ふ其の苦衷を、深く憫ませたまふたことであらう。これによつて一旦は群議を以て、妹子の罪科を明にせられたが、また勅命を仰いで赦されたのだ。妹子の苦衷、太子の周到なる御用意、並せて想察せねばならぬと解釋されるのである。この二説、共に條理明かに立ち、吾々をして十分首肯せしむるに足るが、一層この二つの見方は一つにして、太子は、妹子の罪は罪として罰し、功は功として賞して、功過賞罰必當の嚴正を示された。それには妹子の忠實と苦衷とを明察して、寛容さるべき事情が潜在してゐたからで、かくて殺活自在、恩威並行の治體の要妙を得、對内と對外との大局に於て、縦横無碍なる成果を收められたのである。といふ風に見てよいと思ふのである。

以上の如くして、日本は、當時に於ける世界最大最強、最文明國たる支那と、對等五角の修交關係を結んだ。即ち千三百餘年前、既に日本は世界二大強國の一となつたと謂へるのである。前來彼て來たやうな、當時の三韓事情と云ひ、支那大陸の傳統的態度と云ひ、若し日本が何ら覺醒することもなく、依然として通譯外交、追隨外交、依存的な軟弱外交を續けて居たものとしたならば、果してどのやうな事態を見たであらうか。隋の煬帝は、豪華を好んで盛に土木を起し、また放膽不羈、遠征を事として、東は三韓を脅かし、西は吐谷渾(慕容氏族)を伐ち、南は臺灣を服し、更に交址國(今の佛印)まで從へるといふ勢ひで、日本を東夷倭奴と呼ぶくらゐは當然、或は本當に屬國として臣従せしめる考へで居たかも知れないのである。見やうによつては、實に我

が國家の存立をして危殆に瀕せしむる狀勢であつたともいへよう。此の際に、聖德太子の英明と、小野妹子の如き才腕忠誠を以て獻身奉公するあつて、徹頭徹尾、自主的外交に勝利を收め、金匱無缺の國體を護り得たばかりでなく、國光を輝かし、國運を新にし、採長補短、我が文化の基礎を拓き固めて、駸々たる紹隆發展の聖世を、見るに至つたといふことはまことに國家の大慶と謂ふべく、其の御功績は眞に千古不滅と讃へられねばならない。

煬帝は、妹子が最初に遣隋使として渡航した時より十年後、國內漸く亂れ、推古天皇の二十六年に叛臣の弑害に遇ひ、驕る平家久しからずと云つたやうな悲惨な幕を閉ぢたが、次の時代、支那古今の隆世と謂はれる唐の文化は、隋の世に其の素地が築かれたものである。而して、舒明天皇の二年、初めて

犬上御田鍬を遣はして、謂はゆる遣唐使の例を見たのは、妹子の遣隋より廿四年目、聖德太子薨後九年目のことであり、爾來、歷朝——宇多天皇の時菅公の進言により廢止まで——遣唐使を送つて、年々に彼の文化を採り入れられたのも、實に聖德太子に依つて開かれた、國際一路の第一歩の跡を踏みつづけられたものである。

第六章 文化上の御功績

第一節 外國文明の攝取

太子は慎重周到の用意を盡備して、前敍の如く、

當時の世界一等國たる隋と對等の國交を修め、國運を新にせられたが、此の自立的外交の勝利から、どのやうな結果を齎らされることになつたか。それは實に我國有史以來空前の、そして不滅の、燦然たる文明文化の華を開かしめたのである。それはさうあるべきことで、從來、儒教にせよ佛敎にせよ、すべて大陸に成長發達したものが、陸續きの半島に入り込み、半島から海を越えて我國に傳來するといふ経路であつたのが、本家本元の大陸から、一路直輸入が出来ることになつたのだから、同じ儒敎、佛敎にしても、その他の文物技術、何でも雜音の交らないものが來ることゝなつたのである。少くともガラスの窓越しに眺めてゐた庭の花を、窓の戸を取り拂つて、直接本物を眼の前に観るといふほどの相違がある。また喩へば、同じ野菜にしても、街の八百屋に

店ざらしになつて居るものと、お百姓さんから、畠でちかに買つたのでは、味も匂ひも、其の新鮮さは比較にならぬと云つたあんばいで、同じ受け取る文化でも、直接と間接とでは、その影響の深さに廣さに大へんなヒラキのあるのは、當然といはねばならない。

小野妹子を、二度目の使節として、裴世清等を送らせながら、隋に遣はされたとき、八人の留學生、學問僧を一行のうちに加へて遣されたことは前に云つたが、この人々はいづれも熱心勉強、實に根氣よくも學んだもので、留學の期間數十年に及んで居る。記録によると、舒明天皇の二年に、最初の遣唐使として送られた犬上御田鍬、藥師慧日等が、同四年十月、唐の遣日使臣高表仁を同道して歸朝した一行と俱に、先に小野妹子に伴はれて隋に留學した僧

旻等が歸つて來たとある。算ふれば、推古天皇の十六年渡隋より、二十五年目で、隋はその後十年にして滅び、唐の高祖の世九年も過ぎた太宗の貞觀六年のことである。更にそれより九年目、即ち舒明天皇の十二年（唐太宗貞觀十四年）十月に至つて、高麗、南淵、請安等が歸朝したとある。これは實に三十三年の長年月を、隋唐の留學に暮らしたといふ驚歎を値する記録である。これらの人々は、聖徳太子によつて、養成された國家有用の人材であつたと謂はねばならぬが、これは太子の薨後十年、二十年も経てから歸朝したのだから、直接には、太子の御役に立つものがなかつたのは、止む得ない。しかし、これほどにミツチリ學んだ彼等の實力は、太子の理想を繼承して實現せられたともいふべき、大化の新政に參畫して、大に貢獻されたのであるから、

太子の恩德に酬い奉つた意義は、十分であると云ひ得られるであらう。

太子が直接に御參考になる資料を、最も多く提供したのは、何と云つても小野妹子でなければならぬ。非常に優れた才能と識見との有ち主であつたと見られる妹子が、兩度の大陸往返によつて得たる新知識は、蓋し尋常のものではなかつたであらう。それを一々聽いて受け取られる太子が、一を聞いて十を知り、百を聞いて千を悟るといふ聖智を以てせられたことであるから、どんなにそれを御自身の……イヤ、我國家の生命線の上に糧として攝取せられたことであらう。なほ妹子歸朝から五年後の二十二年には、重ねて犬上御田鍬を隋に遣はされて居るし、また從來私にちよい／＼交通して居た兩國民も、既にかうして公の國際一路が開かれてからは、日増に

彼我の往來の繁くなつたであらうことも想はれるし、半島からも、相當の人物が、ますく慕ひ來つて歸化するといふわけで、御幼少より、早く各方面の知識に、造詣深き素地を有せられた太子の御壯年時には、さうした新たなる進展情境から、實に多量の參考資料を得させられ、十分に消化し活用遊ばされたであらうことは、極めて自然の結果であつたと謂ふべきである。

推古式といへば——一部偏狹論者の攻撃の如きは取り上げずとするも——直に佛教文化の異名でもある如く觀られるほど、それほどに佛教中心の色彩を帯びて居るのは事實である。が、またこれにも當然さうあるべき理由があつた。それは、當時に於ける大陸文化の中心が佛教に在つたので、後漢の明帝永平十年（我が垂仁天皇の九十六年、皇紀七二七）

に、初めて印度から傳來したといはれる支那の佛教が、爾後約五百年間を経た、隋唐時代に至る、謂はゆる漢魏六朝時代に於いて、盛に印度、西域から移入され、傳譯の事業は幾んど成し盡されたので、南北朝の末葉より隋唐の時代に及んでは、それが漸次支那の國家社會に浸潤し同化し、純然たる支那佛教の建設へと整理され組織された。華嚴、三論、天台、法相、禪、念佛、律、密教、等の諸宗旨が、次ぎに體系づけられたのは、隋から盛唐の間であつて、支那文化史上の最高峰と謳はれる隋唐の世は、また實に佛教の黄金時代でもあつたのである。かくて佛教は、大陸に於ける文化思潮の主流と成り、社會生活の各方面に指導原理となつた觀を呈した。而して太子が大陸との交渉を打開せられ、その文化を取り入れ、大に之れを利用し活用せられたのが、恰もか

うした時代思潮の初期に屬するので、推古式といへば、何としても佛教の色彩を濃厚に帯びるものであつたのはもとより、當然といはねばならないであらう。

佛教中心の推古式文化、それは形に於ては、時代思潮といふ大きな流れに棹したものであつた事實を否めないとするも、太子によつて打ち建てられた文化は、その内容に於ては、單に大陸文化を移入したもののものではない、飽くまで日本独自の文化であつた點に特に注意しなければならぬ。諺に『大石は逆流す』といふ。溪谷の小石は、滔々たる水の勢ひに、下流へへと押し流されるが、巨巖大石は如何なる激流氾濫にもビクとも動かないで、上から打つかる水が、渦を巻いて、底部を掘り下げるために、つひには上方に向つて轉倒するのを、偉人が、世の時潮俗

流の上に、屹然卓立する姿にたとへて言つた諺であるが、太子が、推古の朝に攝政として立たれ、内治外交に當らせられた、巖然不拔の御態度と、御精神とは、正にそれであつた。内に閥族封建の積弊陋習を打破せられたのもさうであるが、外、大陸との國交を開き、世界的文化を輸入採用せられるに當つても、先づ日本精神といふ大磐石を押し立てられての上であるから、たとひ佛教、儒教、あらゆる學術技藝の時代的潮流に、どのやうに洗はれようと、牢乎微動だもせざる或るものがあつた。華かなりし推古式文化に内包された、此の骨格神髓を見落してはならぬのである。

願れば、明治維新後、歐米の物質文明は、眞に大河の決する勢ひで、滔々として流入し、國民をして幾んど眩惑せしめ、應接に遑なからしむるの觀を呈

し、大正に及ぶ數十年間に、未だ曾て見ざる長足の進歩發展を見ることを得たが、此の間一部には、誠に憂ふべき時代相の變現も少くなかつた。それは外來文明に陶醉せる流弊で、西洋の物と云へば何でも舶來と稱して、特別上等の意味に通用したり、洋行歸りは誰でも偉い人に見られたり、横文字を自由に讀み書き出来れば、大學者先覺者として敬はれたり、と云つた風な淺薄さで、これが段々思想的にも浸蝕して、自然主義、利那主義のやうな頹廢氣分にも墮し、さうかと思ふと反動的に、トルストイから、親鸞、法然、釋尊などが盛にかつぎ出されるといふ一時もあり、デモクラシイ、自由主義から、更にマルクスの唯物史觀でなければならぬかのやうな主張も出で、走馬燈のやうに變轉したが、それらは謂はゆる小川の石で、時流に押される現象に過ぎない。

これではならぬといふので、斷乎國體明徴が絶叫されるに至り、明治天皇の五箇條御誓文、憲法發布の大詔の御精神、即ち聖德太子の御理念とせられた、肇國の大精神に立ち戻つて、こゝに振古未曾有の劃期的新時代、昭和の聖世を仰ぐことはなつた。思へば外來思想の今昔、感慨いと深きものあるを禁じ得ない。

聖德太子は、當時の世界的新文明を、盛に導き入られ、大に佛教を興隆して、國政改善の基調を、道德宗教の方面に求められたが、漫然と舶來の新奇を喜ぶとか、新思想を銜つて、外國の言葉を眞似るとか、そんな淺薄きはまる態度を取られるやうなことは、微塵もなかつたのは言ふまでもない。私は持論のひとして……言葉は國の手形だ、若し國民が自國の言葉を輕んじ、他國の言葉を以て意志を通じ、思想を表

現しなければならぬといふやうになつては、最早亡國である。國語を尊重し、これをいよく盛にするといふことは、國運發展の第一義でなければならぬ……と、よく言ふのであるが、かのアングロサクソン——今や崩壞の急坂を轉落せんとするの運命に瀕しつゝある形だが——米英が、その領土内に太陽の没することはないとか、七つの海はすべて我が自由だとか、途方もないつけ上つたことを敢て放言するまでに、其の勢力を張つた全盛時に於ては、英語が世界語でも、あるかに思はせた事實を何と見るか。國運と國語、これは由々しき意義を含んだ、一問題でなければならぬと思ふ。

日本が、古く支那の文明を輸入すると共に、支那の言葉、謂はゆる漢語が、次第に日本語の代用をするやうになり、固有の日本語は、いつしかその伸長

發達を沮害せられることになつたのは、遺憾千萬である。これにつけても、若し聖德太子以後に、太子ほどに日本精神を中心とし、國語尊重の態度を以て、國民文化を指導せられる高識の相繼いで現はれることがあつたならば、かくまで漢語のために、日本語の衰亡を見ずにすんだであらうにと、つくづく歎息せしめられるところである。

唐代に出來た書物で「翰苑」といふのがある。それは支那では早く散亡して居るので、内容全貌は親ひ知るに由ないが、珍らしくも其の最終の第三十卷だけが殘存し、現に筑前太宰府の西高辻男爵家に秘藏されて居り、先年京都帝國大學から、複製して頒たれたこともある。その一卷の中に、我が推古天皇の朝に制定せられた冠位十二階の事を述べてあるのを見出す。それによると、第一位を「麻卑兜吉寐」

と萬葉假名で表はし『華言大徳』と註釋が加へられてある。あの十二階は、大徳小徳、大仁小仁、大禮小禮といふやうに漢吳音で呼んだものかと思つて居た吾々は、これを見て驚き入ると共に、太子の國語尊重の御精神を知つて、恐れ入つたことである。まだ日本文字を有たなかつた當時に在つて、價宜やむを得ず、支那の文字は借り用ふるが、言葉までは借りないぞ。外國文明の長所は採り入れるが、固有の國民精神は斷じて失はぬぞ。といふ此の尊き精神、牽き信念、これが實に太子の外來文化輸入の、本面目であつたことを知らねばならないのである。山鹿素行は『配處殘筆』の中に、

上古に、聖徳太子ひとり異朝を貴びず、本朝の本朝たることを知れり。

と言つて居るが、さすがに、達識明眼の士の知言

と謂ふべきである。このやうな信念と用意との下に、太子によつて盛に輸入せられた外來文明は、一たび太子が自主的同化の垣塙を透されると、鐵を點じて金と成す如く、忽ち外國のものではなくなり、總てが日本文化として溶け込んだので、それは、有形的な物質文明の日本化といふばかりではない。傳教も日本化した。佛教も日本化した。そして佛教と共に各種の工藝美術、即ち、建築、繪畫、彫刻、織物、刺繍、音樂、等々に至るまで、みな日本のものとして同化した。而もそれらが、在來の舊文明とシツクリ調和しつゝ、特殊の發達を遂げたのである。それが一千三百餘年を歴た今日に遺つて居るので、それによつて見るも、謂はゆる推古朝の文化が如何に高級のものであり、如何に燦然たるものであつたかを、十分想像せしめられるのである。

第二節 美術工藝

太子の文化上の偉業に對して、曾て或大學教授が『その御遺績には、今日の綜合大學に包含されてゐる有らゆる學科の部門が、悉く網羅されてゐる。政治、外交、哲學、宗教、道德、文學、曆算、修史、醫術、工藝、美術、音樂、舞伎、土木、建築、造船、農業、經濟、等……太子の御一生ほど、是等多方面の日本文化に關係ある人物は、他に例を見ない。太子は、千載を以て一聖を待ち難しと（十七憲法に）仰せられたが、太子こそ眞に我が日本國一千年間の一聖にましましたわけであると』絶讃したが、まことに其の通り、決して溢美の言ではないのである。佛教徒は、太子を日本の教主、我國の釋尊とまで

稱して景仰するが、また古くより民間では、職人達は百工の元祖として『太子様』と呼び『太子講』といふものさへ作るといふほどに、崇拜されて來たものである。以て太子の鴻業偉徳が、有らゆる方面、特に工藝方面に、如何に汎く根強く影響感化を與へて居るかを、想ひ見るべきである。

新文明の接觸により、その民族生活の表面に、最も顯著なる變化を示すのは、建物、服裝である。明治維新、開國日本の新しい相貌の象徴として、尖端を切つたのは、チョン髷がザン切りとなつた頭の上に、シャツポを載せ、洋服に蝙蝠傘またはステツキ、キユツ／＼と鳴る皮靴と云つたハイカラ姿。そして到るところの御役所や、およそ大厩高樓が、煉瓦造かペンキ塗りの西洋館……と云つた風で、之れが謂はゆる文明開化の異名かのやうに、人の目を眩らせた

ものである。推古の朝の新文化は、これほどの大變化でもなかつたであらうが、しかし第一に注目を惹く大きな改新の様相は、矢張り建築衣服の上に現はれられたのである。

我が國上流の服装が、支那風に變化したのは、可なり古い時代からで、雄略天皇の御代以後、一大段を劃すと謂はれて居るのであるが、聖德太子攝政の世となつては、十二階の冠位創制といふ一大改新を見て、正服正装には華奢を着け、五彩燦然たる衣冠儀容が、隋使裴世清等をして、瞠目せしめたことは前に述べた如くである。かうした衣料の需要關係から、種々の織物、巧織を究めた綾羅錦繡が作り出されることになり、元興寺の緋像や、中宮寺の繡帳（天壽國曼荼羅）の如き、絶妙なる工技を見るといふほどに發達を遂げたのである。

衣服より幾層も人目を驚かす變化發達を示したのは、建築方面であつた。これは佛教傳來以來の副産物として、造寺造塔の上に顯著に見られたもので、推古の御代に、始めて現はれたといふのではない。

『日本書紀』によつて見ても、敏達天皇の六年（太子攝政となる十六年前）大別王を、百濟の宰たりしめ、その歸朝に當つて百濟から、經論、律師、禪師、佛工と共に、寺工六人を獻貢して居るし、それから十一年後の崇峻天皇の元年にも、百濟より佛舍利を獻じ、並せて寺工太良美。太文買古子。鍬盤博士將德白味淳。瓦博士麻奈父奴陽貴。文昔麻帝彌。畫工白加などを貢したことが記されてある。これは蘇我馬子が元興寺建立に着手した年であつた。かくして我が國建築の様式には、漸次著しい進歩變遷を見たことであるが、此の時より更に五年を過ぎ、太子が攝

政となられた推古天皇の元年以後に至つて、更に一大飛躍的なる、豪華輪奐が見られるまでになつたのである。

太子の時代には、官闕にしても、貴族、豪族の邸宅にしても、尙ほ寧ろ保守的で、非常の變化はなかつたやうであるが、寺院堂塔の建築には、眞に劃時代的新文化の最高峰を示すほどの、様式を現出するに至つたのである。此の寺塔の形式は、古來の我が建築には全く見ることの出来なかつたもので、御所や館邸など、いづれも木と草の類で出来たもの、謂ゆはる『千木高しく、宮柱太しくて』の様式で、即ち土臺礎石はなく、柱をぢかに地中深く突き立て、屋根は草や藁を以て葺き、四圍に壁土を塗らず板圍ひで、極めて簡素單純なものであつた。今のお宮の造りにその名残りを留めて居ると謂はれるが、

民屋などは、何のことはない山間に、今でも往々見受ける堀立小屋の程度であつたらうと思ふ。それが佛教渡來以降、佛寺が諸處に造立せられるやうになつては、全然往時には見られなかつた大陸の建築様式が採用せられ、礎石土臺をガツチリ固めた上に構築し、柱の上に組物を置いたり、蛙股を用ひたり、屋根には反りを作つて曲線を現はしたのも珍奇とせられたが、更に屋根の上には瓦といふ物が初めて置かれることになつた。なほまた、内部には金具や彫刻を施すなど、曾て見ざる様相が新しく出現したのも、一般の人目を惹いたことであらう。さうした寺塔も、太子攝政の推古朝以前には、まだそれほど、大したものも見なかつたのであるが、前に敘べたやうに、推古の元年には四天王寺が建ち、同四年には法興寺（元興寺）が成り、同九年には、斑鳩宮が營ま

れ、そこに隣接して工事中であつた法隆寺が、同十五年に論奥壯嚴全く竣成を見た。鞍作鳥が勅を奉じて造つた、有名な金銅丈六の佛像並びに繡像を、法興寺の金堂に納めたのは、此の前々年なる十三年のことであつた。今日に於ても世界的至寶とまで、いはれる法隆寺の如き豪華な堂塔伽藍が、千三百餘年も前の時代、堀立小屋のやうな民屋まばらに散在する中に、堂々雲を衝いて聳え立つのを觀て、當時の人々の驚異と感歎とは、如何ばかりであつたらうかと想はれる。かくて佛教の興運と共に、謂はゆる太子本願の七寺、その他貴族、豪族達發願の寺塔が、次々と各地に造立せられるに及んで、新しい建築様式も、次第に數多くなり増さり、工藝技術の進歩もそれと正比例的に促進せられたのは、必然の狀勢であつた。

佛教興隆に伴ふ重要條件として、堂塔伽藍と双んで不可缺のものは、そこに安置すべき本尊、即ち佛像が必要なので、こゝに鑄塑、彫刻、また佛畫の技術が、當然に發達することになつた。前に太子の遺蹟を語つたところに特記された藥師像、釋迦像の如き、その他國寶として列擧した數々の傑作も、相次いで現はれるやうになつたのである。更に佛寺佛像に附隨して種々の莊嚴(裝飾)法器、道具の類、壁畫、刺繡、等々、即ち建築、彫刻、繪畫、有らゆる工藝美術が、蔚然として興盛する結果を見たのである。

『日本書紀』によれば、推古の十二年九月、太子は黃書畫師。山背畫師といふものを定められたとあり、『太子傳曆』で見ると、此の外に、實秦畫師。檜畫師といふのがあり、之等各處に置かれた畫師は、

「其の戸牒を免じて永く名業と爲す」と記されてある。即ち官選畫家を各地に置いて、専門の家業たらしめ、租税を免除して、大に保護奨勵せられたことが知られるのである。鞍作鳥は、佛師の祖といはれるが、かの法興寺の金銅佛像と共に繡像を作つたといふに見れば、繪畫も善くしたことが想はれる。また

『天壽國曼荼羅』の末尾に「畫者東漢末賢。高麗加西溢。又、漢奴加利己」と記されてある如き、此の頃には、繪畫は既に可なり發達して居り、名手も少からず輩出して居たと思はれるのである。

また十八年三月には、高麗から曇徴と法定といふ者が來貢したが、此の曇徴は學者で五經に精通すと謂はれ、また紙墨彩色のことに明るく、後代の謂はゆる白麻の硬紙は曇徴の製法を傳ふるものであるといふ。紙と墨そして繪の具、これは美術工技には無

くてならぬもの、こゝに此の部面も、繪畫、寫經等と足並をそろへて、急速の進歩を見るに至つたのである。曇徴は多藝多才の人で、外にも種々の目新しい物を作つたやうであるが、特に注意せられるのは、碾磑を造つたといふことで、これが日本に碾磑ある初であるといふ。

二十年には、百濟から、一人の珍しい男が歸化した。それは、顔も身も白癩のやうであつたので、氣味のわるい非人として、島へ棄てられようとしたのであるが、その人抗言すらく「私を棄てるといふのなら、御國には白斑の牛や馬も飼ふことはならぬ筈ではないか」と、これは成程一理窟である。彼れ更にいふ「私にも一つの才能があります。棄てずに用ひられるならば、御國の利益になりませう」と、そこで、島流しの事は見合せ、留めて用ふることにな

つたのであるが、此の者は築山を造ることに妙を得て居り、特に須彌山の形を巧みに構造した。また雅趣に富んだ吳橋を南庭に造つて見せた。時人は彼れを呼んで芝香摩呂と云つたが、また路子工とも呼んだといふことである。吳橋といふのは、橋に勢ひあるもので、即 唐橋と稱するのがそれである。須彌山の構造はこれより盛に流行を見て、到る處の佛寺内に造られ、また蝦夷、倭人など、化外内附の者を養うるとき、之れを作つて會場の裝飾としたといふことが『日本書紀』に見えて居る。即ち造庭の事もまた太子攝政中に濫觴を見るのである。

また同じ二十年には、百濟から味麻之といふ者が歸化して居るが、これが音楽を傳へたことは特筆されねばならない。『書紀』に、

百濟人味麻之、歸化して曰はく、吳に學んで伎

樂儻を得たりと。則ち櫻井に安置して、少年を集め伎樂儻を習はしむ。是に於て、眞野首弟子。新漢齊文の二人之れを習ひ、其の儻を傳ふ。

と見えて居り、これより後、種々の樂器と共に日本の音楽が發達の一路を向上することになつた。今日なほ四天王寺、法隆寺（天王寺の石舞臺、法隆寺の板舞臺）や春日神社に傳ふる舞樂は、推古以來の古風を存するものと謂はれ、また大きな寺院には必ず付屬の樂人があり、佛教の法會には總て外國音楽を用ひる儀禮となつたのも、味麻之の所傳以來、つひに一定の慣習となつたものである。

以上のやうに、音楽、美術、工藝の各部門が、澎湃として勃興發展の新天地を開拓することを得たのは、すべて佛教興隆の時運を主流として、氾濫した自

と、まことに宜なりと謂はねばならない。

第三節 産業 交通

太子はまた、殖産興業利用厚生を、治體の要と爲すことを閑却せられず、従つて民力を休養することにも意を注がれた。『憲法』の第十六條に、

民を使ふに時を以てするは古の良典なり。故に冬の月には間あり以て民を使ふべし。春より秋に至るまでは、農桑の節なり、民を使ふべからず。それ農らずんば何をか食ひ、桑はすんば何をか服む。

とある御言葉を通して見ても、その有りがたき御精神が拜察せられねばならない。『推古紀』十五年の條に。

然の狀勢であつたのである。無論それまでに、我が國には何ら文化もなく、音楽も工藝も何もなかつたと極言することは出来ない。だがしかし、組織的、體系的に見て、推古朝以前に、特に取りあげられるものとして、何があるであらうか。何と云つても、日本文化史上……建築、工藝、美術、音楽……有らゆる藝術史の初頭、絢爛たる第一ページを飾るのは如上、聖德太子によつて開發誘致せられたものであることは、掩ふべからざる大事實として、何人も承認せざるを得ないであらう。太子は、崇高なる理念の下に、かやうに新文化を輸入し建設せられたが、それも太子御自身が、偉大なる藝術家であらせられ、すべてに對し、十二分の御理解と御同情と、そして綜合的御識見とを以て、親ら指導提撕せられたのに因るので、百工の祖と仰がれ文化の母と讃へられるこ

是の歳冬倭の國に於て、高市の池、藤原の池、肩岡の池、菅原の池を作る。山背の國には大溝を粟隈に掘り、河内の國には戸畑の池、依網の池を作る。

と見え、『太子傳曆』にはなほ此の外に、大和に於て三立の池、山田の池、劍の池、河内に於て大津の池、安宿の池を擧げて居り、其の他『使を諸國に遣して池を築くこと國の大小に隨ふ』とあるから、澤山の池溝を各地に作られたことが知られるので、同二十一年の條にも、

冬十一月、掖上の池、畝傍の池、和珥の池を作る。又難波より京に至るまで大道を置く。

とあり、また十五年の條に『毎國屯倉を置く』といふ記録もあるので、農桑灌溉のための池溝等ばかりでなく、備荒倉廩のやうな設置もせられ、また道

路を通じ、驛馬傳遞の制をも設けられて居るのである。殊に半島、大陸との交通いよ／＼頻繁なるにつれて、船舶の必要も自然その度を加へるに至り、造船の技工も大に進歩を促された。隋使裴世清を迎へたとき、三十艘の船舫を美々しく飾り立て、江口に待ちまうけさせたことは、前に記したが、その頃すでに水陸の交通整備は、大に見るべきものがあつたのである。

二十六年には、河邊臣を安藝に遣して、造船に従事せしめられたといふ事蹟もある。これについて、一つの興味深き傳説が語られて居る。それは……河邊臣が安藝に下つて、所要の資料を諸處に物色して歩いて居るうち、深山で頗る良好の船材を見出し、喜んで早速伐裁しようとしたとき、或る人が現はれて、驚きと怖れの眼を瞠りながら『それを伐つてはなり

ません。それは解瀨木と申す靈木で、理不盡に伐つたりするならば、忽ち落雷して取り殺されるであります。

ませう』と諫止するのであつた。しかし河邊臣は聽かなかつた。『理不盡に伐るのではない。畏き勅を奉じてする事であるぞ』と云つて、多くの幣帛を供へ、人夫を督して敢然これを伐らしめたのである。

と、俄然一天かき曇り、やがて猛風豪雨、閃電空に激すといふ凄壯の光景を現じた。此のとき、河邊臣は劍を按じて突つ立ち、キツと天の一方を睨んで叫んだ。『雷神よ。人夫の一人をも害うてはならぬ。

若し人を殺さねばならぬならば我が一命を取れ！』雷鳴は耳の鼓膜も破れむばかりに轟き馳せたが、それも十返ばかりで収まり、雷雨も散じて、つひに何事もなかつた……といふのである。傳奇挿話に過ぎないとするも、亦以て我が皇室の神聖尊嚴と、臣民の

獻身奉公とを、劇的に表はしたものととして、特に慶快の情を喚ばれざるを得ない。

かやうに、太子は産業交通に心を注がれ、國利民福を圖られたのであるが、産業の興盛と共に、整つた文化人の生活を爲す上に於て、必要缺くべからざるものは曆日である。ところが上代我國には、未だ曆法といふものがなかつた。それを創めて用ひられたのも、亦實に太子であらせられるのである。

第四節 曆と國史

およそ其の國に曆日がないといふことは、國の中心たる都がないといふに同じであり、都を有たぬ國とは、即ち亡國と同じ意味になる、これほど大きな國辱があらうか。國家の中心に統制あれば、そこを

本位、目安として、天地陰陽の變更、四時季節の推移を觀測し、自然現象と人生生活との順應快適なる或る標準が見出だされる。即ち天文、地理、人事の微妙なる交渉關係を規定したものが、曆日であると謂ふことが出来るので、或る程度の文化に達したる國には、必ず曆法の有る所以である。曆によつて日時年月が刻まれてゆくところに、人類の歴史が記録される。曆が無くして國の歴史を見るといふことは不可能事である。だが口惜しいことではあるが、我が上代には、未だ之れが整つた形を見ることが出来なかつた。高天原以來、言ひ傳へ語り傳ふといふ舊辭を、碑田の阿禮が口誦して、それを太安麻呂が撰した『古事記』の出來たのは、奈良朝の始め、元明天皇の和銅五年（皇紀一三三二）であり、勅撰國史の最古のもの『日本書紀』の出來たのは、それより九年

後の、元正天皇の養老四年である。これは現存最古のものとしてせられるが、之れより百餘年前の推古の朝に、聖德太子によつて、すでに曆も國史も撰修の手を染められたといふことは、實に國家的一大記録として、特筆を値するものでなければならぬ。

『政治要略』の年中行事曆奏の條に、

小治田の朝（即ち推古の朝）十二年歲次甲子正月戊申（申は戌の誤）始めて曆日を用ふ。

とある。『日本書紀』には、これより先、欽明天皇の十五年二月、百濟より曆博士固德王保孫の來朝したことを記して居るが、曆法を傳へたといふ事實は無かつたらしいので、正式に曆を用ひられたのは、推古天皇の十二年正月を以て權輿とせられたのである。

太子が採用せられた曆は、此の前々年の十年十月

に歸化した百濟の僧、觀勒の傳ふるものであるといはれて居る。『推古紀』の其の條によれば、觀勒は、曆本、天文、地理の書、並びに通甲方術の書を來貢し、數人の書生を選んで之れらの書を學習せしめられ、陽胡史祖玉陳が曆法を、大友村主高聰が天文と通甲を、山背臣日並立が方術を、それら觀勒に就いて傳習し、皆な其の業を成すとある。觀勒は非常な博學多才の人だつたやうである。天文といひ、通甲方術といふのは、後世流行の九星判斷、陰陽道の類に似たやうなものであつたらうといふので、あまり問題にされないのであるが、曆は恐らく元嘉曆と呼ばれるものを傳へたのであらうと謂はれて居るのである。が、また一説には『皇和通曆』に「元嘉曆」は、持統天皇の五年に用ひられ、次の文武天皇の元年に至つて「儀鳳曆」を用ふることになつたといふ

記載があるに據り、推古の朝に初めて用ひられたといふのは「元嘉曆」ではあり得ないから、それが如何なる曆であつたかは明かでないとも言はれるのである。

「元嘉曆」といふのは、東晉が亡びて南北兩朝對立となつた南朝の初朝宋の第三主文帝の元嘉年中——推古天皇の御代より大約百八十年前——に嘉承天といふ人が作つた曆であり、「儀鳳曆」といふのは、唐の第三主高宗帝の儀鳳年間——推古の朝より大約八十年後——に李淳風の作つたものである。或はまた説を爲していふ……聖德太子は、百濟から齎らした「元嘉曆」を本として、觀勒、玉陳等をして新曆を作らしめたのであらう。そして以來五十餘年、持統天皇の頃まで用ひられて來たのが、實際上舊い「元嘉曆」には段々不備の點あることがわかり、困んで

たところへ、新に出来てまだ十年ばかりしか経つて居ない『儀鳳曆』が唐から渡つたので、初めは兩曆を並用せられ、やがて舊曆は廢し『儀鳳曆』に一定せられたのであらう……と。どうも此の説が妥當性を多く帯びて居るやうに思はれる。

農産を以て、古來生活の中心として來た我が國民が、推古の時代に至るまで、全然、曆といふものを知らなかつた筈はない、といふ論難も有る。それはたしかにさうで、我が上古の民人が、左様に素朴無智の者であつたとは考へられない。可なり古き時代から、大陸と交渉のあつた形跡は明かであり、彼地に漢曆あることを知つたのも、相當早い頃であつたにらひないので、民間には或る種の曆または類似的のものが、廣く實用せられて居たことは疑ふべくもない。たゞそれが整備せる形に於て、國家的に公

然と用ひられたといふ記録は、推古天皇の十二年を以て最初とするといふので、即ち太子の御功績中に、重要な一として特記せられる所以である。曆法の實施が、國民の實生活上に便益を加へると至大なるものゝあつたことは、想像に十分であるが、太子は此の曆に依つて、我が國に未だ見なかつたところの國史を編修せられた。曆法がなくては歴史の作りやうもない。つまり曆の採用は修史の土臺を爲すものであつたのである。

修史のことは『推古紀』二十八年の條に見え、是の歲、皇太子、島の大匠(蘇我馬子)と共に議りて、天皇記、及び國記、臣連、伴造、國造、百八十部並びに公民等の本記を録したまふ。

とある。十二年に曆を定めてから、こゝに至るま

で、どれだけの日子と御精神とを注がれたことであらう。舊國大國を以て自負自尊の支那は勿論、わが隸屬の半島にさへ、すでに早く曆も歴史もあつたのに、我が日本には之れを持たなかつたとは、何としても不面目の上もないことであつたのが、こゝにまた彼と對等の一要件が具備せられ、太子が終始一貫の自主的精神は、着々と満たされて行つたのである。(冠位十二階の制は十一年であり、憲法十七條の發布は十二年であり、小野妹子が初めて隋に遣はされたのは十五年である。)

かくも太子の御精神をこめられたる此の國史が、今日にその片鱗だも見る事が出来ないとは、眞に千載の恨事である。それは、太子薨去二十三年後、孝德天皇の大化元年(紀元一三〇五)驕兒蘇我入鹿が禁裏に誅せられ、次いで蘇我邸へ討伐の官軍が迫

つたとき、入鹿の父蝦夷は、をぞくも焦土戰術を弄し、火を放つて自滅したが、修史の業は太子薨後、蘇我氏の家に引續がれてゐたので、天皇記、國記等悉く他の重器珍寶と共に、烏有に歸したのである。

しかし一説には、此のとき船史惠尺といふ者が、火中より取り出して、中大兄皇子(此時皇太子、後の天智天皇)に獻つた。それが原料となつて、近江の朝に律令と共に、編修を進められ、天武天皇に至つて、川島皇子が奉じて、中臣大島、平郡子首兩人に筆を執らしめたのが『日本書紀』の底本で、それが元明、元正二朝に修補せられて、養老四年完成を見て、舍人親王より獻進せられたのであるといはれて居るのである。

なほ世に流布する『先代舊事本紀』(『舊事紀』とも『舊事本紀』ともいふ)が、聖德太子の撰に成れるもの

として、往時は大に尊重せられた。寶永十一年刊行せられ明治三十一年『國史大系』卷七に收めらる。それは其の序に「大臣蘇我馬子宿禰等奉勅修撰」と書し、「夫れ先代舊事本紀は、聖德太子且に撰びたまふ所なり。云々」(原漢文)といふ序文を掲げてあるにやのであるが、元來この「先代舊事本紀」なるものは、平安初期(大同三年より弘仁四年までの頃)の頃、『古事記』『日本書紀』等より、糊と剪とで編纂したものであつて、それに馬子の序文など偽作して、聖德太子の、天皇記、國記などに假託したところに、學者の非難が起るのである。多田義俊は、『舊事本紀偽撰考』一卷を著し、伊勢貞丈は、『舊事本紀剝偽』一卷を著して、共に、本書の偽作にして、取るに足らぬことを辨じて居る。本居宣長曰はく『世に、舊事本紀と名づけたる、十卷の書あ

り、これは後人の偽り輯めたるものにして、更に彼の聖德太子の命の撰び給ひし、眞の記にはあらず、然れども、無きことを一向に造り書けるにも非ず、只古事記と書紀とを取り合せて、集め成したるなり。』と。新井白石曰はく、『今其の書を閲するに、重複錯亂、其の撰定すといふ所のものも、猶是れ未成の書なり。彼の神奇鬼怪の事に至りては、其の好むところに淫して、老に入らざれば佛に出づ。後の異端の徒、其の説を附會すること、其の由來なきにあらず。』と。以て、その内容を知るべきである。

然るに、こゝに更に、別に「先代舊事本紀一名先代舊事大成經」と稱するものがある。これこそ、聖德太子御撰の舊事本紀であると稱して、正部三十八卷、副部三十四卷、計七十二卷から成つて居る。(一部分だけ現存す)これは、天和元年、志摩國伊

雜宮の祠官、永野采女と上野國館林廣濟寺の住職、潮音と申合せ偽作出版せしものであるが、その罪により、兩人とも、流刑に處せられたのである。但、潮音は、五代將軍綱吉の生母、一位殿歸依の僧たりしに依り、一位殿の請により、流刑を免じ、上野國黒瀨山へ轉住を命ぜられ、取扱の書林、豊島屋豊八は追放せられ、板木燒却せられたのである。その理由は、太神宮の本體は、伊雜の宮であるといふことを記述して居るといふ點に對して、伊勢神宮よりの訴訟があつたためであるが、この書の中に、『憲法本紀』なるものがあつて、五種の憲法が掲げて居る。謂はゆる『五憲法』なるものがそれである。聖德太子の『十七條憲法』は、その中では、『通蒙憲法』と題して掲げてあるが、内容を改めたり、條章の順序を入れ代へたり、誠に以て恐れ多い所行を取

てして居るのである。この點からでも、流刑は當然であるときへ、言ひたいのである。かゝる奇怪な著書の世に出たのも、畢竟「先代舊事本紀」の如きものがあつたからであつて、新井白石が、『後の異端の徒其の説を附會すること、其の由來なきにあらず。』と喝破したのは、其だ卓見といふべきである。

第五節 感化救濟

太子が、我が國體明徴の爲めといふ理念の下に、大に佛教を興隆し、儒教を活用せられたといふ意味は、前來繰り返し言つたことであるが、特に佛教は、太子に於かせられては、宗教であると共に、道德であり、學問であり、政治であり、藝術であり、およびそ總てであつて、即ち全人格が佛教そのもの、權化

とも見られるのである。佛心とは大慈悲是れなりといふ、太子は此の無私無邊なる大慈主義を、有らゆる方面に擴充し、躬を以て具現せられたのである。前に片岡山の飢人のことや、四天王寺四箇院のことを記したところを以て見ても、太子の此の理想精神は、よく窺はれるであらう。四箇院は實に我國に於ける佛敎主義社會事業の濫觴であるが、太子の施設は、今日よくいはれる、社會政策などでは決してない。何等かの爲めに、手段として行ふといふ國家的社會的の事業ではない。實に太子御自身の中心信念から、同胞國民の上に、送り注がれた、止みがたき博大なる仁慈のあらはれであつたのである。前にあげた四天王寺四箇院縁起の文に見る如く、施樂院は病者に藥を施すところ。療病院は病人を引き取り、看護養生せしめる慈善病院。悲田院は孤獨

無縁を救恤する、無料宿泊所と孤兒院と養老院とを兼ねたやうな處。而して敬田院は、學問、修養、信仰を授けるところ。前三者は身の不幸を救ひ、後の一は精神上的の糧を給す。即ち身心不二、靈肉一如の佛敎思想から、展開されて居ることが知られるのである。悲田とか、敬田とかいふ田の字は、農夫が田を耕して種子を蒔いたのが、一粒萬倍の秋の收穫を見ると云つたやうに、慈善博愛の言行は、無量の福德を自然に結果し應報を受けるといふ意味で、佛敎の術語にこれを福田と云ひ、經典中には七福田、八福田種々の福田が説かれ、佛が最も懇誠して居るところの實踐道徳である。八福田といふのは、一、曠野の道路に於て義井を穿鑿し、以て往來渴乏の人を濟ふ、これを福田と爲す。

二、通津斷港の處に橋梁を修造し、用つて往來の人を救ひ、以て病涉の苦を免れしむ、これを福田と爲す。

三、道路嶮阻の處をば則ち之れを平坦にし、窄隘の處をば則ち之れを開闢し、以て往來顛倒の患を免れしむ。これを福田と爲す。

この三は、交通の便を計り、人を利し世を益する慈善の業である。

四、父母は形生の本たり。教養鞠育、愛念至切なり。子は當に身を竭して親の意に順適し、以て劬勞の思に報ゆべし、これを福田と爲す。

父母の恩は山よりも高く海よりも深し。孝は百行の本、これが善事の最大なる言ふまでもない。

五、三寶とは佛と法と僧となり、學すべく貴ぶべし。之れを稱して賢と爲す。その大功德を以

て普く群生を濟ひ、覺岸に超登す、故に當に歸依恭敬すべし。これを福田と爲す。

三寶は、前に十七條憲法のところで述べたやうに、宇宙天地の三大原理を象徴したもので、信仰の對象である。

六、病患の人は、衆苦、身に集まる、實に悲憫むべし。當に湯藥及び所須の物を給與し、その

四大調和し（健康體のこと）身に安樂を得しむ。これを福田と爲す。

七、貧窮の人は、所須缺乏して飢饉逼迫し哀苦する所なし。當に慈憫の心を起して、その所須に隨つて皆之れを周く給すべし、之れを福田と爲す。

この二は、賑恤救濟で、恰も四天王寺四箇院の施藥、療養、悲田の三院の主旨に合致して居る。

八、無遮は周遍の義なり。曰はく、普度の大會を修設し、一切の沈魂滯魂をして悉く三寶の慈力によつて、皆な苦趣を脱離して、而も善道に超昇することを得しむ、之れを、福田と爲す。

これは平等利益の願を以て、眼に見えぬ一切の精靈にまで功德を供養せんと法會を營むので、精神的救済、即ち靈の糧を與ふものであつて、第五と並せて恰も敬田院の主旨に契ふものである。「梵網經」には、八福田の中、看病の福田を第一とし、病苦の人を見て供養することは佛の如くにすべしと説き、また「一切の男子は是れ我が父なり。一切の女人は是れ我が母なり……まさに方便を以てその苦難を救護すべし」とまで切言せられてある。太子は此の博大にして至切なる慈悲博愛の精神を、あらゆる方面に

身を以て實踐せられたのである。

宗教信仰と社會事業とは、本質的には其の立場が全く別なものであると理論づけられもするが、しかし、佛教の正しき信仰が、そのまゝ滲み出るところ、社會の實際生活の上に、或は救貧ともなり、防貧防犯ともなり、或は施藥救療ともなつて現はれるといふのは、必然的歸結であつて、當然さうあるべき筈のものである。但しそれは内に止みがたき慈悲心が、外に形となつて現はれるので、無私、無條件、絶對にして、身心一如、靈肉一致の解脱救済が行はれるのである。近頃世間には、擬似宗教とか、類似信仰とか、呼ばれるものが少からずあつて、病氣その他の不幸に惱める人情の弱點につけ入り、或る本さへ讀めば病苦も貧苦も消滅するとか、一句の詩篇見たやうなものを唱へると、死んだ豚が生き返つて歩き

出すとか、或は人間の病氣も災厄も、何處かへ振り替る法があるとか、舊いところでは依然として方位方角、日の吉凶などを云つて、禍福轉換の法を施すなどの迷信邪信が、可なり根強く蔓つて居るやうであるが、それらは無私、絶對なる理念だの信念だのは微塵もないのみか、大ていは私心私慾を逞うして私腹を肥さんが爲めの營業としか思へない、といふのが比々然りであらう。それといふのも、現代の佛教徒自身の低俗さが、聖徳太子の御信仰を信仰とし、御理想を理想として、太子の實踐道德を實踐すべく、あまりにも無氣力、無志操であるが爲めに、さうした擬似類の宗教といふものゝ乗すべき隙が大きいので、ます／＼跳梁するのではあるまいか。有形的の救済には、その基底に崇高なる精神の裏づけがあつて、人を感化する迫力がなくてはならぬ。

即ち正しき信仰から溢れ出た、絶對無條件なる大慈主義にして、感化と救済とが並行し、靈肉共に完全に解脱安樂を得しむるといふ、眞の社會事業が出来るといふもので、こゝに太子の御人格、御事業の偉大さが、いよ／＼尊く仰ぎ見られねばならないのである。

『日本書紀』を見ると、太子の『藥獵』のことが記されてある。それは推古天皇の十九年五月五日に行はれた記録で、此の日は、豫め曉大鷄鳴の時を定め、諸臣一齊に高市郡の藤原の池の上に集合し、打ちそろつて菟田野に赴き、前部は粟田細目が、後部は額田部比羅夫が率領して、藥草を採取したのである。諸臣の服装は、前に定められた、冠位の制により、而も正装で、各々華鬘を着け、大徳小徳は金を用ひ、大仁小仁は豹尾、大禮以下は鳥尾を用ひたと

ある。時は五月五日、薰風南來、面を吹いて寒から

ず、満目山野、新緑萌え立つところ、五彩燦然たる衣冠の群臣が、彼處此處に散開して、優姿を點描した情景は、さながら天界のひと時を、地上に寫し出したかとも見られたことであらう。願れば、太子以て以來十有八年を経過し、此の間、歷朝難決の宿題であつた任那の日本府恢復の事も解消して、半島の岸うつ浪風も穩かに、大陸との國交も對等に開かれて、國運は新に文化は各面に整備の實を見て、十七年には再度の遣隋使小野妹子も歸朝し、十八年には新羅、任那の人貢使を迎へて、憲接の盛儀を示した。そして其の翌十九年風薫る佳き日を選んで、いとも優雅なる藥獵を執り行はれたといふことは、まことにその時を得たりと謂ふべく、内外無事、天下泰平文字通り王土樂土の實現であつたらうと景仰

の情を禁じ得ない。

此の藥獵は、その後恒例の年中行事の一となつたものゝやうであるが、『日本書紀』には翌二十年の五月五日に羽田（高市郡）に集ひて之れを行ひ、其の裝束はすべて、菟田野の獵に同じであつたことを記し、其の後は『二十二年夏五月五日藥獵す』といふ簡單な記文を見るのみであるが、恐らく毎年の常例として一々録することを省いたのであらうと思はれる。これが衰廢中絶することのなかつたばかりでなく、奈良朝にかけて、いよ／＼盛に行はれた形跡さへあるのである。但し、その形式内容共に、世の降るに従つて變遷して、つひには太子の創められた藥獵の意義とは、大に相違したものになつてしまつたやうである。大伴家持の歌で、『萬葉集』に見えたるものに

かきつばた衣にすりつけますらをの

きそひがりする月は來にけり

といふのがあり、萬葉時代には、藥獵また「きそひがり」（競獵）と稱したのであるが、「かきつばた衣にすりつけ」て華やかにいで立つといふのは、推古の冠位のおもかけを、存したとも見られよう。だがそれが「ものゝぶ」即ち武夫の競獵といふに至つては、優美の扮装とはいへ、殺伐の氣を加へた狩獵田獵となつたものと見られるのである。萬葉學者の中に種々の説があつて、競ひ獵は、四五月頃に野山に生へる鹿茸といふ藥用菌を採取する一種の競技的行事であつたのだともいひ、或はまた、此の季節には鹿の角が若角と替るので、鹿を追うて角を採り、これを陰乾しにして、藥用とする爲めの競獵であると

の季節に鹿の肉を食つて、人の營養藥餌としたものであるなどといふ説もあるのである。だが之れは奈良時代のこと、太子の藥獵は、決してこのやうな狩獵の意味は毛頭もなかつたので、大慈主義に終始せられた太子が、動物を山野に狩るなどの事は、思ひもよらぬ話といはねばならない。

五月五日を以て、藥獵の時と定められたのには據りどころがあるので、『荆楚歲時記』に、

是の日、競うて雜藥を採る……此の月藥を蓄へて以て毒氣を消除す。

とあり、競獵の意味もおのづから明かである。支那では古くより五月五日を不祥の日と爲し、此の日藥草を用ひて病氣災厄等を拂ひ除くといふ習俗があつて、それが謂はゆる端午の節句、屈原を吊ふ意と絡んで日本にも傳はり、菟糝をこしらへ、菖蒲を屠

根に挿したり、葛蒲湯に浴するといふ行事を見るやうになつたのである。太子も此の支那の古俗を採り入れて、五月五日薬獵を創められたものと見る、これには何の疑問もない。そしてその趣旨は、一に太子の博大なる仁慈に發するもので、練武、競技のためにせられる殺伐なる田獵、狩獵に代ふるに、優雅なる藥獵を以てせられた。謂はゆる「德、禽獸に及ぶ」もの、而も競ひ採られた種々の藥草は、施藥、療病、悲田の、福田の爲めに盛に活用せられたのである。

太子の後、佛法紹隆の運はいよく盛に、奈良時代に入つて爛熱の觀を呈したが、『奈良七重七堂伽藍八重櫻』の豪華な佛教文化の中に、また行基菩薩が感化救濟の數々の事蹟や、光明皇后の施浴看病の異迹や法均尼(和氣清麻呂の姉)の孤兒鞠養の美談、

唐僧、鑑真和尚の醫藥傳播、乃至、傳教、弘法等の高僧大師の種々の事蹟等々、佛教精神の發露と見るべき、幾多の社會事業が不滅の記録を遺し、千載に語り傳へられて居るのであるが、かうした佛教主義の社會事業——感化救濟——の其の源は、實に聖德太子に發して居る。即ちこの部門の元祖としても、仰がねばならぬ太子にて在しますことを、銘記すべきである。

此くの如く、日本の社會事業が、推古天皇の御代に、聖德太子の御力に依つて、創始せられ展開して來たことは、全く佛教精神の發露であるが、それは、推古天皇も、聖德太子も、共に篤く佛教を御信仰になつたのであり、且つ、聖德太子は、特に佛教の中でも『法華經』と『勝鬘經』と『維摩經』といふ三部の大乘經典をお選びになつて、深く御研究遊ば

され、これに對しては、立派な御注釋までお書きになつて居るのである。(それ等に關しては、前にも一言して置いたが、後章に於て、更に詳説するであらう。)その三部の大乘經典の中の『勝鬘經』といふのは、勝鬘夫人(印度の、舍衛國の波斯匿王の王女で、阿瑜闍國友稱王の妃となつた方。)が、お釋迦様の説法を聽かれて非常に感激し、遂にその弟子となり、自分の信仰過程を述べた記録を、お釋迦様が、その通りだ、それでよろしい、とお許しになつたのが、『勝鬘經』である。その『勝鬘經』の中に、十大受、三大願といふものがあつて、十大受の第六に「世尊、我今日より、乃し、菩提に至るまで、自ら己がために財物を受蓄せず、凡て所受あれし、貧苦の衆生を成熟する爲めにせん。」とあり、又その第八に、「世尊、我今日より、乃し菩提に至るまで、若し

孤獨、幽繫、疾病、種々の厄難、困苦の衆生を見ては、終に暫くも捨てず、必ず、安穩ならしめんと欲し、義を以て儲益し、衆苦を脱せしめ然る後に乃ち捨てん。」とある。又三大願の第三に、「我攝受正法に於て、身と命と財とを捨て、正法を護持せん。」とある。この『勝鬘經』を、推古天皇の勅命を拜して、宮中で御講讀遊ばされたのである。(『法華經』も、御講讀遊ばされたのであるが、『維摩經』を、御講讀遊ばされたといふ記録は無い。)天皇も、皇太子も、共に勝鬘夫人の志に、隨喜遊ばされたこと、拜察するのである。殊に、聖德太子御自身は、勝鬘夫人の名を取つて、「佛子勝鬘」とも仰せになつたなど、いふ、傳説もある位であるから、勝鬘夫人に對しては、頗る同感共鳴していらせられたように思はれる。それで、勝鬘夫人の、十大受三大願の中の趣旨

を没されて、それを具體化せられたのが、即ち敬田
悲田、施藥、療病の四院である。此くの如く、日本
の社會事業は、皇室の御創始御經營になつたもので
あるといふことに、我等臣民は、感激措く能はざる
ものがあるのである。

第七章 宗教學術上の御造詣

第一節 太子以前の佛教

太子が、内政に外交に、有らゆる文化の上に、空
前の新體制を布き、皇國中興の祖と讃へられるほど
の鴻業を達成せられた御事蹟の全貌は、上來の敘述

によつて看取するに十分であらう。いふまでもなく
それは、千載間出の聖者と稱せられる天稟を以てし
て、各部門にわたる學問知識を該ね、縦横自在にそ
れた驅使し、活用せられたのに由ることであるが、
こゝに吾々は、さうした輝かしい太子の御鴻業に對
して、たゞ外延的に横觀の眼を瞭るだけでなしに、
更に縱觀的に、その内包核心に觸れた或るもの……
即ち超邁なるその識見と、該博なるその智能とを裏
づけた原動力は何であつたかを、深く検討し、諦に
認識することが最も肝要である。端的にいへば、太
子の事蹟功業に、一貫不變なる理想信念の根本を爲
したものは、何であつたかを識らなければならぬ
ことである。若しその御生涯が、たゞに天才的な政
治家、學者、藝術家として、偉大なる存在であつたと
いふのみならば、千古の下『聖德』の英名と共に、

かくまで景仰を新にされるといふ如きいはれもな
く、御事蹟御名聲は御一代若しくは、數時代に留ま
つたであらう。實に太子の御業績の一々が、卓拔な
る理想を以て貫線かれ、これを果遂するに嚴肅なる
信念の熱を以てし、これを按排するに透徹せる思想

識見を以てして實現せられたのである。太子の御生
涯を如何に傳説しようとも、此の一點を閑却するな
らば、龍を畫いて鱗を忘れたものといはれねばな
らない。

『聖德太子と佛法興隆』これが御業績中に最も顯著
な事實であり、太子を全標するものゝ如き觀を呈
し、褒貶二者の論議も、これを焦點として居るが、
實は讚嘆する者も、横議する者も、幾んど大部分は
水中の月を取らんとする猿か、天邊の月に吠ゆる犬
か、と云つた笑止な淺見または偏見であつて、太子

が何のために、佛法興隆に盡されたかの眞實義を徹
見する識者は、甚だ少いことを悲しまざるを得ない
のである。

佛教が公然と日本に初めて傳來したのは、普通に
『日本書紀』に據つて、欽明天皇の十三年（紀元一
二二二）『法王帝説』は八年として居るし、正しくは
七年といふ説もある。といはれて居るが、此の年よ
り聖德太子が攝政となり給ひし、推古天皇の元年ま
で四十二年、この間、佛教は如何なる状態にあつた
か。一應それを概觀することによつて、太子の佛教
興隆への道筋を辿らねばならない。

百濟の聖明王が、佛の功德を讚歎した表を添へ
て、佛像經論を獻進したとき、大臣蘇我氏と大連物
部氏とを中心に兩黨對立して、深刻なる抗争を生じ
たことは、誰もあまれく知るところであるが、兩者

は共に、佛及び其の教である經論が、どのやうなものであるかは、まるで御存知なしに、たゞ争はんが爲めに、可否を争つた形であつた。蘇我稻目の言ひ分は、「諸外國が、皆これを禮拜するといふに、ひとり我が日本だけが除け者になるのはよくない」といふのであるから、對外政策が理由らしく見えるが、外國のものでも取るべきは大に取るべしといふ意味から、進取的、抱擁的の主張ともいへる。物部尾與、中臣鎌子等の反對意見は、「外國の神を祭拜することは、日本の八百萬の神々の御怒りに觸れるであらうから、斷じて入れてはならぬ」といふにあつて、佛を日本の神々と同じものと見たのは、宗教の何であるかを解せぬ當時の粗樸的概念として、止むを得なかつたとするも、これは極端な排他思想で、偏狹な保守的態度といはねばならない。八紘爲宇の盛國

精神からいふも、たゞ外國の者だから、一概に排斥するといふ謂はれない筈である。要するに此の兩者對立は、堂々たる理論主張の根據があるのではなく、前にも言つたやうな黨同、伐異の勢力争ひに過ぎない。それが、たゞく佛敎渡來により、これに藉口して、抗争の資料に利用したものと見ることが出来るであらう。即ち、外來の宗教が、國內に於ける政争の具に、供せられたのである。結局、

天皇曰はく、宜しく情願はむ人に付すべしと、
稻目宿禰をして試みに禮拜せしめたまふ。(日本書紀)

とあつて、日本の神と同じく、公に宮中に入れて禮拜することは許されなかつたが、個人の希望で禮拜したいものは、禮拜して見るもよからう。嫌やな者は拜まねばよい、と云つたやうな御裁斷であつた。

全くこれは「試み」だつたのである。蘇我稻目は大に喜んで、早速向原の自分の家を寺とし、賜はれる佛像を安置して禮拜した。これが日本最初の佛寺佛像である。ところが「後に於て國に疫病行りて、民、天災を致す」とある。これは「欽明紀」十三年の條の記文であるが、此の「後に於て」といふのが幾何の後であるか、ハッキリしてゐないが「法王帝説」に據れば「庚寅の年」とあるから、欽明天皇の三十一年に當り、佛敎渡來の十三年からは十九年目である。疫病は頗る猖獗をきはめたやうで、つひには、天皇も御惱みになり、翌三十二年崩御遊ばされた。御病名は瘡とあるので、流行したのは天然痘であつたと想はれるが、當時の醫術ではどうすることも出来ず、その傳染は底止するところを知らぬ勢であつたにちがひない。此の三十一年には、蘇我稻目が

歿して居るが、こゝに於て物部尾與、中臣鎌子等は「惡疫流行は、蕃神なる佛を禮拜するからである」と、十九年も前に渡つた佛像が、病源を背負つて來たものゝやうに、急に唯し立て、天皇に奏上し、向原の佛殿を燒き拂ひ、佛像を難波の堀江に投棄するといふ暴舉を敢てし、佛敎は一時掃蕩された形となつたのである。しかし疫病は止むどころか一層盛になり、剩へ早魃等の天災も加かはり、人民の慘苦は極度に達した。天神地祇に祈願しても頓と驗がない。これは佛の所爲ではなかつた、といふやうな輿論的傾向も起り、豐御食炊屋姫(欽明の皇女、後の推古天皇)が向原の宮を喜捨して寺を起すといふやうなこともあつて、佛敎はまた更生の一途に浮びあがつた。

敏達天皇の御代となつて、蘇我氏は稻目の子馬子